

## いわゆる「密約」問題に関する調査

### その他関連文書

(2. 1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」問題関連)

(5分冊の1)

#### 【注意事項】

- このファイルは多数のページがあります。
- 印刷する際には留意願います。

大臣より米大使に懇談すべき当面の安全保障問題について

三三二四 米保長

一、先般の総選挙は、國內問題としては労働問題、文教問題等も存したが、外交・防衛問題に於て兩党の間に最も大きな隔たりがあったと思う。選挙の結果は御承知の通りであり、外交・防衛問題に關して云へば、社会党側が熱心に攻勢を展開したに拘らず、自民党の政策に対する支持は<sup>(二)</sup>変りがなかつたと謂うことが出来ると思ふ。今偶々岸總理訪米より一年になるので、此の際此の一年の歩みを回顧して當面の問題を考へて見度い。

二、昨年六月の岸總理訪米に先立つ總理と貴大使との予備的会談の際に、安全保障問題に關し、總理は、

種  
種

6/6

(1) 安保条約を事態の変化に則して改正すべき点として

1. 条約に基き駐留する米軍の配備及使用は原則として日米相互の合意によって行われるべきこと

2. 条約と国連憲章の関係を明らかにすべきこと

3. 条約に期限を付すべきこと

の三点に言及されると共に、

(2) 日本は国防会議で決定されるべき長期防衛力整備計画に従う防衛力増強の努力を続けるが、自衛隊の育成並びに政治的心理的事情も考慮し、米側は陸上戦闘部隊の全面的撤退を含み極力米軍を削減すると共に、米軍施設の再検討を試みる極要監する旨<sup>(1)</sup>を述べられた。而して此等の点は日米会談の際充分検討せられ、主として前記(1)の関係に於て日米安保委員会が発足し、又(2)

の分野に於ては地上戦闘部隊の全面的撤退を含む米軍の大幅削減を見た次第である。

三 斯くて過去一年の間に於て、安全保障の分野に於ける日米関係には相当の進展が見られたが、此の間、昨年秋ソ連が大陸導弾と人工衛星に依つて軍事科学技術の進歩を誇示して以来、共産側は、一方に於て自由陣営の抑制力の中心たる米国の軍事力に疑惑を生ぜしめる様、又同時に局地戦争を否定して中途半端な軍備は無意味であるとの観念を醸成する様宣言を一段と強化した。斯くて日本関係に就て見るも、前記の諸事情と併せ、此の際検討を要すべき種々の問題が生起してゐると思う。

四 以下具体的問題について考へて見度だが、其の一は前記二の(1)に關連し、自衛隊と在日米軍の協力の基本原則の問題である。此

の問題は第五回日米安全保障委員会の際自分から言及したことがあるが、茲に繰返して言うならば、

(1) 安保条約は日本が自衛力を保有しなかつた時期に成立したものであるが、現在日本は若干の自衛力を具備するに至つた、

(2) 日本の自衛力は猶育成の初期にあり、日本及樺東自由陣営の防衛の為め、自衛隊と在日米軍の間に密接な協力が必要である、

(3) 安保条約は米軍の義務を規定して居らず、從而現状は、双方の幕僚当局間の了解を除けば、自衛隊と日本及其の附近に駐留する権利を有する米軍が、事実上並存しているに過ぎない、

と云う事実が存する。日米友好關係の現状よりすれば、斯る事態で充分であるとの考へ方もあり得べく、又安保条約を双務協定に改めると云うことは日本の憲法上其の他の制約から困難である

が、例へば防空に關し、北海道の米空軍が移駐して航空自衛隊が配備されるに至つたとか、防空管制~~係~~<sup>が</sup>漸進的引繼が進行している等の事実もあり、現実の事態の裏付けとして、自衛隊と在日米軍の協力問題に付、日米両政府間に何等かの基本的了解を遂げる必要があると思はれる。

斯る意味の了解としては、

(1) 自衛隊と在日米軍は、日本地域及極東の平和と安全の為め、夫々其の国内法の限度に於て、協力するものなることを両政府

間に於て確認し、

(2) 具体的には例へば行政協定第二十四条の規定する協議に關し、予め準則を幕僚当局間に於て合意せしめることも考へられるべく、

尚在日米軍施設に就ては、米軍の必要とする施設を極力集約的に整理し、且使用の態様を自衛隊施設を米軍が共同使用すると云う建前に改めて行くことも研究すべきであると思う。

次に核兵器及弾道弾基地の問題を考へて見度い。核兵器論争は、昨年秋のソ連の大陸弾道弾人工衛星以来一段と深刻の度を加へ、其の後共産圏諸国との非核武装地帯設置の提唱やソ連の条件付一方的核実験中止声明等のこともあつた。我國に關しては、以上の如き世界的事情に加へ、在日米軍撤退の進行に由り基地問題が漸く下火になつて來たこともありて社会党その他の左翼勢力が其の攻撃の矛先を核兵器問題に集中して居り、従つて此の問題には特に敏感である我國輿論は更に刺戟されてゐる実情である。

されば前国会に於ては、野党は、核兵器持込問題に關して日米

両政府間に如何なる了解が存するか、右は安保委員会で協議され  
ることとなつてゐるか、若し文書に依る了解が存しならならば何  
故之を取付けないか、又沖縄の米空軍や第七艦隊の艦船が核兵器  
を搭載して我国領土に入ることがあるのではないか、等執拗に繰  
返し、更に国会最終段階に於て核非武装決議案を提起すると共に、  
総選挙に際して自民党に対し本件に関する共同宣言を申入れて來  
る所があつた。以上の如き野党攻勢に対しては、政府は、自衛隊  
は核武装せず又核兵器の持込を認めないと云う方針を明らかにし、  
米国に關しては、日米関係に鑑み米国が日本の意図を無視し日本  
の意思に反する措置をとる様なことはないと確信する趣旨を以て  
応酬し、又核非武装決議に關しては其の必要なしとして之を拒否  
して来たのは御承知の通りである。

NATOその他自由陣営の防衛戦略が核兵器の使用を前提としていることは自分もよく認識して居り、此の点に関しては自分は全般的軍縮が何等かの形で具体化することを切に希望するものである。同時に我国の輿論は之を尊重しなければならず、今後益々強化すると予想される共産圏の心理戦に対し、我々としても備へる所がなければならぬと思う。日米間の条約關係に就いて見るならば、米国は日本の意図に拘りなく核兵器を日本に持込み得ることとなつて居り、若し此の点に就て国民が懸念を持つとすれば、政府としては何等かの方法で之を解決する必要がある。殊に核兵器や導弾基地の問題に関しては、他の自由諸國の場合に於ても当該国の意図を尊重すると云う建前がとられて居り、又日本に關しては米国政府要路に於ても現在日本には核兵器は持込まれてい

ならし、日本を核装備する計画もないと言明して居ることであるから、此の問題に關し、両政府間に何等かの了解を達成することが全般的に考えて得策であると考える。

斯る意味の了解として、「米国は日本政府の同意なくしては、核兵器を日本に持込まず又彈道弾基地を日本に設けない」と云う趣旨を確認することが適當であると思う。

六 以上は何れも安全保障の分野に於ける日米間の重要な事項であり充分研究の上、適当な時機に安保委員会に於て協議し度いと思う。安保委員会に關しては、前記二の(1)に關し、猶若干の問題がある。特に在日米軍の日本地域以外に於ける使用の問題に就て、之を協議の対象とするに非れば日本政府と相談なしに行われる在日米軍の使用の結果日本が其の意に反して戦争に巻き込まれること

となる、との議論が跡を絶たない。此の点は国連憲章と安保条約の関係に関する昨年九月の交換公文で専からず明確化された所であるが、今後前記四との関係に於ても更に研究して見度いと思つてゐる。

一年を回顧するに、在日米軍の縮少の結果自衛隊の防衛責任に対する自覚が向上せりとの報告も聞いて居り、又安保委員会の発足が防衛に関する日米協力関係の上に明るい感じを齎す等、相当な進展があつたと思われ、内外の共産主義乃至左翼勢力の攻勢に拘らず現政府の政策に対する支持が動かなかつたことは、先般の総選挙で実証されたと思う。以上申述べたことは、今後の日米協力関係を更に増進せしめ、日本を含む極東の自由諸国全体の防衛に資する様、全般的見地から熟慮の上の結論であり、貴大使に於かれても建設的な気持で之を検討して戴き度。

|                    |            |                |
|--------------------|------------|----------------|
| $\frac{1}{8}$      | 次元(御返却後焼却) | $\frac{9}{16}$ |
| $\frac{2}{8}$      | 半らん        |                |
| $\frac{3}{8}$      | 無字表        |                |
| $\frac{4}{8}$      | 無字表        |                |
| $\frac{5}{8}$      | 半保アブル      |                |
| $\frac{6}{8}$      | 半丸表        |                |
| $\frac{7}{8}$      | 青木義重元      |                |
| $\frac{8}{8}$ (核却) |            |                |
| $\frac{15}{16}$    |            |                |
| $\frac{14}{16}$    |            |                |
| $\frac{13}{16}$    |            |                |
| $\frac{12}{16}$    |            |                |
| $\frac{11}{16}$    |            |                |
| $\frac{10}{16}$    |            |                |
|                    | 同上         |                |
|                    | 正種作成用(原稿印) |                |

安全保障問題の調整に関する件

三三六一九 米保

一 安全保障問題に關し日米間に調整を要する諸事項は、日米安全

保障委員会に關する經緯、並びに新内閣発足後早い機会に外務大

臣在京米大使間に懇談する氣運にあること、等の事情よりして、

先づ右の如き懇談の形で之を取上げることが適當である。當面の

問題として考へられる事項は後記の通りであるが、此等諸事項は

六月十三日会議

次回

外務省大臣書類

参考

専ら東京に於て日米安全保障委員会を中心として爲と検討されるべき事項であり、之を華盛頓に於て採り上げる爲めには東京に於

(次回(6月) 安保問題) て充分の準備を要するのみならず、又華盛頓に於て纏める形とす  
(同上 次回(6月) 安保問題) ることも必ずしも適當ならず、更に七月下旬大臣訪米の場合は何

トドケ  
呈示

の途過早であると思われる。

参考(6月) 6月13日会議

参考(6月) 6月13日会議

二 本件に関して探り上げるべき問題左の通り。

(1) 自衛隊と在日米軍の基本関係について

現在自衛隊と在日米軍の協力の基本関係に關しては何等の合意も存しないが、安保条約は其の靈として右基本関係に付何等かの合意を為すべきや否やの問題がある。(別添一参照)

(2) 標兵器問題

自由諸国の防衛は核兵器の使用を前提としているに対し、國の内外の左翼勢力の此の問題に関する攻勢は激化して居り、此の問題に關し日米間に何等かの合意を為すべきや否やの問題がある。(別添二参照)

(3) 在日米軍の日本地域外使用の問題

在日米軍の日本に於ける配備及び使用は日米間に実行可能な

限り協議することになつてゐるが、其の日本地域外使用に就ても協議せしむることとするに非れば、日本政府と相談なしに行われる在日米軍の使用の結果日本が其の意に反して戦争に巻き込まれることとなる、と云う問題がある。

客年の日米会談の経緯に従すれば、此の問題は、安保条約を相互<sup>防衛</sup>協定に改める等のことなくしては解決困難と思われるが、此の際採り上げるとすれば前記④の一部として検討しては如何かと考へられる。



二 在日米軍配備の協議について

在日米軍の配備（乃至撤退計画）は安保委員会に於て協議されて來ているが、今日の<sup>実</sup>事態は米軍の撤退が「日米会談に於ける日本側の要請に基いて」と云うことで急速に進められ、特に空軍關係に於ては我方の自衛隊育成が追付かずして防衛に空白を生ずる形勢にある。此の意味に於て自衛隊と在日米軍の兩者の力を統合して我が防衛を確保し得る様、在日米軍配備の協議を実質的に強化して行く必要がある。

(4) 軍事援助について

自衛隊整備の質的強化の為めには今後共米国よりの軍事援助に依存する必要ある處、此種援助を受ける為めには我方に於ける秘密保護措置も必要であり、又核弾頭と切離された近代兵器

を受容れる態度を明確にしなければならず、傍々米側に対しても  
我方本自助の実を挙げていることを示す必要もあることは勿論  
であるが、他面米側に対し自衛隊装備の近代化に関する米側の  
積極的援助を要請する努力を払う必要がある。

極  
秘

別添一　　自衛隊と在日米軍の基本関係について

一　安保条約は我国に自衛力の存しない時期に作成されたものであつて、現状は、自衛隊と、日本及其の附近に駐留する権利を有する米軍が、事実上並存するに過ぎず、其の間の協力関係を規定する日米間の約束は存しない。

二　安保条約を改訂して米軍の日本防衛義務を規定せんとするも、其の場合は米国は相互防衛方式を条件とするから、此の方法で協力関係を規定することは現実的でない。

三　在日米軍は既に陸上戦闘部隊の撤退を了し、空海軍も更に縮少過程にある事実よりするも、又現実に例へば防空組織運営に於て自衛隊と在日米軍が事実上共同作業に従事して居る事実よりするも、両者の協力の基本関係に付兩政府間に何等の方法により明確

にし置くことが望ましい。

四、而して現行条約の範囲内で之を行ふとせば、自衛隊と在日米軍は、夫々の国内法の限度で、日本地域の安全のため協力するものなることを交換公文等の方法で両政府間に確認し、具体的措置は防衛庁と在日米軍の間で取極めることとする、等の方法が考へられるが、斯る措置を執る様米側と話合うべきや否やは國の最高決定に俟つ所である。

別添二　核兵器問題について

一、核兵器問題に關しては日米間に最も憂慮すべき不一致が存する。  
国会等に於ける從来の政府の態度に対しても米側は一切沈黙を守  
つてゐるが、例へば「配備は裝備を含むが故に核兵器持込は安保  
委員会の協議事項なり」と云う説明も、米側は協議義務としては  
承認していない。

二、米側は、「核兵器持込を認めない方針である」と云う政府の態  
度に付一切沈黙を守つてゐるが、(1)自由陣営の戰略が歐州に於て  
もアジアに於ても核兵器の使用を前提としていること、(2)米軍自  
身の自衛の為め核兵器の使用を前提としていること、等よりして米  
国は、米軍を日本に置く限り、乃至は日米共同安全保障体制を続  
ける限り、核兵器を日本に持込まないと義務として約束すること

は拒まざるを得なら。従つて現状から一歩進んで例へば国会が核  
兵器決議を為し、或は政府が米側から右の如き約束を取付けん  
とするならば、安保条約体制の維持はむつかしいこととなる。

他方此の問題に關する国会内外に於ける野党及左翼勢力の攻勢  
は激化するものと予想されるが、前記の事情並びに核兵器の進  
歩に伴ふ小型の戦術的核兵器も開発されてゐる事実に鑑み、核兵  
器問題に就ては、野党及左翼勢力の攻勢を現在の限度で歰止める  
ことが必要である。

此の問題に關し、米側と何等か懇談し置くべきや、或は進んで  
核兵器持込を協議乃至事前承認事項とする様話合を為すべきや否  
やは國の最高決定に俟つ所である。

尚本件に關して日米間に右の如き約束を為すとせば、話合の途

次米側に対し特定の場合には機兵艦持込に同意することあるべきことを明にする要あること、又沖繩に就ては米側は何等の約束を論すことも極むであろうから沖繩に關して左翼勢力の反撃が予想されること、等は認識し置く必要がある。

安全保障に関する当面の諸問題に関する件

三月六二四 米保

一月  
十六

如きものがある。

1 本題  
2 本題  
3 本題  
4 本題  
5 本題  
6 本題  
7 本題  
8 本題

- (1) 自衛隊と在日米軍の協力の基本国際  
(2) 在日米軍の日本地域外使用の問題  
(3) 核兵器問題及び之に関連する沖縄問題  
(4) 在日米軍配備の協議強化の問題

(4) 対日軍事援助問題

三月七一會議 二前記の諸点に關し、問題の所在、対案並びに関連して考慮すべき  
大臣次官  
半島長治長 係長 事項は左の通りである。

- (1) 自衛隊と在日米軍の協力の基本国際



5  
8

(1) 問題の所在

（1）安保条約は我が國に自衛力の存しない時期に作成されたものであつて、現状は、自衛隊と、日本及び其の附近に駐留する権利を有する米軍が、事実上並存するに過ぎず、其の間の協力関係を規定する日米間の約束は存しない。

（2）他面、在日米軍は、既に陸上戦闘部隊の撤退を了し、空海軍も更に縮少過程にある事実よりするも、又現実に例へば防空組織運営に於て自衛隊と在日米軍が事実上共同作業に従事して居る事実よりするも、両者の協力の基本関係に付、両政府間に何等かの方法により明確にし置くことが望ましい。

(2) 対策

Coordinating  
会議決了  
文書

自衛隊と在日米軍は、夫々の国内法の限度で、日本地域(及び極東)の平和と安全のため協力するものなることを交換公文により両政府間に確認し、具体的措置は防衛庁と在日米軍の間で必要に応じ取扱めることとする方法が考へられる。

(3) 考慮すべき事項

a、安保条約は米軍の権利のみを規定し、日本地域防衛に関する何等の義務を規定してはないが、前記(2)の措置が出来れば此の点を是正し得る。

b、他面米軍の日本防衛義務を規定する様安保条約を改訂せんとするも、其の場合は米側は相互防衛方式を条件とするから右は現実的ならず、尙前記(2)の措置の程度でも米側が同じ理由で難色を示すことはあり得るが、斯様な措置は日

米安全保謄体制の現状に立脚する臺付けとして必題であると考へられる。

・、日米間に斯る約束を為す場合は、左翼勢力は我が國が米国の防衛戦略の一環として更に深みに入つたと非難攻撃して来ることは予期して置く必要がある。

(四) 在日米軍の日本地域外使用の問題

(1) 問題の所在

在日米軍の日本に於ける配備及び使用は日米間に実行可能な限り協議することになつてゐるが、其の日本地域外使用に就ても協議することとするに非れば、日本政府と相談なしに行われる在日米軍の日本地域外使用の結果、日本が其の意に反して戦争に捲き込まれこととなる、と云う問題がある。

(2) 対策

客年日米会談の経緯に徴すれば、此の問題のみを取上げんとするも安保条約を相互防衛方式に改める等のことなくしては解決困難と思われるるので、前記(1)(2)の対策の一環として、  
基たてて用ひる「極東の平和と安全が脅かされた場合は日米両政府間に協議  
する」と云う趣旨の約束を取付けて本件をカヴァーさせること  
をよろしくお願い申上る。

△ 横浜市内に於ける沖縄問題

(1) 問題の所在

△、核兵器問題に関しては日米間に最も憂慮すべき不一致が存する。米側は、国会等に於ける從来の政府の態度、例へば「配備は装備を含むが故に核兵器持込は安保委員会の協

議事項なり」と云う説明や「核兵器持込を認めない方針である」と云う政府の態度に付、一切沈黙を守つてゐるが、(I)自由陣営の戦略が歐州に於てもアシアに於ても核兵器の使用を前提としていること、(II)米軍自身の自衛の為め核兵器の使用を前提としていること、等よりして米国は、米軍を日本に置く限り、乃至は日米共同安全保障体制を続ける限り、核兵器を日本に持込まないと義務として約束することには至らざるを得ない。従つて現状から一歩進んで例へば国会が核非武装決議を為し、或は政府が米側から右の如き約束を取付けんとするならば、安保条約体制の維持はむづかしいこととなる。

他方此の問題に関する国会内外に於ける野党及左翼勢力

の攻勢は激化するものと予想されるが、前記の事情、並びに核兵器の進歩に伴い小型の戦術的核兵器も開発されている事実に鑑み、核兵器問題に就ての野党及左翼勢力の攻勢を現在の限度で歰止めることが必要である。斯る見地より日米間に何等かの了解を行なへるべき問題がある。

(2) 対策

此の問題に関して米側との間に何等かの了解を取付けるとすれば、  
a、核兵器持込を事前承認事項とする、  
b、核兵器持込を協議事項とする、  
c、改めて一體の在日米軍の設備を協議事項とする、  
等の形が考へられる。

(3) 考慮すべき事項

、米国は核兵器に関する我が国民感情は熟知して居ること、又ミサイルを受容れる諸国に就ても核弾頭持込使用は當該国の意図を尊重することになつてゐること、等よりして米側も前記(2)の如き了解に無下に応じないとは思われないが、斯る結合を為すとせば、其の途次、米側に対し、特定の場合には核兵器持込に同意することあるべきことを明にする用意がなければ結合は成立たない。

り、沖縄に就ては米側は何等の約束を為すことも拒むべく、前記(2)の了解は沖縄を含まない。從て若し斯る了解が出来れば、左翼勢力の沖縄を繞る反撃が予想される。

② 在日米軍配備の協議強化の問題

配備、半島を協議  
されて來てゐるが、今日の実情は米軍の撤退が「日米会談に於ける  
特ニ米軍撤退一括合」  
消極的立場、表裏二付  
不可能ナル如テ協議の  
下 (条)

在日米軍の配備（乃至撤退計画）は安保委員会に於て協議さ  
れて來てゐるが、今日の実情は米軍の撤退が「日米会談に於け  
る日本側の要請に基いて」と云うことで急速に進められ、特に  
空軍關係に於ては我方の自衛隊育成が追付かずして防衛に空白  
を生ずる形勢にある。此の意味に於て自衛隊と在日米軍の両者の  
力を総合して我が國の防衛を確保し得る様、在日米軍配備の協  
議を実質的に強化して行く必要がある。

(4) 対日軍事援助問題

自衛隊裝備の質的強化の為めには今後共米国よりの軍事援助  
に依存する必要ある処、此種援助を受ける為めには、  
(1) 我方に於ける秘密保護措置も必要であり、  
(2) 核弾頭と切離された近代兵器を受容れる態度を明確にしなけ

ればならず、

(3) 米側に対しても我方が自助の実を挙げてゐることを示す必要もあることは勿論であるが、

斯様な前提の下に米側に対し自衛隊装備の近代化に関する積極的援助を要請する努力を払う必要がある。

前記の諸点は、なるべく速かな機会に東京に於て日米安保委員会を念頭に置いて之を米側に提起すべきであると思われるが、同時に我が国の防衛問題に關し、日本政府として充分態度を固め置くべき諸問題がある。殊に米側に提起すべき諸点は、前記(1)より(3)に至る迄米側に求むる所のみ多音形とならざるを得ないのであって、此等諸点の円満なる解決は、防衛に關する日本政府の確乎たる態度が示されることはなくしては堅み得ざる所である。

(1) 防衛に関する日米関係の認識について

従来在日米軍は兎角占領軍の延長として白眼視され、行政協定は米軍を縛る様にとの精神で運営され、又自衛隊は米軍のお声掛けで急造させられたものであるとの気持が政府部内に於てすら存したのではないかと思われる。然るに現状では米軍は相当急速な縮少過程にあるに対して自衛隊の育成は種々の制約下にあり、従来の趨勢を以てしては我国の防衛に空白を生ずる惧大である。依而政府全体として防衛問題に対する認識を新たにし、防衛努力は対米協力であると云う様な誤見を排し、防衛は日本自身の問題であるとの認識に立ち、日米共同安全保障の大局的見地より明確な態度で審議することが必要である。

(2) 防衛施設の確保について

米軍施設の返還は逐次進んでいるが、返還後の処分に關し混亂が絶えず延びては米側の不信を招くこととなる次第である。依而當面に提供してあるものを含め、政府として我國防衛上所要の施設の範囲を確定し、此等所要施設は、國・公・私<sup>ノ</sup>の別を開わず確保する程度を明にし、無用の騒擾を避ける必要がある。尚自衛隊施設の有事の際の米軍共同使用の方途に就ても研究を要する。

此の点に關連し、例へば航空管制塔等の分野に於て、關係官庁をして防衛上の要諦を充分尊重せしめる必要がある。

#### Ⅳ 近代兵器装備について

核兵器について小型戦術核兵器が開発されているが、此の問題及び ICBM の類は別とし、所謂ミサイルに就ては之を受容

れるものなることをはつきりする必要がある。同時に此等近代  
兵器導入に必要な限度の秘密保護立法は是非必要である。

## (二) 沖縄問題

防衛問題に關し、左翼勢力は其の攻勢の重點を沖縄問題に置く傾向を示しているが、現下の國際情勢の下に於ては沖縄に強力な基地があることが自由陣営の為め必要であるとの事實を明らかにし、沖縄の米軍施設には我方は干与せざる立場を堅持する必要がある。

安全保障に関する当面の諸問題について

三月廿三日 保

1/2

大臣

次長

3

次長

4

次長

5

次長

6

次長

7

次長

8

次長

9

次長

10

次長

11

次長

12

次長

13

次長

極  
秘

一 安全保障に関する当面の諸問題について  
(1) 共同防衛体制充実に関する事項

1. 自衛隊と在日米軍の協力の基本関係について

現在幾種に自衛隊と在日米軍が並存しているが、行政協定  
第二十四条に、両政府は、非常事態が生起した場合、「日本  
区域の防衛のため必要な共同措置を執る」・「たゞ直ちに協議  
すると云う規定があるのみで、安保条約は米軍の日本防衛義  
務を規定せず、自衛隊と在日米軍の協力の基本関係に付両政

府間に何等の約束は存しなじ。此の点に關し、自衛隊<sup>が</sup>在日

米軍と並存する現状の裏付けとして、両者の協力の基本關係に付、安保条約自体は其の體として、兩政府間に何等かの合意を為し得るや、又為すべく言や否やの問題が存する。

## 2 在日米軍配備の協議について

在日米軍の配備（乃至撤退計画）は安保委員会に於て協議されて來てゐるが、今日の実情は米軍の撤退が急速に進められ、特に空軍關係に於ては我方の自衛隊育成が追付かずして防衛に空白を生ずる形勢にある。此の意味に於て自衛隊と在日米軍の両者の力を総合して我が國の防衛を確保し得る様、在日米軍配備の協議を実質的に強化して行く必要がある。

## 3 軍事援助について

自衛隊装備の質的強化の為めには今後共米国よりの軍事援助に依存する必要ある処、此種援助を受ける為めには我方に於ける秘密保護措置も必要であり、又核弾頭と切離された近代兵器を受容れる態度を明確にしなければならぬが、他方面側の援助も逐次厳選される趨勢にあるので、米側に対し、我方の計画を明にして積極的援助を要請する努力を払う必要がある。

#### 4. 防衛施設の確保について

米軍施設は逐次縮少しているが、返還後の処分に關し混乱が絶えず、延々ては米側の不信を招くこととなる次第である。依つて、当面米軍に提供しているものを含め、我国防衛

上所要の施設の範囲を確定し、此等所要施設は、國・公・私有の別を問わず確保することとし、無用の騒擾を避ける必要がある。尚自衛隊施設に關し、有事の際の米軍の共同使用の方途に就ても研究を要する。

② 安保条約体制に付調整しき事項

1 在日米軍の日本地域外使用の問題

在日米軍の日本に於ける配備及び使用は日米間に実行可能な限り協議することになつてゐるが、其の日本地域外使用に就ても協議せしむることとするに非れば、日本政府と相談なしに行われる在日米軍の使用の結果、日本が其の意に反して戦争に巻き込まれこととなる、と云う問題がある。集甫ナ

此の点については、(1)在日米軍の日本地域外転用の際は配備の消極的変更として協議されること、及在日施設を作戦基地とする場合は日本政府の事前同意を要することとすること、(2)二点に付約束を取付け、(3)或はより一般的な形で樺東の平和と安全が脅かされた場合日米両政府は協議すると云う趣旨の約束を為すこととする、等の措置が考へられる。

## 2 横兵器の問題

横兵器問題に關する日本政府の態度に対して米側は一切沈黙を守つてゐるが、横兵器の著しく発達等に戰術的横兵器の普及により、亞自由韓半島の戰略が歐州に於てもアジアに於ても横兵器の使用を前提としてゐること、(2)米軍自身の自衛の

為め少くとも職能的核兵器の使用を前提していること、等よりして米国としては、此問題が保守政権による日本内政の安定を害する要素となることを懸念すると同時に、核兵器を今後如何なる場合にも日本に持込まないと約束することは米軍の日本駐屯及安保条約体制の維持を困難なしめるものであるとの意向を有すると考えられる。従つて現状に於て国会が核非武装決議を行うことあらは事態は更に複雑となるものと思われる。そこで、核兵器問題に就ては野党及左翼勢力の攻撃を現在の限度で喰止めることが必要である。

斯る見地より、此の問題に關し米側と何等か懇談し、或は進んで核兵器持込を協議乃至事前承認事項とする機会を設

すべきや否やの問題がある。尚且合を講すとせば、核兵器の定義を核兵器にしほること、及将來機会により核兵器持込に同意することあるべき含みをもたず他の問題を生すべく、又沖縄に就ては米側は何等の約束を為すことも詰むであろうから沖縄に關して左の勢力の反撃が予想されること、等は認識し置く必要がある。

前記の諸点の内、此の際米側に提起すべきや特に御決定願度き事項は、自衛隊と在日本軍の協力の基本關係（二）、在日米軍の日本地域外使用の問題（二）、及核兵器の問題（二）であると思われる。以上に關して如何なる形に纏め導入すべき付、交換公文の案等は事務的に研究してゐるが、元々此等諸点は東京に於

て安保委員会の内外に於て慎重に検討されるべき問題であると共に、米側は安全保障の問題は極めて重大視しているので何処迄我方の要望に応じ来るやは辭ならざるもの、現状のまま推移することは問題であり、何等かの調整をなすこと必要ありと考えおるやに見られ、傍々在京米大使も安全保障問題調整に關し懇談を強く希望して居る事情もあるので、先づ在京米大使との間で問題を提起して双方囁きなく意見を交換し、逐次合意し得べき形を形成して行くことが適當であると思われる。

東  
御  
事の如  
内閣之  
記號  
國  
元  
三  
八

安全保障条約（A案）

（論文略）

一一一、一、一、一、一

王四

第一条

日本国に対し武力攻撃が行われ同時に又は引き続きアメリカ合衆国に対し武力攻撃が行われることにより極東の平和が破壊されたときは、両国政府は必要ないつさいの援助を相互に与えるものとする。

第二条

極東における平和の破壊の急迫した脅威が生じた場合、両国政府は直ちに協調しなければならぬ。



#### 第四条

第一條の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。このような措置は、国際連合の安全保障理事会又は他の適当な機関が国際の平和及び安全を回復し、かつ、維持するため必要な措置を執つたときは、終止しなければならぬ。

#### 第四条

1 第一条の目的が即時かつ効果的に達成するため、アメリカ合衆国政府は、日本国政府の眞體に鑑みて軍隊を日本国領域内に配備することを受諾する。

2 本国内に配備されるアメリカ合衆国軍隊の兵力及びその主張

航行機械をとつづけ  
風呂下すま。

な装備並びにその軍隊の使用に供されることがある日本国内の施

設及び区域は両国政府の合意によつて決定されるものとする。

日本国内に配備されるアメリカ合衆国の軍隊の地位は、別の協定において定められるものとする。

### 第五条

1 この条約は、締約国の国際連合憲章に基く権利及び義務又は國際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解してはならぬ。

2 締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、自國が関係することがあるいかなる国際紛争も平和的手段によつて國際の平和

及び安全並びに正義を怠くしないように解決すること、並びに、  
その國際關係にかゝり、國際連合の目的と両立しないいかなる方  
法による武力による威嚇又は武力の行使も實行とを約束する。

#### 第六条

この条約の実施に關して相互の協議を必要とするすべての事項に  
關する日本国とアメリカ合衆国との間の協議機關として、合同委員会  
を設置する。合同委員会は、必要とする補助機関を設置すること  
ができる。

#### 第七条

この条約の実施に關する細目は、西政府の協議より合意される  
ものとする。

第八条

この条約は、平九百六十二年七月三十一日まで効力を有し、その後は、本条を定めるとおりにより終了するまで効力を存続する。  
されど一方の締約国も、他方の締約国に対して一年前に文書による警告を發したとおどりて、前項に掲げる期日又はその後

ある。

極  
秘  
4  
5

第一條

日本国及びアメリカ合衆国に対し武力攻撃が行わられるときは、各締約国は、国際連合憲章第五十一条によつて認められてゐる個別的又は集団的自衛権の行使として許される範囲内において、必要なにつきの援助を相互に与えることにより、西東における安全を回復し及び維持するため協力するものとする。

安全保謢条約（日米）

（前文略）

第一条

1 日本国に対する武力攻撃の阻止に寄与するためには必要なアメリカ合衆国は、

カ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を相互の合意による決定に基き日本国内に配備する権利を、日本国は、譲りし、アメリカ合衆国は、

これを受諾する。

2 前項に基いて相互の合意によつて決定されるべき事項の中には、

日本国内に配備されるアメリカ合衆国軍隊の兵力及びその主要な

極  
秘

4  
5

設備並びにその軍隊の使用に供されることがある日本国内の施設及び区域が含まれるものとする。

3 日本国内に配備されるアメリカ合衆国の軍隊の地位は、別の協定により定められるものとする。

第二条

1 日本国に対する武力攻撃又は武力攻撃の脅迫した脅威が生じた場合には、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、日本国の防衛のため必要な共同措置を執るため直ちに協議しなければならぬ。

2 前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、直ちに国際連合安全保謢理事会に報告しなければならぬ。このような措置は、国際連合の安全保障理事会又は他の適當な機関が国

國の平和及び安全を圖るゝかゝ、維持するため必要な措置を  
執つた上に於て終止されねばならぬ。

### 第三条

アメリカ合衆国がこの条約の第一條に基いて日本国内に配備され  
た軍隊全同条及び第二条第一項に掲げられた目的以外の目的に使用  
しようとするときは、専前以日本國の同意を得なければならぬ。

### 第四条

上記の条約は、該約同の田原連合憲章に基く権利及び義務又は國  
際の平和及び安全を維持する國際連合の責任に対するものか其  
る影響も及ぼさるものではなく、また、及ぼさると解してはならぬ

六二〇

（2）締約国は、国際連合憲章に定めるとおりに從て、両国が關係する事があるかなる國際紛争も平和的手段によりて國際の平和及び安全並びに正義を追求しならうように解決すること、並びに、  
（3）この國際連察たるべく、國際連合の目的と兩立しならうかる方法による武力による威嚇又は武力の行使を慎むことを約束する。

#### 第五条

この條約の実施に關して相互の協調を必要とするすべての事項に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協議機關として、合同委員会を設置する。合同委員会は、必要なする輔助機關を設置することができる。

此の条約の実施に関する期日は、西政府の協議により合意されるものとする。

### 第七条

1 この条約は、一千九百六十二年七月三十一日まで効力を有し、その後は、本条文を定めることにより終了するまで効力を存続する。  
2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し一年前に文書による予告を与えることによりて、前項に掲げる期日又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

日米間の安全保障問題に關する件

三月廿二日　米保

一 日米間の安全保障に關する基本的な問題に就て、(1)共同安全保障  
に対する認識、(2)現行安保条約の不平等性、(3)軍事科学技術の發  
達の影響、の三點から検討する。

二 前項(1)は最も根本的且論理的な問題であるから暫く之を擱めて先  
づきを擡上せる。安保条約に關しては今日種々の議論があるが、  
其の所謂不平等性とは、「米国が日本に駐兵する権利を規定し乍  
ら日本に關して何等の義務を負つてゐない」と云うことである。  
(1) 安保条約は、其の締結に關する日米間の話合に當つて当初日本  
側は双務的な条約を考へてゐたが、日本側に於て憲法上の制約

並びに防衛力を具備していないことからして現行条約の様な形

に落着いた次第である。安保条約は本来日本の安全保障の基礎となつて来たが、他面条約の形式的部面に關し、具体的には、

1. 米国は日本防衛の義務を負はず、而も

2. 米軍の日本に於ける配備は米国が一方的に之を決め、更に  
3. 在日米軍の日本地域外使用は米国が一方的に行う

と云う三點が批判の対象となつて來た。

(1) 附此等の諸点は種々の形で日米間で話合はれて來たが、就中、  
相互防衛方式に関しては一九五五年の重光大臣渡米の際同大臣  
よりダレス國務長官に提起されたが日本側の負うべき義務の問  
題に關する不一致から結論に至らず、又一九五七年岸總理訪米

の際米軍の日本に於ける配備使用は日米間に協議することを含めて条約の運用を極力双務的にする様大局的な意見の一一致を見る、等のことがあつた。

（今日の情勢から此の問題を考察するに、

1憲法上の問題は、自衛力に関する憲法の解釈の発展に拘らず、依然として制約として存在し、憲法改正は容易に具体化する見込なし、他方

2自衛隊の育成が徐々に進んで或程度の自衛力が存する、

3在日米軍が大幅に削減され、今後も引き続き削減される見込んである、

等の事実に鑑み、日米安保体制に付何等かの調整を試みる得る

やが問題となる。

（二）安保条約の不平等性を除去することは日本側の久しく希望して来た所であり、且田米共同安全保障体制を建設的に強化する所以であると考へるが、具体的には前記（一）の三点を如何に措置するかと云うことであつて、安保条約自体の改正は、日本側から見るならば此の三點に対する解決を含むものでなければならぬ。茲に於て考へ得る第一の方法は依然として相互防衛方式であるが、本方式に於ける問題は、日本側に於ける（1）憲法の範囲内に於ける自衛隊の防衛協力、（2）基地供与、（3）後方協力の三を基盤として米側が相互防衛方式を受け得ざるやに存する。

（三）次に相互防衛方式に至らざる限度で、換言せば法律的には現行

安保条約の範囲内に於て措置せんとする場合は、

1. 現に我国には自衛隊と日本に駐留する権利を有する米軍とが並存しているが、両者の協力の基本関係に付兩政府間に了解を明示すること。

2. 在日米軍配備の協議は、自衛隊と在日米軍の両者の力を総合して日本の防衛を確保し得る様、之を実質的に強化すること、  
3. 在日米軍の日本地域外使用は日本側と協議することとし、特に在日施設を作戦基地として使用する場合は日本側の事前同意の下にすること。

等の諸点に關し兩政府間に何等かの形の合意を達げること本考られる。

三、次に最近に於ける軍事科学技術の急速な発達が安全保障に関する日米關係に及ぼしてくる影響を検討する。

(1) 一般的に留連する必要があるのは、ソ連の一連の成功に発する共産圏の平和攻勢乃至心理戦である。即ち共産圏はソ連の成功を最大限に活用して米国を中心とする自由陣営の抑制力としての軍事力に対する信頼を動搖せしめることに努め、書翰外交、核兵器装備提案等に依つて平和攻勢を展開し、硬軟両機の態度で自由陣営の切崩しや所謂中立諸國の西歐離反を図つて居り、我國に対しても中ソ西匪より強大な圧力がかかつてくる。

(2) 長距離弾道弾の発達は兵力の戦略的配備に変革を齎すが、此の意味に於て極東に於ける日本の戰略的地位も直ら變つて来る。

即ち常識的に言つて極東に於ける米軍配備の第一線が後退し得ると云うことになれば、非常の事態に於て日本は何處迄米軍の直接的協力に期待し得るやに付大なる不安を感ずることとなり、斯くては前記の如き共産側の心理戦に対し極めて有利な空気が醸成されることとなる。

安保条約成立の頃より核兵器の問題は勿論存在していたが、核兵器に対する我國の特殊の国民感情は其の後に於て左翼勢力が最大限に利用する所となり、更に最近に於ける其の長距離運搬手段の発達に由つて核兵器問題は益々複雑化して來ている。されば政府が其の政策として自衛隊の核非武装、外國による持込拒否を明示してくるに拘らず、反対党は更に歩を進めて国会の

決議を企図としてゐる他、所謂核非武装宣言等に対しては實驗は單純に之を支持せんとする空氣にある。

（二）他方に於て核兵器と概称されてゐるものも、一方に於て大陸彈道弾に運搬される水爆弾頭の発達と共に、他方に於ては小型の戰術的核兵器が先達しており、特に後者は漸次普及化して在来兵器と鑑別する意味がなくなりつつある。

（三）斯くして日本政府としても、核兵器に対する純粹の國民感情と世界の現実との間に立つて何とか国の安全を確保する道を見出さなければならぬが、此の問題が非常に政治的になつてしまつてゐるが故に其の取扱も容易でない。此の問題を非常に困難ならしめる一つの事情は、反対党及左翼勢力が前記（一）の如き

背景の下に、米国は専ら我方の意図に關係なく核兵器持込を実行しているかの如き言辭を弄して居ることであるが、先づ斯様な説明を封する為めにも、又一部国民の純粹な憂惧を除く為めにも、核兵器持込を事前同意事項とする合意を日米間に取り必要がある。

四 共同安全保障に対する認識の問題は固より最も根本的な問題であつて、以上述べて来た論点は、寧ろ目的に対する手段と謂うべき性質のものである。

(1) 今日の日本に於ては安全保障の問題に関して与野党間に大きな不一致があり、国民の防衛に関する認識は極めて覺束がないものがある。先般の総選挙に際しては、内政問題に於て文政、労

動の二大問題に付与野党間に顯著な懸隔があつた他は専ら対外政策に就て争はれたのであつて、其の意味では国民の大多数が現政府の安全保障政策を支持したことは明白である。然しそれ社会党の掲げている安全保障政策が現政府の政策と異質のものであること本問題である。

(四) 現状の由つて来る所以を考察するに、左の如き国内事情が考へられる。

1. 一九三〇年代以来の国防国家的思想と政策に対する反動と政府の權威に対する不信。
2. 占領を担当した米国に対する漠然とした反感。
3. 東西勢力の接觸点に位置することから来る危険感と自衛能力

に対する懇望感。

久原職思類と無防備中立に対する遺憾。

5憲法問題と国内政争。

日本政府の防衛努力は、右の如き底辺の上で、内には經濟恐慌と戰争乍ら、又外からの冷戰の挑戰に抵抗しつゝ、安全保障条約を支柱として続けられて來たのである。

3日本政府の努力を可觀ならしめ、日本が自由陣營の一員として徐々に立直つて來たことは、日本国民の圧倒的多数が共産主義を與し難いとしてゐるからである。過度を圖みて適當な進展を圖ら得るが、未だ満足すべき状態には至らるものがある。右に述べた様な醫事情も、或るものは醫ナ前罪を以てする所し、

或るものは日本政府の努力に依り解決されなければならず、又或るものは日米双方の協力に依り処理して行かねばならぬものである。政府としては、日米共同安全保障体制の充実により、日本自身の安全を確保すると共に、極東の平和、延びて世界の平和に寄与する決心を有するものである。斯る見地より前段に於て米国に対する要望を幾つか鉛錆したが、米国側よりも我方に対する多くの要望があると思う。此等の問題に就ては双方協意なく話し合つて共通の利益のため協力する素地を固め度いと考へるものである。

安全保障に関する当面の諸問題について  
(大臣説明案)

日米セニ六米保

一大臣  
二次官  
三米大臣  
四米大臣  
五米大臣  
六米大臣  
七大臣  
八大臣  
九大臣  
十大臣

「先般の総選挙に際しては、国内問題としては文教、労働問題等も存したが、外交・防衛問題に於て両党の間に最も大きな隔りがあつたと思う。選挙の結果から見れば、自民党的政策に対する国民の支持に変りがなかつたことが明らかである。即ち日米間の安全保障問題は両国間の眞のパートナーシップの關係の一環であつて、

日本<sup>方</sup>の防衛は日米共同安全保障体制に依つて之を確保すると云う基本政策は、国民により再確認されたと謂うことが出来るのである。然し乍ら此の分野に於ける日米関係には現実に幾多の問題が

ある。此等の問題は今後の安保委員会の運営とも関連する所であるが、特に自分の訪米に先立つて貴大使との間に充分意見を交換して置くことが必要と思うので、先づ日本側から見た当面の諸問題のリビューを試み度いと思う。

11 暈年六月の岸總理訪米に先立つ總理と貴大使との予備的会談の際、安全保障問題に關し、總理は、

(1) 安保条約を事態の變化に則して改正すべき点として

1. 条約に基き駐留する米軍の配備及使用は原則として日米相

互の合意によつて行われるべきこと

2. 条約と国連憲章の關係を明らかにすべきこと

3. 条約に期限を付すべきこと

の三点に言及されると共に、

(1) 日本は国防会議で決定されるべき長期防衛力整備計画に従い、  
防衛力増強の努力を続けるが、自衛隊の育成並びに政治的心理  
的事情も考慮し、米側は陸上戦闘部隊の全面的撤退を含み極力  
米軍を削減すると共に米軍施設の再検討を試みる様要望する、  
旨を述べられた。而して此等の点は日米会談の際充分検討せられ、  
主として前記(1)の關係に於て日米安保委員会が発足し、又(2)の分  
野に於ては地上戦闘部隊の全面的撤退を含む米軍の大規模削減を見  
た次第である。

三 新くして過去一年の間に於て、安全保障の分野に於ける日米関  
係には相当の進展が見られたが、此の間、昨年秋ソ連が大陸弾道

弾と人工衛星に依つて軍事科学技術の進歩を暗示して以来、共産側は、一方に於て自由陣営の抑制力の中心たる米国の軍事力に疑惑感を生ぜしめる様、又同時に局地戦争を否定して中途半端な軍備は無意味であるとの観念を醸成する様宣言を一段と強化した。斯くて日本関係に就て見るも、前記の諸事情と併せ、此の際検討を要すべき種々の問題が生起していると思う。

(1) 先づ日米共同安全保障体制を充実する見地より次の如き問題があると思う。

(1) (自衛隊と在日米軍の協力の基本関係について)  
現在我国に自衛隊と在日米軍並存しているが、行政協定第二十四条に、西政府は、非常事態が生起した場合、「日本区域

の防衛のため必要な共同措置を講る・…ために直ちに協議」する  
と云う規定があるので、安保条約は米軍の日本防衛義務を規定  
せず、自衛隊と在日米軍の協力の基本関係に付兩政府間に何等  
の結束は存しない。此の点に關し、自衛隊が在日米軍と並存す  
明示  
る現状の裏付けとして、兩者の協力の基本関係に付、安保条約  
自体は其の體として、兩政府間に何等かの合意を為し得るや、  
又為すべきや否やの問題が存する。

(二) (在日米軍配備の協議について)

在日米軍の配備（乃至撤退計画）は安保委員会に於て協議さ  
れて來てゐるが、今日の実情は米軍の撤退が急速に進められ、  
特に空軍關係に於ては我方の自衛隊育成が追付かずして防衛に

空白を生ずる形勢にある。此の意味に於て自衛隊と在日米軍の兩者の力を結合して我が國の防衛を確保し得る様、在日米軍配備の協議を実質的に強化して行く必要があると思われる。

(軍事援助について)

自衛隊装備の質的強化の為めには今後共米国よりの軍事援助に依存する必要がある。此の点については、日本側に於ても秘密保護措置や近代兵器受入方針について措置する必要があるが、他面米側に於ても我方の計画達成を可能ならしめる様、今後共我方に対する軍事援助に付好意的態度を以て臨まれることを期待する。

次に現存の安保条約体制について調整が望ましいと思われる問

題を奪へて見度い。此の問題は、当面の問題より一歩進めれば当然相互援助方式の新条約の問題となるが、之につつては、米国側が相互援助の形として日本側が(1)憲法の範囲内の防衛協力、(2)基地供与、(3)後方協力の三を約束することに依つて充分と認めるや否やの点が考慮~~される~~ある是~~所~~であるが、之は日本側に於ても政治的影響が極めて大であることに鑑み慎重研究を要する所である。他方当面の問題としては左の二つの問題がある。

(イ) (在日米軍の日本地域外使用の問題)

在日米軍の日本に於ける配備及び使用は日米間に実行可能な限り協議することになつてゐるが、其の日本地域外使用に就ても協議せしむることとするに非れば、日本政府と相談なしに行われる在日米軍の使用、特に日本基地を拠点とする米軍の軍事行動の結果、日本が其の意に反して戦争に捲

き込まれることとなる、と云う議論がある。此の点は昨年の会談からは外された形になつてゐるが、米軍の行動に制肘を設すると言ふ様な意味からではなく、共同防衛の一般的見地より日米両政府間の協議事項とすることが望ましいと考へられる。

(二) (核兵器の問題)

核兵器論争は、昨年秋のソ連の大陸弾道弾人工衛星以来一段と深刻の度を加へ、其の後共産圏諸国の大核武装地帯設置の提唱やソ連の条件付一方的核実験中止声明等のこともあつた。我國に關しては、以上の如き世界的事情に加へ、在日米軍撤退の一進行に由り基地問題が漸く下火になつて來たこともあつて社会党その他の左翼勢力が其の攻撃の矛先を核兵器問題に集中して

居り、従つて此の問題には特に敏感である。我が輿論は更に刺戟されてゐる実情である。されば前国会に於ては、野党は、核兵器持込問題に關して日米両政府間に如何なる了解が存するか、右は安保委員会で協議されることとなつてゐるか、若し文書に依る了解が存しないならば何故之を取付けないか、又沖縄の米空軍や第七艦隊の艦船が核兵器を搭載して我国領土に入ることがあるのではないか、等熱切に繰返し、更に国会最終段階に於て核非武装決議案を提起すると共に、総選挙に際して自民党に対し本件に関する共同宣言を申入れて来る所があつた。以上の如き野党攻勢に対しては、政府は、自衛隊は核武装せず又核兵器の持込を認めないと云々方針を明らかにし、米国に關しては、

日米關係に鑑み米国が日本の意図を無視し日本の意思に反する  
措置をとる様なことはないと確信する趣旨を以て應酬し、又核  
非武装決議に關しては其の必要なしとして之を拒否して來たの  
は御承知の通りである。

他方一口に核兵器と云つても、一方に於て水爆弾頭が発達す  
ると共に他方小型の職術的核兵器の開発が進んで居り、NAT  
Oその他自由陣営の防衛戦略が核兵器の使用を前提としている  
ことは自分もよく認識して居る。此の点に關しては自分は全般  
的軍縮が何等かの形で具体化することを切に希望するものであ  
る。同時に我がの輿論は之を尊重しなければならず、今後益々  
強化すると予想される共産圏の心理戰に対し、我々としても備

へる所がなければならぬと思う。日米間の条約關係に就いて見るならば、米国は日本の意図に拘りなく核兵器を日本に持込み得ることとなつて居り、若し此の点に就て國民が懸念を持つとすれば、政府としては何等かの方法で之を解決する必要がある。殊に核兵器や彈導弾基地の問題に關しては、他の自由諸國の場合に於ても当該國の意図を尊重すると云う建前がとられて居り、又日本に關しては米国政府要略に於ても現在日本には核兵器は持込まれてゐないし、日本を核装備する計画もないと查明して居ることであるから、此の問題に關し、兩政府間に何等かの了解を述べ置くことが全般的に考て得策であると考へる。

一年を回顧するに、在日米軍の縮少の結果由舊隊の防衛責任に

に対する自覺が向上せりとの報告も聞いて居り、又安保委員会の発足が防衛に関する日米協力關係の上に明るい感じを齎す等、相当な進展があつたと思われる。以上申述べたことは、今後の日米協力關係を更に増進せしめ、日本を含む極東の自由諸国全体の防衛に資する様、全般的見地から熟慮の上の結論であり、貴大使に於かれても建設的な気持で之を検討して職呑度い。

CONFIDENTIAL

4. Following aspects may be considered with a view to strengthening the existing joint security system.

a. Currently in Japan, there exist side by side the Self Defense Forces and the United States Forces, Japan. Although the Administrative Agreement provides in Article XXIV that in the event of hostilities or imminently threatened hostilities, the two Governments "shall immediately consult together with a view to taking necessary joint measures for the defense of" the Japan area, the Security Treaty itself does not stipulate any obligation on the part of the United States Forces to defend Japan, nor is there any explicit understanding between the two Governments as to the basic relations of cooperation as between the Self Defense Forces and the United States Forces, Japan. In this respect, there is a question as to whether the two Governments should agree, within the framework of the existing Security Treaty, on the basic principles of cooperation between the two forces.

- 2 -

b. The disposition, or the planning on the withdrawal, of the United States Forces, Japan has been subject to consultation at the Japanese-American Security Committee. However, the withdrawal of the United States Forces has been expedited considerably, and the possibility exists that the build-up of the Self Defense Forces may not be able to catch up with it, especially in the field of air-defense. The consultation on the disposition of the United States Forces should therefore be strengthened with a view to securing the defense of the Japan area by the combined capabilities of the Self Defense Forces and the United States Forces.

c. Japan has to continue to depend on the military assistance of the United States for the modernization and reinforcement of the equipment of the Self Defense Forces. In this respect the Japanese Government has to take steps in respect to the measures for the protection of security as well as the acceptance of modern weapons. On the other hand, it is hoped that the United States should continue to give favourable consideration for military assistance to Japan so that the Japanese defense build-up program could be successfully carried on.

- 3 -

5. There are certain aspects of the existing security system to which some adjustment is deemed desirable. The problem of the adjustment may lead us to the more basic question of rewriting the existing treaty into a treaty of mutual assistance. So far as a mutual assistance type of treaty is concerned, a question has been whether the United States could enter into one with Japan if Japan comit herself to (1) the mutual assistance in defense activities within the Constructional limitations, (2) providing facilities within Japan, and (3) cooperation and mutual assistance in logistical support. At the same time, a mutual assistance type of treaty with the United States having far-reaching political implications in Japan, this question has to be studied very carefully. Meanwhile, the following questions present themselves within the framework of the existing treaty.

a. The disposition and use in Japan of the United States Forces are subject to consultation between the two Governments as far as practicable. However, the United States may use her Forces <sup>outside of</sup> ~~in~~ Japan without informing or consulting Japan. Accordingly, it is <sup>agreed</sup> ~~agreed~~ that unless their use outside

- 4 -

the Japan area should similarly be subjected to consultation, Japan might be entangled in a war, without her knowledge or against her will, as a result of the use by the United States outside the Japan area of her forces stationed in Japan. It is deemed desirable, therefore, to agree between the two Governments that the use of the United States Forces, <sup>also</sup> ~~any~~ outside the Japan area should be subject to consultation between the two Government, not to place limitation on the activities of the United States Forces, but in the light of the general interest of joint defense.

b. The controversy in Japan over nuclear weapons has been intensified since last fall when the USSR announced her success in ICBM and artificial satellite. Communist countries have since then proposed the establishment of denuclearized zones, and the USSR has announced unilateral but conditional suspension of nuclear bomb test. Furthermore, as controversies over the military bases of the United States Forces have gradually subsided, the left wing opposition has been concentrating its attack on the issue of nuclear weapons. In the preceding sessions of the Diet, therefore, the Socialists insisted on demanding, as for instance, what understanding

- 5 -

existed between the two Governments concerning the United States Forces bringing nuclear weapons into Japan; was not this question subject to consultation at the Security Committee; was there no written agreement; why was not one made; were not vessels of the Seventh Fleet or aircraft from Okinawa entering into Japan carrying nuclear weapons? The Socialist Party finally submitted to the Diet a resolution on denuclearization, and proposed to the Liberal Democratic Party a joint declaration in the course of the general election on this question. Against such opposition, the Government has clarified its policy not to arm the Self Defense Forces with nuclear weapons nor to permit any foreign country to bring them into Japan, and emphasized that the United States would not take action in disregard of the intention of Japan. The Government has also turned down the proposal of denuclearization on the ground that it was not necessary.

Speaking of nuclear weapons, I am aware that while the thermo-nuclear war-head has been developed on the one hand, small-sized tactical nuclear weapons have also been developed on the other. I am also aware that the defense strategy of the free world including NATO presupposes the use of nuclear weapons. I earnestly hope in this respect that a

- 6 -

general agreement on disarmament should be reached. At the same time, the Government cannot disregard public opinion. Should the Japanese public entertain some genuine apprehension in the nuclear weapons question, the Government has to deal with it. So far as the legal relationship between Japan and the United States is concerned, the United States may bring into Japan any type of weapons without regard to Japan's intention. If the public is concerned about it, the Government has to do something about it. In dealing with the question of nuclear warheads or missiles among free nations, the opinion of the countries concerned is respected. Furthermore, the United States authorities have stated that they have no current plans of arming Japan with nuclear weapons, or bringing them into Japan. In the circumstances, it is deemed appropriate that some understanding will be agreed upon between the two Governments on this question.

極  
秘

七月三十日藤山大臣在京米大使会談拔萃（左）

（右）  
（左）  
（右）

大臣 八月中の会談の予定は後刻打合せることとし、今日は安全保

障問題に關し先づ日本側のリビューを試み度し。（大臣より別紙註）

を読み上げられた。）

註 三月二十六日作成の「老健院事務局」

大使 貴大臣のプレゼンテイションを多とする。本日は訓令なしで

私見と述べさせて戴く。お話に依れば、日本は長期的に考へて米

国との間に何等かの形の安全保障取極を必要とすると考へておら  
れると了解するが左様であろうか。即ち第二次大戦後世界の勢力  
関係に大きな変動があり、日本はソ連中共という二つの巨大な力  
が存する実情の下に於て独力で其の安全を保障することは出来ず、  
従つて米国との間に何等かの形の安全保障取極をやつて行くと云

う長期の方針であると解して差支ないとと思うが如何であろうか。

大臣 其の点に就ては何等の変化もない。今後例へば大幅な世界的軍縮と云う様なことが実現して世界情勢が一変すると云うことでもなれば別であるが、尠くとも現在の如くソ連中共といふ巨大な軍事力が存している限り其の点は変わらない。

大使 米国の内部にも、日本の安全は日本だけの利益に非ず、米国を含む自由諸国全体の利益であるとする考がある。今後国連が平和維持のための効果的な体制を作るとか或は軍縮の実現とか大きな変動があれば兎も角、自由諸国としては信頼性があり相互に受け容れ得る安全保障体制を維持して行かなければならぬと考へる。<sup>8</sup>そこで日米間の現在の関係を擡<sup>タガ</sup>するに、安保条約が one sided である

と云う難点があり、之が議会乃至輿論に物議を醸しているのであると思う。此の点の解決のために自分は出来る限りの協力を行う決心であるが、其の為、先づお確かめる意味で、全くパーソナル・ペイシスで伺い度い点がある。即ち、日本側は、安全保障に関する日米関係を *durable* ならしめるために相互援助の取極を最善として之を欲しておられるや否やの問題である。日本側は相互援助方式を希望されても支障があつて出来ないと云うことであるのか或は相互援助方式は之を欲せず現存条約の枠内で *side arrangement* に依り生起する問題を其の都度処理して行くことを希望しておられるのであろうか。若し相互援助を希望しても支障があつて出来ないと云うことであるならば其の支障は何であるかと云うことを

探求しなければならないと思う。要するに方法は二つで、一つは問題を全部曝け出して長期的に耐え得る体制樹立を試みるか、或は不安定な状態を続けつつ生起する問題に追われて弥縫策を続けるかと云うことである。貴大臣のプレゼンティーションには両方の考へ方が入っている様に解されるが、基本的には何れをお考であらうか。尚蛇足的に申せば、米国が第三国と結んでいた相互援助条約では、憲法上の手続に基き相互に援助すること、条約の期限等の規定を含んでいるが、日本側も斯様な条約を希望されているか、と云うことである。

大臣 安保条約を改訂し、相互に対等の義務を規定した条約を結ぶと云う問題に就ては、日本に於ける憲法上の制約からして完全に

対等な条約を作ることは出来ないと云うことは事実である。従つて完全に対等な条約に改訂するといふことは考へていかない。然し現存の条約は其の規定にしても又其の運営にしても米側の一方的意思によると云う点が多く、傍々安保条約は日本に自衛力のない時代に作られたものであると云う事情も手伝つて、所謂一方的な条約であると云うことに受取られてゐることに問題がある。即ち安保条約が米側の一方的な意思のみで運営されると云うことが不明白のであつて其の運営に日本側の意思が加わり日米双方の意思が対等のレベルで話合われた上条約が運営されて行くと云うことになれば或程度実質的な改訂ともなり、又斯様な基本的了解が成立すれば可成 durable な解決ともなり、そう度々個々に生起する

問題に迫わると云うこともなくなりと思う。  
大使 貴大臣の言われる憲法上の制限とは海外派兵の問題を意味されるのであろうか。

大臣 憲法上の制約から、日本の自衛隊は米本国に派遣する訳に行かず、朝鮮に出すことも出来ない。自衛隊の存在そのものすら憲法を最広義に解釈してのみ可能である。

大使 お互に考えていくことをはつきりするために申述べるが、思うに条約地域を日本区域と限定した条約とし、日本の海外派兵の問題が生起しない様な相互援助条約が若し出来るとした場合、それでも日本の憲法上の障碍があるであろうか。又憲法上以外に何等かの支障があるであろうか。

大臣　自衛隊は日本国外に出て行くことは不可能である。今のお話  
は自衛隊は海外に出て行かず、米軍は日本地域で自衛隊と共同作  
戦すると云うことになるのであるか。

大使　今のは勿論一つの例として申した迄である。何れにせよ相互  
援助方式の障碍は海外派兵であつて、之は憲法改正する迄は出来  
ないと云う御趣旨と了解する。憲法解釈と云う問題は勿論当該国  
自身の問題であり、政治的其の他種々の climate にも依ることであ  
つて米国として何とも申上げる考へはない。自分が承り度いのは  
全くパーソナル・ベイシスの話であるが、日本憲法の範囲内で相  
互援助方式が可能であるとした場合、日本は之を適當と認められ  
るか、或は之が可能であつても尚現行条約は其の儘とし或はその

字句いぢりを試みて個々の問題を其の都度処置して行くことを適當と認められるか、其の間の general feeling of preference である。

大臣 完全に對等な相互援助条約であるなら当然自衛隊が米本国迄派遣されることも ~~合意~~ なければならず、それは憲法改正を待たずしては不可能である。如何様な取極を作つても右の意味では完全に相互的なものは出来ない。日本側の目的は現行条約の一方的性格を除去しようと云うことであつて、其のためには、条約の改正と、<sup>と</sup>条約は其の儘として side arrangement による方法とあり得るが、 side arrangement に依る方法が適當と認められる。

大臣 為念重ねて伺うが、日本の憲法の制約下に於て相互援助方式

が可能であるとしても左様であるか。

大臣 然り。

大使 よく分つた。先刻のお話の中機密保護措置に關し、過日総理は臨時国会に法案を出すと自分に内話されたが、之は甚だ結構なことと思つてゐる。

大臣 昨年訪米後総理は軍事外交その他を含む広範囲の立法を考慮され、閣議でも発言あり関係省も協力したが、其の後本件に対する強い抵抗に鑑み、目下軍事上の機密保護に限つて立法を考へ之を臨時国会に出すことを考えておられる。

大使 先程來の点に關し、スナイダーより自分が意を尽していなゐのではなかと云つてゐるので、重ねてもう一度申させて戴くが

日本が条約上海外派兵しなくともよいといふ形で相互防衛援助条約が可能であるとした場合日本側は新条約を考慮されるお気持はあるであろうか。此の点は従来確かに相互援助方式の障碍であつたのは事実であり、又現在も依然として障碍であるかも知れない。又勿論自分の方から今迄申してゐる様なことを提案すべき筋合でもない。ただ例へば S E A T O では東南ア諸国は米大陸派兵の義務なく、ただ条約地域に派兵の義務を負うのみである。左様な訳で若し日本側が希望されるなら自分は努力する用意があるといふ次第である。

大臣 左様な条約は好ましいと思う。然し「極東の平和と安全」と云うことで日本が極東地域に派兵しようと言つてもそれは出来な

ることである。

大使 日本を S E A T O と比較しようとして申上げたものでなく  
ただ一例を述べた次第である。然し日本の海外派兵義務を含まない  
相互通報条約を何う考へられるであろうか。

大臣 斯る新条約は好ましいと思う。他方新条約として国会に出せ  
ばいろいろな問題が出来るのは明らかで、政治的によく考へる必  
要がある。此の点は非常に重要であり且政治的判断を要する所で  
あるから、総理とも話すこととすべし。場合によつては此の問題  
に關し総理を交へてお話してもよいと思う。

大使 自分が以上申述べて來た所は全くパーソナル・ベインスであ  
り、自分の申したことが總て可能であるとお取りにならない様に

願う。ただ日本側の御希望であれば請訓して実現方全力を尽す用意がある。重ねて申すが本件取扱は人數を限り厳に極秘とする要あり。自分は着任一年半になるが、通商問題は植木に水をやる様なもので、日常努力する要あり、特に重要と思うものは安全保障問題と沖繩問題であつた。沖繩は冒頭申述べた如く土地問題と云う最も重要な問題が解決すれば、将来行政権返還を見るに至る迄諸種の案件は処理して行くことが出来ると思う。安全保険問題に就ても出来る丈努力し度い。

大臣 御指摘の二問題の重要性に就ては同感であり、之を解決して行くことは日米関係全般より見て極めて重要である。今後共貴大使の協力を得て一歩づつでも前進を続け度い。

八月中の予定を別紙の如くし度し。（別紙を手交）安保委員会  
も一回行うこととし度し。

大使 結構である。安保委員会は特に重要な議題はないと思うが如何。

大臣 迫て事務的に打合させることとし度し。

(昭三三・八・一三)

（未了）

(米軍の配備及び使用に関する日本側審査案)

書簡をもつて啓上いたしました。本大臣は、千九百五十一年九月八日に署名された安全保障条約に言及する光榮を有します。同条約第三条は、アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における駐留を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定することを規定しております。また、千九百五十七年六月二十一日のロマニケンに署名された命令に従つて設置された安全保障に關する日米委員会は、合衆国によるその軍隊の日本における配備及び使用について実行可能などとはいつでも協議することを含めて、安全保障条約に關して生ずる問題を検討する實務を負えられて居ることが想圖されます。

極秘

ヒツヒ、安全保謢委員会によるその任務の遂行に資するため、日本政府は、次のこととが同政府とアメリカ合衆国政府との間で合意されることを提案する光榮を有します。

A 外部からの武力攻撃に対する日本国の安全の維持に協力するため、合衆国軍隊の日本における配備及び使用は、日本國の自衛隊のそれと緊密に調整されるものとする。この調整は、安全保謲委員会によつて作成される計画を通じて行われる。

B 合衆国が安全保謲委員会一員として日本国以外の遠東の地域における國際の平和及び安全の維持に寄与するためにその軍隊を使用しようとするときは、合衆国政府は、それに伴う日本国による合衆国軍隊の配備の變更について、実行可能な限り事前に、日

本国政府と協議するものとする。ただし、行政協定第二条第一項にいう施設及び区域は、日本国政府の事前の同意がある場合に限り、合衆国軍隊によりその作戦行動のための基地として使用されることがである。

○ 合衆国は、日本国政府の事前の同意なくして、核兵器を日本国内に持ち込まない。これは、日本国内に配備される合衆国軍隊のみならず、臨時に日本国内に入る合衆国の船舶及び航空機にも適用があるものとする。

本大臣は、さらに、アメリカ合衆国政府が前記の提案を受諾されるとときは、この書簡及び受諾を聲明される閣下の返簡は、閣下の直筆の日付の日に効力を生ずる両政府間の合意を構成するものとみな

かとを提案する光榮を有します。

三四三二一

△大正元年  
△次年  
△支那  
△支那

極  
秘

△△  
△△

安保条約改正に関する件

昭三三・八・二五

(本件の文書)

一 交換公文案

① 本件は、「国会の承認を要する改正ではない。「安保条約と国連憲章との関係に関する交換公文」（昭三二・九・一四）の例にならひ双方合意するものである。

② 内容

① 米軍の日本における配備使用は日本の安全維持に協力するため自衛隊のそれと緊密に調整されるものとする。

② 米軍の駐東使用に際し、実行可能な限り事前に日本と協議

すること及び日本の事前の同意がある場合に限り米国は日本におけるその施設区域を作戦行動の基地として使用することができるものとする。

(4) 核兵器は日本の事前の同意なくしては日本に持ち込まれないものとする。

## 二 改正案

(1) 従来の安保条約を廃止し新条約を締結せんとするものである。

### (2) 内容

(1) 米是最小限度必要とする兵力を日本に配備する。

(2) 日本に対する武力攻撃、あるいは、この武力攻撃を含む平和の破壊又は侵略行為が極東に生じたとき、日本は日本国及

び、そ、の、周、邊、に、お、い、て、一、切、の、自、衛、力、を、用、い、て、攻、撃、の、排、除、に、努、め、  
米、軍、の、行、動、に、一、切、の、便、宜、を、供、与、す、る。米、軍、も、日、本、と、協、力、し、て、  
攻、撃、の、排、除、に、あ、た、る。

(イ) 日本に対する武力攻撃を含むことなく、極東における平和  
の破壊又は侵略行為が発生したときは日本両国は直ちに協議  
する。

(ア) 期間、五年

三 本件は臨時国会との關係あり交換公文案をとる場合は時期的に  
右国会前を目途とすること適当ならずや、また改正案にて述べ場  
合は臨時国会に備え別に核兵器問題等に関し必要最小限度の措置  
を講じなくて必要なきやの問題ある。



八月二十五日 総理、外務大臣、在京米大使会談録

場 所 外務大臣白金公邸

時 間 午后五時十分一六時三十五分

出席者 総理、藤山外務大臣、米保長

マックアーサー大使、スナイダー書記官

總理 米国の核実験停止に関する大統領の親書に対する返書を差し

上げるから大統領に御伝達願いたい。

(別添、一を大使に手交)

大使 早速伝達すべし。本件書翰も過般の沖繩通貨問題に関する取扱いも何れも大統領自身の発意に基くもので、大統領の貴總理に對する氣持を示すものに他ならず。

總理 大統領の氣持は深く此れを多とす。大使には九月一日出発と

承つてゐるが。

大使 一日出発の予定であるが、其れ迄に貴總理及外務大臣とお話しあきたき二、三あり、その一は日米間の安全保障関係調整に関し、如何に進めるべきやの問題なり。最近藤山大臣とお話して來た結果、本件に二つの方法があり得るとの結論に達したが、何れを適當とするやに関する總理御自身のお考へを承るならば甚だ *helpful* である。藤山大臣の御訪米は素より短期間の事にて、交渉といふ訳には行かざるも、今後の進め方の基礎を定め得べしと考へる。即ち、二つの方法とは、一つは現存の *unadjusted* の条約を其の儘として、補助的取極めで個々の問題を処理して行く事である。

他は one-sided の条約を根本的に改訂し、日本憲法に牴触せず日本が海外派兵義務を負う事なくして mutual な新条約を作る事である。外務大臣とのお話では此の点につき最終的結論には達しなかつたし、又自分は何れの案にせよ其の可能性を今から確定的に申し上げる事は出来ないが、総理のお考へを承りたいと思つてゐる。

総理（外務大臣に向ひ）外務省の話は何所迄行つてゐるか。

外務大臣（総理に向ひ）この問題は総理の御判断なしには決められない事であるといつて保留してある。総理を交へてお話する際に採り上げようとも云つてある。今総理にお話戴ければ其の趣旨で今後進める。新条約で行くとなれば対国会関係等で重荷を負う事にならうが、其所を踏越へればさっぱりするであろう、他の方

法は交換公文であり、それで行ければ重荷は負はぬが、さつぱり  
はしないといふ事である。何れにせよ総理のお考へが必要である  
といふところ迄話してある。

總理　自分はこう思う。出来れば現行条約を根本的に改訂する事が  
望ましい。根本的に改訂する事になれば米国の議会も問題があろ  
うが、日本の国会でも大いに論議される事になろう。しかし自分  
は論議される事が良いと思う。安保条約が出来た頃と今日は事情  
が変つてゐる。今後の日米関係については此れを新しい理解と協  
力の関係におくというのが自分の内閣の基本方針であり、その見  
地からも一度論議を経た方が良い。論議は烈しいものであろうが、  
此れを経た上は相当期間に亘つて日米関係を安定した基礎におく

事が出来る。これが新条約を可とする第一点である。保守党内閣に對し、社会党は防衛問題について、小出しに反対して来るが、民心に對して新条約体制によつて覺悟を決めさせる事が出来る。斯くする事が日米関係の基礎を固める所以であると思う。他方条約を根本的に改める事が、米国側に困難があつたりして、非常に時間をするといふ事であるならば、交換公文による了解とか安全保障委員会を通ずる措置とかによらざるを得ない事になろう。自分は新条約をやる事が日米関係のために良いと思うし、やりたいと思うが、しかし時間がかかるなら中間的に二、三の点を処理して行かなければならぬと思う。

大使　只今の二、三の点とは外務大臣の云はれた如く在日米軍使用

の問題及核兵器持込み問題と考へてよろしいか。

総理 その通りである。

大使 若し、条約改正が出来るとしても米国としては上院の手続があり、議会の再開は明年一月であつて、その後ヒヤリングその他で相当な時間が必要である。今総理は余り時間がかかるならとおつしやつたが、どの位の期間を考へておられるのであろうか。

総理 日本側も議会手続は必要である。次期通常国会は米議会と時を同じうして、来年一月に開かれる。新条約が次期通常国会に提案出来る位なら結構であるが、若しそれが出来ないならば他の方法を考へるより仕方がないと思う。

大使 外務大臣のワシントンにおけるお話の時、只今の様なプレゼ

ンティシヨン、即ち日米関係を基礎におく見地より現存の *une-sided* 条約を改正する事が望ましいと云う御趣旨のお話が誠に適当であると思う。本件は重要な問題であるから、米政府部内の検討も相当な時間を要すると思うが、一月迄と決めて考へなければならないであろうか。

总理　自分は一月という月に固執するものではない。次期通常国会は何の途一月から五月迄は続くものであり、その間に批准されれば良いのである。自分の申した趣旨は、適當であるがむつかしいという事で、一年も二年も研究しなければならないという事では困るので、それならば国会論議その他の関係もあり、他の方法を考へなければならないと云う事である。實際上一月に出来なくと

も良いのであるが、唯研究をいう事だけでは困るのである。次期通常国会中に批准するという目標で日米双方は本気になつて話合つて万一それでも間に合はなかつたというなら、それは又それでいたし方ない。

大使 新条約をやるといふ事は一般輿論の関係、来春の選挙の関係を含めて、輿論及国会の関係で貴内閣に有利であるとの御判断であるか。

総理 その通りである。

大使 お許しを得て他の問題に移り度し。

大使 内々承りたいが、臨時国会に防衛に関する秘密保護法を出しになる見込みなりや。法務省及び政調会に検討を命じておられると承つてゐる。自分が帰国の上は対日軍事援助その他に努力するつもりであるが、その際大統領その他に内々新立法の話が出来るなら甚だやりよくなる。

総理 自分は臨時国会に提出する考え方で法務省及び政調会に研究を命じてゐる。最終的結論は未だ出ていないが、自分は提出する考え方であり多分提出されることになると思う。

大使 自分の出発の前に決まれば御内報いただきたい。又決まらない場合も総理は提出の御意向であると大統領等に話して差支えなきや。

総理　自分は提出する強い意向であると話されて差し支えない。  
左様な気持で研究を督促しておるし、又結論に達すればお知らせする。

大使　本件は決して自分の方からサンジエストしている訳ではなく、唯米国側にいろいろ問題があるので伺つて次第である。

総理　良く分つてある。

大使　デリケイトな問題であるが、プライバイトに言及いたした  
し。沖繩に関して最近前進するところがあつたが、これは問題  
を総理、外務大臣及び自分の間で内々運んだことが非常に役に  
立つたと思う。沖繩問題は直接自分の主管外であつて、自分が  
介入すれば関係軍当局はこれを不快とする訳であるが兎も角建

設的な措置が必要であるということは認めさせるに至つたと思う。しかるところ松野総務長官の沖繩行が新聞に伝えられ、長官が経済的政治的に米軍の行政を調査改善するという風にいわれてゐるので、軍当局は非常に怒つており、渡航の申請があれば拒否すると思われる。

長官のプレステイチの問題もあるべきにつき今回は臨時国会の準備等なんらかの理由で延期していただきたいと思う。

総理 良く分つてゐる。実は只今のお話より前、本日午後総務長官に臨時国会の関係法案の準備等もありといふ事で、延期する様に話をし、長官も承知している。

大使 甚だ有難い。尚後日行かれる場合にもパブリシティなしで願いたい。自分も日本政府が沖繩に关心をもたれ、又これを示さなければならぬといふ事情もよく分つてゐる。今は行政権返還の時機ではないが、その時機に至るまで沖繩問題をうまく処理して行くことが反対党をして乗せしめないのである。

ワシントンにおいては外務大臣から沖繩問題の重要性を強調されたら良いと思う。

総理 今行政権返還を唯云つてみても意味がないが、沖繩問題は

沖繩人八十万の問題でなく、九千万日本人に直ちに繋がる問題である点に一層の重要性がある。又反対党はこの点を利用して、日米関係を刺戟する材料にしてゐる訳である。従つて、沖繩問題をうまく処理して行くことが必要である。

外務大臣 ワシントンにおいては、沖繩問題に関する日本人の気持、又日本政府が重要視する理由を強調するつもりである。

大使 *Smith* に運べば成果が上げられると思う。経済問題によ日本として何が出来るかといふようことで今後もお話して行きたく、總理も他日云われた様に沖繩人を満足させる様な措置をとつて行つて沖繩問題をうまく処理して行きたい。

次期国連総会において核実験停止に関して提案すべき日本側

の案があると新聞紙上に伝えられているが、右は大統領の実験停止発表前のものであると思う。新しい事態のお考えについても連絡して戴いて御協力いたしたい。

总理 良く連絡し協力すべし。

外務大臣 総会前に自分はワシントンに行くからその時にもお話をすべく、又決議案は総会冒頭に出す必要もないのに、充分御相談する時間がある。

大使 東南アジア経済協力は米国政府も共産主義国の通商その他の  
浸透にもかんがみ、極めて重要視しており、先般のお話も良く研  
究しているので、ワシントンでは有益なお話がお出来になると思  
う。

外務大臣 最近米国の中南米経済援助及び大統領の中近東経済援助  
声明等の事があつたので、国民も今度は岸構想について何か具体  
化するのではないかとの期待を持つてゐる。この点もお考えおき  
願いたい。

大使 先週も中南米、中近東及び欧州（O E E C）に対する米国の  
援助にかんがみ、東南アジアにも何らかの組織によつて、援助が  
なされる事に対し強い関心と要望があるという事を報告しておけ

た。

總理 東南アジア援助を重要とする他の理由あり、即ち中共に対し  
政治と経済を分けて承認は出来ないが、通商は進めたいといふ事  
は岸内閣のみならず保守政権の一貫せる立場であつたにもかかわ  
らず、中共は岸内閣をもつて中共を敵視するものとして非難攻撃  
している。現に自分の内閣になつてからココム緩和、指紋問題解  
決、通商代表部承認等幾多の進展があつたにかかわらず、非難が  
続いている。中共貿易は量の大小の問題でなく、国民一般が憧憬  
を持つてゐる事が問題で、これが鎖されてゐる事は保守党として  
も国内的に困難あり、更に次期国連総会では中共出席問題が採り  
上げられるべく今の國際情勢では米国はこれに反対し、日本もこ

それに反対する事となる。日本の反対も保守政権が一貫してとつて来た態度であつて、中共や社会党がこれをとらえて、又宣伝するのはかまわないが、国民が恰も岸内閣が中共貿易を阻止しているといふ感じをもつのは困るのである。されば国民に対して東南アジアとの経済関係が、伸びて行くといふ事を示す必要あり、又米国がこれに協力しているといふ事を示す必要もあるのである。

大使 よく分つた。

ガリオアの問題はよろしくお願ひいたしたし。

総理 (外務大臣に向ひ) これは自分は払うべきものは早く払つてしまえといふのが前からの考え方であり、ワシントンで話を進めたらしいと思う。

外務大臣　（總理に向い）自分も同感である。池田大臣もその様な考え方を述べていたし、何の途ドイツ方式の問題もあり、出発前に大蔵大臣とも打合せて大筋の話をつけたいと思う。

外務大臣　出発前出来るだけ準備をしてワシントンで大筋なりとも話すようにしたい。なお、これは甚だ重要かつデリケートな問題であるので、ワシントンで話たといふ事は発表しないで載きたい。追而自分の帰国後十月頃でも何らか必要なリリースを行う事としたし。

大使　自分はガリオア問題はデリケートであるから臨時国会の後までは何事も洩れない様にする様早速電報いたすべし。

（本日の会談の新聞に対する説明振につき打合せの後会談を終つた。）

松  
秋

マラーカーと内法の件

三月九日 案長

九月四日マラーカーは伊國に去り、備後郡山様に出来事を  
案長に詰め内法せし所相手を尋ね。

一、海山土産のタレス様下との会談に就ては、冬季件口付、アリ

ゼンダーレンカ特に審議を要と恩子。先づ安全保庫問題の

問題に就ては、現行管轄衙門を平野河川をよく定期

載せらるゝと恩子。此問題に付、岸地理は

「オニヤク幹部が身の無い行はるゝと音化一。日本はソ連  
中央と大共産子12月まで独立は其の後はソ連を固  
得てゐる。日本政府は日本共産党の幹部を其の甚左政  
府に送り、現行事態は one-side 和合を持て居り。  
その上に種々の混乱の種と生えいる。現在の事態は日本が子連  
加連の統治の下に方を掌握する事態の上とは事態は  
着手を考へる。依て内閣の立場は日本側が主導的立場を

dependable and durable base. 12月に於ける事務の運営は、  
又確かな

もおこなわれた。しかし、あると云ふ。勿論日本側には憲法上の制約が

あり、行政の運営には困難である。はるかに多くは、政治的手段を取る。

範囲で、準備して、而程力も未だ無い。其の如き云々。

此の点、其の上、相手の満儀を取ることとなるが、一、斯の事

儀は、やつてから、と云ふ。斯の満儀を取るに初步の段階の

吟味が子。出来得る事、云々が出来たと云ふ。

と云ふ連絡の方法を何より取れどか。此の種はフリセントランが  
直印であると思ふ。

（）半導体  
の電気伝導性と熱伝導性との相関関係等と云ふことは、  
さりとて是であるが、實際には相互操作的修飾と云ふも半導体半導体型  
半導体型あり、又其の形もあり得し、専用半導体型と  
とはれば半導体型の操作方法を除く他の半導体型と  
となる。しかし現實に例へば半導体型の操作方法は、半導体型と  
極めて同様であるが、操作方法は半導体型と

Tomomiは困難なと見做るが、必ず其の見解はありと

向こうに立つ。七浦は、元々計画を成す。自分は、貢献の意をも

方で日本を頼るを durable and dependable basis にておる。

日本は無理な事で日本を扶助する力ではなし、自己は日本を區域に

は日本が日本で日本を扶助する力ではない。今後の日本の独立性は云々

の自節は「日本は日本で日本を扶助せざる者を戒め様也」と云ふ方

で進むと云ふ方向が正確である。かく云ふと更に、若し

カノハタニシテナリ。由ル事ハ、事下ニシテ、事ノ形ナリ。  
也。未だ毛足子。右種ナガ向ニ進ム。其トとは、米國也。ハトニは  
先ツ議會要綱の向キヒ内ヌ事也。其ヲサボリトを得ニ道ガナリ。  
ナレテナリ。その往參手の時局を要するカ。其事ナガ成ル。此ノは  
也。未だものまを事復て所乞シ。又右ナガ向ガ、直祖宗也。自古と  
之。左ニフニ日本國也。事下ニシテ、其事を思ふ者、立至下ニ見る。と  
思ふ。何れにせよ、早まニ事ハ浅れぬ様に取扱子ニシカ。

絶對に必要で御座る事とせり。

在日

三、七月末、日本側では米軍の日本艦隊用及ひ核兵器持込問題に付文理を取まと御事へてあるが、optimum の御事では何かとの値向か西郷を、半保長を、並びに君とは、い) 在日本軍の日本外務部に該とは出来た所う扱はれましたと、(2) 在日本設立行革事務所する

又(3) 日本の事お同意を取らる事と、又(4) 品には核兵持込は日本政府が同意を取つた事と、であると答

右に記し大まかにとて解説が、條約上の権利を制限するといふこと  
あると議会筋からも物言ひを付くし、又勿論予備者あるとはよく  
云ふはなれど、なほいには御承知を要うて要す。日本側の御意見  
に行かずとすと、権力行使は政治の権力第一主義一とせん。併て  
半官半民の運営権を持て向題に付され、おまけに解をゆるす  
事室を萬葉院に定めり。土ぼは協議する所とされ可れと  
尋ねたる。出来事より、協議、12月2日半間に

解説の相違ありては自の経験の種とすり得る。一事お同意を貰  
書とすと立脚す。七時より更に若大の駆逐にて出門がキ  
レシジレヌリすれば協議すと云ふ所が無く、さうは勿てあるかと  
向うれど、半信半疑、さむねば無きに審段偽なると云ふ。  
又、土岐が今國の本領に向て「ヨミニケを出す御事」一かと云ひ向かう  
たる、半信半疑、實は事詮あるて考へて云ふ事あるべである。  
私見を申せば、ヨミニケを出すと云は核兵を持て向野に向し

がでかはパララフカ入るとか少々あります。若し之が止まなければ

寧ろ二度三度を繰り返すが、と萬子、書く「二度三度も

併隨即題が出来たが、及ぶかは、おの後も今まに備え核

血糞同様を活一丸かとの箇内あるべし、今之事は、全く筋れど、かん

と見ゆるのみ都合が悪く、半例が相手がおらぬ事は二十二十事半ばから

と云ふ間に廻轉されるつゝ事は、まづ、比較的と見ゆる事は、其の

前半。

五、沖縄向島には、大使が、先般御詔を以て、沖縄向島は沖縄人八千石の向島に拂、ナ九千石の日本人の向島に拂、ナ重宝なると、吉田口門は施政抜直差を以てすも之に非ず。洋人の福江改善の為日本政府は努力する事あり又努力して之を干す事ある。と云ふ所當アリモテ下流に拂ふ事無事と申す。朱保長ナ、大臣ナ様の御手を拂ひ申す。特此申候。

六、會議議題  
一、ナシは、大使が、先般御詔に付、特此申候。

聞き度き承りますやとの直内が申込され、承認書、私見を申せば  
世界博覧は一九三一年開幕の際のプレートにて特記ある  
ことをあつたと思はす。大正大慶の小使博覧は開  
御用事としてあるべし、と申せられ。

セガラには、某候が、大臣御用事おは松井と御名だて申を  
申候が、我らの日本政府を申せん用意はない。大臣

御用事、日本側とは一九三四年六月の交換で、第一回の開

新規にて、回線拂。車両マシンの運送使用するとの三段位で  
輸入車子車を輸入する事、七月は大口にて輸入する事と  
得る事である。  
ノ、ナホトロ、西日本鉄道、車両マシン等輸送に於ては、テスロ  
ナホトロ、車両マシン等輸送に於ては、テスロ  
運送、ナホトロの輸送の料金は、四月半が半一、五月には半二半一かど  
る事、ナホトロの輸送の料金は、四月半が半一、五月には半二半一かど  
る事、ナホトロの輸送の料金は、四月半が半一、五月には半二半一かど

國務大臣の先づ御許上へとござることでありますか、何れアシト  
大臣の御指示を得た上、本筋にて連絡ましと申一通です。

高松公望の今次、七代は、アーヴィング・アーヴィングは岸良總一  
等に非常に親しき氣持を持ち居り、彦為總が居てゐるから  
車下り中止、氣を配て寄らざつて、突然の沖縄直送回詔  
も、「車子乃本、予主を遣りやうがなむかすが、大臣領は古ナニ  
猶豫の御希望より取扱ひを承り候ふと、言ふ事。

10. 今抱合問題も予題以上、新開に付ば大變者は海山大臣  
ワシントンに持出せぬと得難き事一につけて置く所。且つ untimely にて  
立たがる事無事はアーヴィングが是非古事記の本をなして置かし。今  
是れアーヴィングはアーヴィングの取扱へて renegate たり。之に  
あすし。且メの話も子ナニヤアム。俄蘇共産工党は當時  
上院議員の内に日本より來りテ本年春迄其の職務の事務は年四月  
13  
事務の事である。又上院一室は一般方より日本を擧て其事務と  
在  
外  
公  
館

書類を機密と扱わざる事無し。

米原文稿

外務大臣國務長官金子安吉 保障調査

問題の取扱いに関する件

三月九日 来保長

一、今面の外務大臣國務長官の命令に於ては、安全保障調査向

きに開くには、先般總理より御指示があり通じ、日本憲法に於

触れたる相手援助命令を考へる」と云ふことを中心とするもの

である。而して本章に於ける準備會議に微す事。在京來去使は總理

及外務大臣の御書寫を逐一報告すると共に、其申立て居る事と

判斷されどから、今更に歸んでは、國務長官は今後の進み方を見  
えぬと見せず、日本側の心情え付相手追求して來るもとを想  
かる。

二五又、日本側に於ては、猶豫す「日本實情と底筋せしむ相手  
候」と云ふ指手が何處かあるであら、想相手の予想の下に日本  
側が直すべき義務の限界に於ては、済々済々義務を合意すと云ふ

事務は明確する指摘を得て居る。從而以て是れ就て不義務

長官が直向に來る段々、如何に應所すべきか考へて置く  
沙汰が要る。

三、米國側の考へ方を接するに、半條約を参考にしつゝは、日米關係

（よう根本的には）  
改善の事を考慮すべきは當然として、  
（アーヴィング）ハーヴィングの「アンティバグ」決

議を満足させる様な相手探拂。形を整へることと、及び、同米國の極

度を保障する事上の軍事的要請に対する對応をうつてあることを

問題とするであら。

四 右の件は、日本から奪つたる米國が日本を操りまとふ主義  
第12回 にて、日本は米國に對し如何な義務を負ひたる問題  
である。西の沿岸は除外されるゝである。一方で日本は  
米軍に対する基地を使用させ補助に協力すると云ふ義務を負ふ  
ことか考へらる。(伯爵院が日本内で日本を守ること云ふことは  
ある。日本を守るために日本に在る米軍を操作すと云ふことは  
米國に付しては、(義務を負ふと云ふことはない)而して右の

（米）の領事は、極東の米國屬領諸島が改憲された場合に限るか（米  
韓、半島の方）、厚鏡諸島を除まず極東に在る他の米國領  
船並、紙幣等一切廢止せしものも含むとするか（半島、半島、サハラ  
式）の問題があるが、甚しく述べては絶然異論と思  
ふ。而一此の領事は日本本土及沖縄諸島が改憲された場合  
に限る事無いとは、何と云ひ得るか（半島、半島、サハラ  
を成り立たざと思はず。

五、前二三の問題、即ち米國の軍事的援助の点は、現在のところ軍事機密の下記には、如何な二国間の相互援助協定と並び、  
米國安全保障体制の一環として急がれどいとの事実を没却して考  
るには至らない。現在安保條約に基き日本に駐留する米軍は、事  
實上日本を主な地位に有ると共に、駐日米軍の軍事と海上防衛に  
あ執し得る権利を有すものあり、之が半國の駐日共同安全保障の  
一環と有り、即ち在日米軍は東洋日本防衛を主な事とすると

うが少無一機車各處に支那し得手あり。陸軍神撫部隊は  
機車に在る米軍甚だ補給の為、五箱を有し、又十七般隊の  
補給事務は横須賀等が施設の為、其のうちの陸軍基  
地御隊の監督が由来して來る。從而米國側からナシキ  
如何なる供給約に於て、並が限ゆるの部隊は日本に歸属せし機  
車を  
利害關係者に於て、米軍と並んで運用する。  
ノルマニ供給に於て米軍の監督を受けて一切公私  
現行未得條約

於其の配備・使用が米國の一方的法<sup>1</sup>に委ねられて兵を是とし  
得べきである。即ち(1)配備を以て半島は日本防衛の義務を有する  
(2)何れ、日本配備を以て兵力は双方の合意に基くこととする。(3)  
使用に就ては前記四つ一定の者は別とし、之を協議事項と為  
得べし。

以上を日本側から考へて、前記三つ(1)即ち、日本の直下にき奉る  
該々は純然たる互換の形を有するとは前記の如きの義務を

31月24日(火曜日)、又三十九即ち前記五・六・七・八半  
年既往の問題は、廣く日本共産主義保障連盟より之判斷  
あるべき問題である。従に外國軍隊の駐留と云ふに拘泥する  
ではない。何故にせば其條約を成る目的は one-sided な条約を改め  
ること。即ち米軍が日本防衛の義務負ふことを一ヶ國の統治の  
手を放すことを日本軍の使用力某國の立場を考慮して  
「よ」と是ひう所にありと思われる以上、其條約は米國の

西子萬能に見合ひ日本半島に義務を負ふものあり、又日本共  
同体保障体制を維持し日本の防衛を充て得る事あり  
ばならぬ。

八ヶ岳の会議は新條約に向て進むや否々の方向を決める所を主  
眼とする事であります。先方との一回本領事のヨーロッパトモントを  
おさるとほ心外なが、凡そ上庄の事務半島が向ひ起らする事  
など思ひます。

九月十日 藤山大臣名ス國務長官云後錄

日時 一九二九年九月十日午後二時三十分五十五分

於國務省會議室

出席者 日生明

藤山大臣、朝霞、森喜作、安川

井上、翁内、幸吉、森、吉作

萬國

グレス國務長官、マクダサヒト、ロバート

國務次官、スコット國務次官、レニラ

アーティ軍參謀副長、エドワード國務參

事官、バンクス副國務次官、モーガン政策

企劃委員、バンクス北東ヨーロッパ、マーチン

日本課長、ハサ国務次官、保障局日本課長、

ズレント軍事顧問、

格子

ダス長官　日本兩國の方の会談が来訪されことを表ひ放送す。以降より

貴大臣又、又開て岸辺視察訪を想起す。岸アシハラ会議は同事閣僚

自由な立場は裏表達に於く御用を樹立し歴史的主張を有す。

云。

並木尾　失敬の趣意事に於く上院は勝利を取れ、市政権は長期政権として

新進院も、此権には本間伊藤左衛門の問題、おと後公ひ、寺田朱はまつ

アリ。これを試みると多くてまだ一時。

タスビ裏　議題を(主権保障調査)からすと多少かちの議事はお通り  
了しま。

神代　議題を採り上げたし、其の後には議題(不除専決)も入りました

三事務

タスビ裏　結構であります。先づ御説を承ります。

神代　議題は挙げ以来多年を経し、其の間國内主権國民の意思に干渉

が何ぞ。折了場景の下に何んと試みられし。

日本は自衛力も成は堅め的制約より遙かとは云ふが、量貿易に衝突進んで  
我々漸く軍隊との機能を有する間に達して来た。國民反對の如き記  
往々未開の精神を得て逐次向上し、子連が既に裏を窺はん。國民感情とし  
ても日本自体が日本としてありてゐるから競争を持たない事無。國民90%は  
日本帝國主義持つてゐる事無事の結果を見つける所で、都立  
から現行の準備的見ると國民感情を判断する要素がある。故に米國  
と韓國も深めて行く上に一塊行動的を以てし或は何事かの問題を試

さうべき階層あると思ふ。本總理に此事はされど、今度改めて行へる。  
例へば現行修訂は米朝、米比の支那修訂に於て是を以ていたと予定す。  
ヨウ左様な感心を圖るべくしては、は宋同様の努力せんことを思ふまじし。

是ひより方略としては、其修訂が、現行修訂いか、又は現行修訂は其後モ之  
神妙的而れで個々の問題を解決しへ行くか、二つの方略一カ所。如何より技術的  
に之種々研究を要すか、精神としては、總理の意旨を明確に、新修訂を

侏、園會等に於て演説し、これを通じ想えて日本國体を尊む事  
し、基礎の上に是れと云ふことを希望する。之が日本政府基準の如く  
である。(アス漫才) 等貴見を承り申し。

久松良元(重野赳子の夫) 久松は重野の夫である。妻重野

君と云ふ。重野君が上へゆる事件中は久松と上へゆる日本の為役に立つた

といふ事は滿足を覚えたものであつたが、惟翁の father として not so

desire to be unwilling to change it である。勿論改めざる

にはよほ、もろか本來としての所である。安保筋は勿論恒久的のものと  
して考へられて、まことに、條約自身暫定的ではあるとする。米國も  
外務省から言ひ得る様に東洋は無らんと云ふ見解は同意す用意はあらず。條約ヲ  
前文は日本は自衛するの進歩的责任を負ふ云々と云ふが、條約も亦了  
る其の方向に至る事となつた。

米國は日本へ向ひの防衛努力を ~~reinforce~~ とは思ひてはいなか、然し日本にも  
緊急の制約あることは了解である。然し日本からアヤシム立場やつたことなど

現トリニティ博覧会下に於ては、米國資金を抱け、國々友邦となり相互通  
報の關係なしに和平で寛容と稱せることは古事な。米國は軍艦が成  
立すことを望み地在り遠くにて、其の見通しは極めてあくましく、向む  
諸國の共同防衛は是れに一筆である。大臣は正除萬能の治もあるであ  
ると言ひながら、現在 most disturbing basic fact は、ソ連が軍備を  
増強し核兵器をたくする様な如きの暴力に対する another unwillingness  
を示してゐることである。首領は single item of discontenting fact に於て

9

宣傳は嘗てさうか、核兵器の先端や軍備削減には決して來る事ない。未

(兵器用ヒートの製造)

國民が其の立場は核兵器の軍事利用反対に努力してゐる。

連は耳を傾けない。ソ連は核兵器政策を以て威嚇して其の意図を外に押し

付けてゐる。エスの隊は皆、ピア軍令の隊に並り、レーベンに倣ひ

等、又若き大佐隊長元シモンの妻孫も核兵器政策に倣り米酒を

撃滅する意圖を含めてゐる。現在の立場の名残り、連が中共は持つ。

米國はソ連の核兵器の前に立たざる事なく、連は西側へ一歩兵に

核爆ゆの手を差伸べると言つたから、でもうと思ふ。

進歩的かの感はにせんでは日本は國政を掌握するに外ならぬ。

何處も國と自らの運命の主なる、ある方には半圓との安全保障が得られ

得れどもを得ば、日本は抑制力として共通の目的に共存するべき

力のアソル持たなければならぬ。本題は日本の dependable relative

を筆とす。而て 同時、日本が genuine independence をもつし、

meant it in our dealing with other countries to 国際化の運動を

もござる。

以上の結果す、米國とは 日本政府が米國と mutual security re-

tionship を維持するに於て 手始めに 謙 happy であり 章文等

問題が斯く開拓せざるを要する事は これがのちに evolve

すべきに在ると思ふ。 Happy である。 大臣は三つほど内に之を庶

の第一回目、その御意見を述べよが、米國は原則的立場の可及性

を擇ける。用意する ( US in spite prepared in principle to explore

the president)。たゞ若い頃が困難であると云ふのは何う  
方法をとる事は、必ずしも道を失ふ。(二時四十分)

東大屋 中央の建物は門の裏まで伸びて、廊下の左側に  
通路

此の間、中央の門脇は通じて其の奥は通路で、廊下の右側に  
通路

此の通路は御所の通路で、廊下の左側は、一間の内  
其の通路を回す間はなく、日本共同戦争保障代行委員会と云ふのは、先に  
竟や一切を努力をせばほかない。内閣は決して主導権を握らざる

か日本は國防衛を強化する目的にあつて、1937年4月より、二の島に民謡傳は合づ様に是處にて行こうと、8月7日にははるかにその前、特術部にわざに往立て、行かか向ひてある。

現在のま保傳翁には本國へかほが、防衛の義務を負ふといふ事もあら。又

久留良音威がして國内之警備は自己自身、始末其事と申すにあらず。

はがて今は軍隊の範囲内にて米國の防衛努力を援助と云ふことと並んである。

たゞ支那の利権が手つかずの半島である様は完全な協力とは行けぬかも知れ

ばい。即ち兩か國の、主導はさういふ形態にて、左後行ははねて、臺灣をめぐ

13回の日本内、行動の範囲は日本領土に限られる。

名古屋市 今日本領土 (within territorial limits) と日本近畿 (Japan area) と

二つの用語があるが、何が何が、日本近畿とは 日本領土に隣接する地域の事務局

連絡事務所の事務を扱う事。

原工友 日本近畿並びに船舶紙業株式会社の事務を扱う事。

名古屋市 他の事務所とは甚う事。上記の通り。

原工友 日本領域以外に係る事務は全くない事。工作物も手取らなかった。

14

15

補強協力には改めて周辺の下の周辺を統括して表す。併せて

他どこかの施設と同様に改めて改修して改修する。たゞ補強のた

までは本いまま車が駐留する場所は其の施設改修に改められること

となり。改修せよ。また改修明記され、改修の計画を立て、特に

施設改修は改めて改めると改めに改められ、周辺は改めますし、

事。改修改修が改めますと改めに改められ、周辺は改めますし、

日本商事改修は改めますと改めに改められ、周辺は改めますし、

高値が一部限らないとふよ長は半圓から手を取るに難局を恐るが如きを  
与つておさへない。

以上の如き問題であるが之を如何に技術的に解決するかは研究又要す。原理は

技術的には出来はるが其價格を何う。又その方法を若て本元の原液を得、以て集

陶器を用意するときあるべからず。又さうすれば其價格を従う。高価は一切略

せざること。

(三時二分)

アレス長元　貴大臣の御教並ひに奉仕は間違はず手筋は方を多きをす。

島へ更に赴き又子階の方へとお詫び致候にコメントすべきはないと  
思ふし、又折角おまかせを仰がれま國會と同じく半圓の儀会で一

種問題がちうこどもおなじには出来ない。たゞ一寸前後は大臣の御了承の上に協

議事ではNATO軍襲撃の如く停戦の事等(おまかせ停戦)は皆この如きの元  
らうす事例で事と見て。

若東洋問題は大臣の御了承はおまかせの御了承の結果 one-and-one で

米國は日本を防衛する事とコトアリですが日本は米國を防衛する事

主なヒントはちまいとお向かいである。早朝日御隊、駆動力源の

限らぬと云ふは内閣で、大臣は本部院を持つ駆動

交換に

日本半島に、役に立つ事である。(Accompany under rank of valence)

今後の方針は

何が打取荷の子孫を産む者名で大臣の御法を抜け

(回) 次々上陸領袖四五人と私共は加茂と其の子孫の支拂を取る

(次) おまけに新規不祥の事態にて

いわゆる preliminary explanation は見通し、がよからマニアサム便をも

車掌の前でテスカレーンを行はず。

と云ふことゝうく、吉浦は以降半々米國会再開には必ず之をせざる

と思ひ、西村(1)は促進一千日(2)には見通し立け、且つ外体のと

やままで、と云ふことは、7月14日(3)年月に法を附められてある。

事件令の範囲では機密保持力持続性である。可逆性もしくは中止権も存

在する事もあらねど、又福音は三種類をも重ね、其の内に二つは傳記。

3-12をひらく構ふまへある。

白川は伊藤は、本筋と日本政府並に右は猪子翁は本國と free

and equal cooperation を営むことより日本政府に対する美國の侵略の

free treatment である。現在美國は廣く且~~既~~<sup>持</sup>既に侵略已下の不平等

約を日本と結んでゐる。此美國は條約上是種約より good will と sense

of common dealing から事の連帶關係を尊ぶものである。根據大臣の御

意見は大體から見れば、將來の抗制義務の多い米國に大きな影響を及ぼす

21

ゆうべの夜、即ち次に米國が情勢上允する権利を放棄し、而り終了上來る。  
は代價附い米國が斯は太東に義務を負ふことをほづ。米國は上院が  
同意する所を期待して形をうなださとてゐる。然る其の實は日本  
國民に対する責めである。米國が斯し事所以は法律的権利より轉ゆる  
紛争を尊重すからである。今見し申す所は、是空である。

藤田辰一　日本紳士の強化は序開として且は重視すべき事。且つ是處は  
形に於ては今迄ほどの如きの如くも知れぬが、且つ米國へ

22

運命を共にするものから本国が其の運命とも思ふ氣持に反応し、  
専門とされてゐる大半の責任を負ふはあつたのである。

簡単に彼の問題に移り去り。

(一時  
三月)

23

藤井屋

先般沖縄の土地問題が解けて園田は勢に拂ひ去り其の後は人面つ

臺灣の結果は現れでる。此種会ト吉サリ立力を得す。沖縄の問題は九千方里本の

問題であることを今もまだまづい

本日は

の問題に

たゞ、沖縄から本への問題であつて、臺灣より日本へして沖縄の方へ来た事あることであ

言及し

ればやうんきで事。殊に吉村には沖縄は朝あから本土を據ゆを得てやえ、此のとて

西吉信探ゆる事、さうと見て置く。今は、日本にて期する、と云ふことは

さうかとほれ、て、おやして行なまく、右の事項を念頭に置いて、拂ひ去る。土地の

敬啓す只、バーテン姿、補レニアード椅子を贈ります。

モスガル  
米國は日本人と併住民共同に artificial banners を作る

京上意圖はも頗る、  
主として在保つたる各官衙等に、神武軍政府を

よ相應する事あり、日本政府が軍政府競争的乃至行政的の關係は固く

云、相應を充てず為日久故に御考は矣、ハテナナヒニ御連絡相手

内々に相應する事モ有り候。

次に十室原山本丸、師昌連監修人達は將軍の御用印御章一通が、

現任事務を乞理解し、また仰けられ、被徴を求むる。日本にては此等の事と申す大仰けに、本當は即ちほと子移りぬ、いたゞき者

アスサル　米國は是政府が現に米國政府が reluctantly にてこの立場を

言ひ申ゆる。又其の主書と佛島連盟の人達に申せん。更に佛島連盟の

金を納得されたことを減らす事とする。前年二月大抵との会談の

終了後のことと申すことをとて覚えてる。たゞ大般御手紙のうち金

詫は書は *frankening* であつた。先づはおかず、用意であつた。

舞子町 未開の法則の問題を前にして、この轉機的年月

もあつて、ござる。又原島主事は一貫、共産極力反対せんと爲

り、連れてゐて、待合室を喜ばせる結果は極めて長であるが、是に接するといひ

お土（えど）ます

泡の驚愕には、もやびを連れて、足利にA級の片山は、手に持つてゐる。

おとぎの夢か、物語か、十倍もか充合ひ、アラタの、

26

27

2. 三か月が一律に解禁する事は出来ぬ。車掌の名を残せ。

もしも車掌が内規は既付し、走り日後車掌は即ち命令は始める。

その解説を得て思ふが、書記は車掌の名を残すこととする。

(三月三十日)

内規

車掌 始終に種々の問題である。書記は車掌の名を残す事が

どうも合意の問題ではあるが、種々の問題は因縁の車掌の名を残す  
もう少しお延長をすることに向ひ、書記は免てこの度は車掌の名を残す

ことはなく、何處車掌の書記命令で書記は車掌の名を残す事とある。

28

えスゼル、之は部の問題であるから登ります前にとまく。

辯士瓦 今即ちを取次ひばが、車まで運搬會へヒリ上げること研究し

量少す。

アマゾン 実得度要合のヤフー、直ちにとは言はずに、軍事機密を漏す

待玉重い。

害は大後便とりん行かぬ、ほんぬ不二、こゝに生をさせず。高アス、リースは

アーティン御打合附る。

(三時五十五分)

以下ロバートソンとジョンソンには打合せ会談を終了した。

商談の間でモニカは米僚事務にあり、「大臣の場合は直々に受け取ら  
れることもあつたが、内閣は、ええ苦いものではあるが、第一の席を行  
手とすれば、急上と権利を制限することながら、議会節約法にてはなけ  
れば、何處かは、議會の行を許す際、その上には、議會の行  
同様に、議會に送り付けてから、其の際に、車まで、車を引くし、内閣  
議會の会へすることは、必ず、運送いたるには、必ず、と云ふ氣です」と、運送を

30

耳打つた。後で半信長より大臣が文書を託すは一つの方法とも言は  
れむるも日本には第一回戻是に因能す。ほんか前はト申して候  
は半信は左件に因して事が文書を託すよと申すと追々尋ねた。

安全保障調整に関する基本方針（案）

三二一〇二　米保

一　大臣  
二　次官  
三　官長

一　本年九月の外務大臣・米国國務長官会談の結果に基き、安全保障問題調整に關し、米国政府との間に話合を行うこととする。

二　米長  
三　官長  
四　次官  
五　大臣

六　米長  
七　次官  
八　大臣

九　次官  
十　米長

一　右話合は日本憲法の枠内に於て行うことは勿論なると共に、米国との安全保障体制を基調とする「国防の基本方針」に則り之を行ふこととし、現行安全保障条約に代る新条約を作成することを

（十月三日付  
會議資料）

目途とするも、已むを得ざる場合は現行条約の改正、又は現行条

約は其の體として補助的取扱を考慮するものとする。

二　新条約に關しては左の方針に據ることとする。

極秘

十部之内  
五号

ものとする。

(二) 国連憲章との関係を条約に明記する。

(三) 米国との日本援助義務に見合う我方の義務は憲法の範囲内なることを明文化する。(海外派兵を除いた場合も後記(四)駐後段と國連し憲法上の問題あり。)

(四) 援助義務が発動すべき被攻撃対象地域に関しては、凡そ左の四つの考へ方があるが、何れを探るやは慎重検討を要する。

- 1 日本領土
- 2 日本領土、沖縄小笠原
- 3 日本領土、沖縄小笠原、西太平洋の米国領土
- 4 日本領土、沖縄小笠原、西太平洋の米国領土、西太平洋地

域に在る米国の軍隊、艦船、航空機

(註)

右の内1及び2では相互援助型たり得るや問題あり、又々は米国の最も希望する所なるべきも我方として受諾困難と思われる。

又3及び4に關しては日本領土の地域を含めた集團的自衛権が憲法上許容されるや否やの問題あり。(現行安保条約では結果的に認められた形になつてゐる。)

日本の防衛並びに極東の安全保障の為め必要な米軍を合意する所にて、日本に配備せしめ得ることとする。

前項の合意事項の内には、兵力量並びに裝備の性質を含ましめるものとする。

- (H) 米軍が前記①以外の極東地域に対する侵略に対する為め日本  
該地を作戦的に使用する場合は日本政府と事前に協議するもの  
とする。
- ④ 一般的協議条項及び協力条項を備へことを考慮する。
- ⑤ 条約の期限は最高十年とし、以後一年の予告で終了させ得る  
こととする。
- ⑥ 条約運営のため合同委員会を置くことを考慮する。尚  
1 前記を考慮し、配備を規律する条件は概ね現行行政協定  
通りとする。但し施設提供の建前は現行行政協定の建前を改  
め自衛隊施設を米軍に共同使用せしめる建前に改めることを  
考慮する。

2. 共同防衛体制運営に関する、防衛庁幕僚当局と在日米軍当局との間の連絡方法を話し規定を定めることとする。

安保条約改正に関する問題点（昭和三〇年二月六日）  
本件に関する政府の方針は、現存条約を改正して安全保障に関する日米双方の責任を明確にする相互援助型の条約締結を目指とするものである。

もつともやむをえざる場合は、現行条約の一部改正、または現行条約はそのままとして補助的取扱いをなすことが考慮されるであろうが、以下新条約を締結するものとして問題点を概述する。

新条約の構想においては従来条約改正の主たる障害と目されていた憲法上の制約を米側が了解するものとの前提に立つてゐるが、米側の了解がえられる場合も、この点はその他現下の日本の特殊事情とともに新条約の基本構想及びその成文化に種々の困難な問題を提起

極  
秘  
まで

する。

一 前 文

(イ) この種条約の先例にある如き同様の表現。すなわち「この条約の締約国は国連憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及び政府とともに平和のうちに共存しようとする願望を再確認し」の部分はそのまま採用して可なりと考えられる。

(ロ) 既りに前文が三項よりなるものとすれば、第二項において日本両国が民主主義の共同基盤に立ち相協力して東亜の平和と安定に努力するとのことを題旨を述べることも一案であろう。この点に関連し、昨年決定された「国防の基本方針」の冒頭に、「民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守る。」とあり、

北大西洋条約には前文及び本文第二条に民主主義を守るとの趣旨が述べられている。今次条約改正の背後ににある日米両国の基本的考え方にもかんがみ、特に研究を要するところである。

(2) 最後の項においては先例をも考慮し、かつ、「国防の基本方針」第四項「将来国際連合が有效地にこれを阻止する機能を果し得るに至るまでは：」「にかんがみ、たとえば「国連憲章に基く国際の平和及び安全の維持のための世界的又は地域的取組めの一層包括的、かつ、有効な制度が発達するまでの間、平和及び安全保障の維持のための集団的防衛のために兩国の努力を強化することを希望して」とのことを表現が考えられる。

この種条約は、通常第一条に国際紛争の平和的解決、国連に対

する義務遵守を掲げてゐる。

三 第二条には、通例「この条約の目的を一層効果的に達成するため当事国は単独に及び共同して、継続的、かつ、効果的な自助及び相互援助によつて、武力攻撃に抵抗するため、個別的及び集団的能力を維持し、かつ、発展させる。」となつております、「当事国の領土保全及び政治的安定に対する外部からの破壊的行為を防止し」との一句が含まれてゐる場合がある。

四 条約地域及び条約義務発動の問題は、本条約改正中最も機微な点であるが、理論的には次の四の方式が考えられる。

(1)米比型、アンザウルス型のとく太平洋地域における締約国に対する武力攻撃のみならず、締約国の軍隊、艦船もしくは航空機に

に対する武力攻撃の場合他の締約国が「共通の危険に対処するため行動する。」となす方式。

(四) 米韓、米華条約のとく、太平洋地域におけるいすれかの締約国の領域に対する武力攻撃が行われた場合に、条約義務が発動するとなる方式。(以上いずれの場合においても、領域とは管轄下にある地域を含むこととなるべく、日米開通条約の場合具體的には沖縄及び小笠原が米國の管轄下にある地域として含まれることとなる。)

④ 共同防衛の地域を日本本土及び沖縄に限定する方式。

⑤ 共同防衛の範囲を日本本土のみとする方式。

条約義務の問題は、上述の条約地域及び条約義務発動の問題と

國連するが、右分類に従ひ、なり。先例より類推すれば次のと  
きものとなる。

（）及び（）の場合、日本が憲法の範囲内において協力するとされ  
ば、この場合における「行動する（act）」とはなんぞ意味する  
かの問題となる。日本領域内における自衛の範囲内の軍事行動の  
ほかは領域外において「行動する」ということは、北大西洋条約  
は「兵力の使用を含めてその必要と認める行動……」直ちにと  
ることによって……」より類推すれば、軍事行動以外の行動が  
ありうることとなる。これは政治的アライアンメント及び経済援助  
であり、後者については、日本の場合工業力、輸送力、労働力に  
よる日本領域内外の援助を意味することとなるものと解される。

(イ) の場合、沖縄、小笠原に対する軍事攻撃に対して日本が軍事的に援助しうるかについては、残存主権と自衛権の関係の解釈論の問題となるほか、(イ) 及び(ロ) の軍事的援助以外の援助の問題がある。

(ロ) の場合、問題は單純化され、在日米軍に対する攻撃に対して日本が軍事的に反応することが自衛行為かとの問題を残すのみである。但しみかる方式が果して相互援助の範ちゅうに入るやの問題を提起する。

質 現在日本防衛のため米軍の駐兵を認めることは必要である。但し陸海空三軍の兵力規模（日本の自衛力との關係における日本防衛の必要性及び米国が東西の他の自由諸國防衛のための必要性た

より決定されるが、一般的の傾向としては縮少過程をたどるべく、将来平時ににおいては全面撤収の場合も起りうるであろう。」及び駐屯部隊の性格（戦略兵器及び核兵器の問題）は、日米両国の協議又は同意により決めることとすべきである。

他方米国はその兵力の機動的利用のため、これが他地域への移動に制約をうけることは感じないと立場をとつておらず、この点は日本の場合、最近における空軍部隊の台湾への移動の事例のごとく基地使用に対する批判と日本の防衛力を弱めるとの不安の二つの問題を生ずる。この点は第六項基地使用の問題との関連においてさらに研究を要するが、英國及びマラヤ連邦間の条約は、第八条において条約地域（極東における相互の領域）以外において

て敵対行為が発生した場合、英國はその軍隊を「マラナ連邦内における基地の使用を伴う作戦行動に動員するに先立ち、あらかじめマラナ連邦政府の同意をえなければならない。但しこの規定は連合王国政府がマラナ連邦からその軍隊を撤収する権利に影響を及ぼさないものとする。」とあり、さらに第九条に「マラナ連邦駐屯軍の性格又は配置に重大な変更を加えようとするときは」は、両国政府は協議しなければならないとの規定があることは参考となるところである。

六　米国が実質的に日本より寄与をうけるのは駐兵及び基地使用である。

基地使用に関しては、作戦基地等に出撃（partie）の基地と補

給基地の役割は明瞭に分離しない場合があるが、一應別個の観念であり、米国は前者に關しては、日本に強い政治的制約があることを十分考慮していると判断されるが、後者の役割は、特に重要視し、緊急事態の際これを全面的に拒否される場合、東亜の戦略体制を根本的に再検討せざるをえないとの判断に立つものと推定される。他方日本側よりみれば、以上いずれの場合に対してもその発言権を確保する要があるが、平時においては特にこれを制約する必要なく、緊急事態の際も条約上の表現、または実施の面において、日本の自守的立場を維持しつつも、情勢を勘案して前者に対してもより厳格な、後者に対してはできる限り大巾の協力をなすことが適当である。

朝鮮との關係においては、現在吉田、アチソン交換公文及び国連軍協定により国連加盟國が国連の行動に従事する軍隊を「日本国内及びその付近において支持すること日本國が許し」施設及び<sup>彼</sup>任務を提供することとなつてゐるが、新条約締結に際しては、この点をあらためて確認する必要が生ずるやうである。

以上第四、五、六項条約地域、駐兵、基地使用は相関連することとは明らかである。すなわち、条約地域の概念は、条約義務発動の契機をなすものであるが、他方米国を相手とする東亜地域における敵対行為発生の場合、日本政府の自由意志による制約が課せられつゝも、米国が日本基地を作戦又は補給のため使用すること

がありうるとの前提に立てば、日本は東亜全域において発生すべき事態に対して基地使用を許すことによる条件つき対米援助義務を負うことになるといへりうるであらう。すなわち、攻撃を受けた場合、条約義務が自動的に発生する地域と東亜全域といふ二つの概念が生することとなる。この点を新条約においていかに規定すべきは、現段階において決論を下すこと困難であるが、第四項(1)及び同・すなわち米比型及び米韓型のことく、条約地域の概念を取り入れる場合、既述のとおり日本領域外において軍事行動以外の援助なる概念を明らかにするとともに、条約義務発動の場合における米軍の日本基地使用は無条件となるかの問題を生じ、（国内的に）強いて政治的抵抗を惹起することが予想される。

これに対して第四項の(イ)、(ロ)、特に後者の場合、すなわち共同防衛の範囲を日本本土のみとすれば、問題は著るしく単純化され、るが、この場合新条約はその性格において相互援助型という概念より著るしくかけ離れたものとなるであろう。しかしこの点はすでに憲法上の留保を前提とする点において根本的制約を受けている次第であり、新条約はいすれにせよ先例のないものとならざるをえない。

しかしながら、この点はさらに慎重研究の要あり、米側の意向図示をまつて構想をまとめるべきものと考えられる。

八 その他この種条約には、いずれかの締約国の「領土保全、政治的独立及び安全保障が奪された」場合の協議条項があるが、日米

間に新条約においては、基地使用の問題もあり、右のほか東西全職における事態につき協議し、平和の確保に努力するとのことを条項をおくことが必要であろう。

また条約の実施に関する協議の機関の設置、及び国連との關係において設けられる各種条項が含まれることとなろう。

条約期間については、無期限で一年間の予告で終了させることとなつてゐる事例もあるが、新条約は、たとえば十年程度の期限を付することが適当であろう。

一〇 条約改正に關連して行政協定改正の問題があるが、現存協定中には外國軍隊の駐屯より必然的に起る諸事項を対象とした技術的条項多く、右は協定実施の経験より若干の修正を可とする点あるも、本質的にこれを改正する必要はないと考えられる。

問題となるのは主として施設關係、緊張事態に関する四十四条  
防衛分担金關係であり、その他調達、労務、第十八条第一項（公務  
執行中における国有財産に対する損害に関する請求権）など参考  
えられ、全般的に「北大西洋条約当事国間の各自の軍隊の地位に  
關する協定」が改正の基準となるであろう。但し行政協定は一度  
これが改正に手をつける場合、各方面より各種の意願及び政治的  
圧力を生ずることとなるべく、これに対応し、成案をうることは  
必ずしも容易でないであろう。

査  
抄

新嘉里  
函

米長志

十一月廿四日 捷  
報 外務省 在華之使  
金信院

日時 1933年11月24日 午前一時半  
午後一時半

旅白金公司

中華書局

岸田洋行 猪山大臣 山田治九 森米長志

日本華僑書局 東鄉米長志

米開

アマナヤ吉次  
ホシル謹  
不景氣  
書記

旅記（運賃を用意する所）

中使 旅記  
新嘉里共御多忙  
事務は主張  
事務は主張  
事務は主張

竟は失敗  
中子側の  
船員は解雇  
に一つの結果乃至は  
其の性と謂ふ

ハキモミをフーセントナセニ威キミ。アリ保障相談に開く。アリス候様手元  
ニシテ誠口傳は。一九三一年半國が此の内訳を重申被ヒ。左ニシテ。又同某  
折騰代口書五事ノよアトシテ。總理並が日本政府への tribute 二  
事。東北開拓半島に半國内に勧業反對アリ。即ち今國法  
合併半國と半島地主立。保有半島汎及撫民行政権利を自己制御。  
事務の助役新は義務重視とするもアリ。之に付ニハ万村す向  
勘定有ル。此の度領民半島政府は。總理及半島大臣を呈請し。

施設の御手の基礎の上に日本車保降開港、及ひ日本車保全船主等國  
持続性を固保ひます事。新規互換車を導入する事とす。又之は  
其うなれば日本車の半数が開港小成三分の困難は問題が存する事は  
事実である。但し主と云は、新規車の取扱いと云ふものは一切上り  
始めからヤードを含む操行車の行補充車。従事其修理及修繕工事  
の間で此二車両にあ適合を一車か。古様の運送工事の車両にあ  
ては運送車。

是の折向に米國案及び本が併てある。手出は全く根據のないもので、實に

是は一層の資金を手取る。以れをすれば、今後のうちに西毛孫の事、にて

色々な款項せよといふ事。二つは得取額は、若干の得取額を計る事。

(前年四部記布)

其處の監督及く前文は、其事が軍事、軍事的目録に尋ねる所、記入を

一チ式。即ち東洋傳聞の手帳にて、西毛や此種之義理が、持持等を

記入する。尙且持持の事例を示すのである。前文の

内閣は日本政府が蘇聯政府と協定を結んで西伯利亚鉄道の開通に對する  
内閣の意圖を示すものである。

並るは内閣意圖が西伯利亚鉄道の開通する権利の行使にて、大臣は  
此種の権利と同一の権利を有する事、又は其九月の開通の予定より  
とて内閣の意圖を示すものである。

本件は内閣の意圖が西伯利亚鉄道の開通の予定より、大臣は其九月の開通の予定より

權力の行使にて内閣の意圖を示すものである。

日本方面開港場内連絡事。

第三章、第四章は何處か SANTO. ANAS. に於ては標準修造で事。

木の屋ガ二種はオペラボウ、パートである。半ば横筋の構造で、四角の形をと

る。此の表記によれば、日本に之はあつてゐる、大抵色々の島

が特徴で、たゞ、半分に之は流は、ナリ豆、大洋洋地圖の半領諸島が候

(之處)

が如きと云ふ。更に特徴は、ナリ豆が直達航路で、今や千島が、僅僅に十

候のでとほりで、又、平洋航行の三種は、著者所の統計によれば、

表現は云々。伊勢の手紙と高倉に在陣で事」と云ふ表現はモロニイ義  
事まう表現の事は強め表現の事。他の種類の表現は同じ表現が  
事。高橋上の手紙の從事といふ事から、西郷船長が高倉に在陣の事には  
事。拂除事。高倉に在る事は白井門に在りたる事。此の表現が  
高橋上田の體解れ事など。此の件は土木工大内河川事務所を  
考へて事である。高橋今治社主了解してゐる。左側第三項は拂除の  
事項である。

ナホ等は、米國から東洋銀行の義務を果すため、甚だ費用する事がある。之に  
反対する者も、此の表現では反対も一方的であるとの非難は立派だと思ふ。  
以上が行方不明の件をつぶさる。行方不明の時は行方  
不明自身から立候事ある。親類の向親へ尋。行方不明の方にて、某  
自身修らぬ三月を越えてから、父兄及び子をかうと存表せよ  
が爲である。

(記述)

生立身、其事より宣傳被つてゐる。

(以下主文の説明は省略す)

本件は極めて重大である。今後御意見を承るには如何なるか、本

草事は平成12年秋のままであり、日本は豊富、その他も現行法面で

の立場がよきことを期待できる。もし今ある以上は今少し検討せよ

第2回

總理 お掛け致申し。

大史 感謝及び種々の御教訓を承り、益々に専念する所存です。

他12

次回は二つの問題がある。即ち権利と義務及び日本車つ日本地

威徳開拓二年。蘇北には、日本が侵奪を許すに付、日本は被弾  
軍の日本軍基地を使用するに付、日本、西軍との連軍は改暦が付る  
是れ、日本は被弾協力は行ふか、日本基地を化粧的は使用するには被弾  
事務、日本は被弾協力は行ふか、日本基地を化粧的は使用するには被弾  
と云ふ點を取る。(日本オランダシード、日本上級、重臣、日本上級  
此二つの問題の方が余計に日本が打れた次第である。(日本二つ問題  
ある。又の事はを元アモルヘア方を仰成一筋。(日本)

(内閣記録)

カラダスは核兵器に関する米軍の軍事知識と核兵器の並行して開拓する三種の軍事力として核兵器を  
兵と開拓するため核兵器を抽離して取扱子として並行して核兵器を  
並行すればいい。南北は核兵器に関する了解である。核兵器以外の  
南北了解は從前通りとする了解であるが、南北は同じである。

カラダスは北軍事知識が南軍事知識の基礎の化核兵器開拓する事である。南北  
の了解は補強努力に因して何より陣営を意味する事のじないと云ふ

了解せざまつる。先店園の御用アガモテナリ。但シは日本自身の

事に因す事あると云ふことはあらまテ、アレニテ、事れども、五十五年十二月二十九日

東洋米國在些ノ通商協力ニ申奉上、宣示観してい。

此ノ条文ニテは今意圖ニ申すは實持立又某形に申ることを許さざる。

即チ此ノ種之解は平機上、  
ヤラシの解解之て候るを云は善き事ナリ。其解

形にて取扱ふが半子の心外アリ。此の如きは勿論余好む矣。

其ハ、  
外務省書類上、  
元文廿九年である。

内閣に付一九三一年九月廿日の吉田内大臣より總務省の回覈がある。此

在機関はあ保修部がなく平和係部と統合してしまつてあるが、安保係

部の設置とは直接關係なく總務部修繕の範囲に含まれ有る。

事と本院内閣の未確立は連關係がある。但し上院内閣

ヨーロッパの事務局長は總務部が主なる次第。

内閣に付一九三一年九月廿日の吉田内大臣より總務省の回覈がある。此

機関はあ保修部がなく平和係部と統合してしまつてあるが、安保係

ハ科書会合の今意廉事務の中は事例は或るが如く行使を張  
る事例が二件ある。即ち總理官署の隨意の事例原點が高  
い事例と、即ち見送り手にを持ち、半例とは上院に対する海軍委  
員會の御する事例等の如きである。及ばず此の半例は主に  
是れ若したる公の一元化なり。甚ひ如る事例である。又が如す事  
例。又議事録を其のまゝ記載すると云ふことなく、即總理の如くする  
三事例である。但論半例は無理を加減する事はなか。若し半例

外は甚だ有難い事です。

本日の会議は、新聞の報道の問題であり、以前も書いたが、

主は左件向ます機密保持の問題で、米側は大は詮ひ下さい。また

左件一端は、文の間に靈れん限にあり、又西脇君に付けて同様

書類の特別扱ひをして貰ふ事。國務省で半承認する事と申す事

多耳たうと申す事である。かかる会議には、上層軍事閣僚すあり、

御前議定室。

（参考）  
半解事の運び方

（取扱い方）  
草書は筆は麻糸とし、筆の運びは十四の

筋合で、八種の運び方を複合又複数にして全般に通じる。

（筆の運び方）  
筆を引く一連の運び方を筆の運び方といふ。

原理 草書には八種の運び方は複合して、其件に因ります。

筆意と筆力を得るには日本向う筆の運び方、理解と信頼、持続性を

大切に留意して下さい。

（筆意）  
念ねの運び方とは、或は筆意が運んでいく筆跡の写しに可れど、

税又は特許に属する事務若其をもつて、商事局等の  
圖上今後此の種の会議は必ず在る事務の代表を列席せ  
ざるに一言も御了解を得ます。

(注)

支那の政府の草書及アラビア字部の保証は

半島長、半島大臣が參事官半島長とせり。

總理李吉西在内政府部内も總理到着ノ五日

とし、麻秋とす様強く擧手せり。

〔合〕 事件令後、施設等、日本側の席者は約15時

建物と施設のリラクゼーションを中心に行なった。其の際施設

は、日本側の空氣は和諧と譲歩するとの顯著な所であつた。

施設が、自らの又施設でありますことを勘定、其の為に日本、

東洋を尊ぶべきとは當然であるが、施設は何か

日本が施設を以て、日本側の施設を多くおこなうが

予てと云ふ事は、日本側の施設は如何

とつ西を強制した。

Prime Minister Kishi and Foreign Minister Fujiyama met with Ambassador MacArthur today. The meeting was pursuant to the agreement reached in Washington between Foreign Minister Fujiyama and Secretary Dulles that following Foreign Minister Fujiyama's return to Tokyo, the present security arrangements between Japan and the United States would be re-examined through diplomatic channels with a view to adjusting them on a basis entirely consistent with the new era in relations between the two countries affirmed between Prime Minister Kishi and President Eisenhower in the Joint Communique of July 22, 1957.

The discussions today involved a preliminary exchange of views on security questions, including with regard to the possibility of replacing the present security treaty with a new security treaty. Consideration was also given to arrangements for continuing the discussions on this subject. It was agreed that there would be further meetings in the coming weeks to discuss these matters in greater detail.

(Foreign Minister Fujiyama's recent)  
This included a review of discussions on with  
the  
Secretary of State Dulles in Washington

SECRET

Formula

Under arrangements made for the common defense, the United States has the use of certain bases in Japan. The deployment of United States forces and their equipment into bases in Japan and the operational use of these bases in an emergency would be a matter for joint consultation by the Japanese Government and the United States Government in the light of circumstances prevailing at the time.

半導 - 電子防護及通信  
Pent: 立井

◎ any use  
outside Japan  
/海外使用

\* 加藤・川島・伊藤  
協議 2月3日  
(立井可就・L・J・立井  
会見)

\* 梶原義之  
153M IRBM ノーティック 独立開発  
星野トヨタ・吉田・東京 = PAK 211-7147  
\* 沖電=及バス

SECRET

SECRET

DRAFT TREATY OF MUTUAL COOPERATION AND SECURITY  
BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA

三・一・四  
米日友好條約

PREAMBLE

Japan and the United States of America

Desiring to strengthen the bonds of peace and friendship traditionally existing between them, and to uphold the principles of democracy, individual liberty, and the rule of law,

Desiring further to encourage closer economic cooperation between them and to promote conditions of stability and economic well being in their countries and in the Pacific area,

Reaffirming their faith in the purposes and principles of the Charter of the United Nations, and their desire to live in peace with all peoples and all governments,

Recognizing their inherent right of individual or collective self defense as affirmed in the Charter of the United Nations,

Having resolved to conclude a treaty of mutual cooperation and security,

Therefore agree as follows:

ARTICLE I

The Parties undertake, as set forth in the Charter of the United Nations, to settle any international disputes in which they may be involved by peaceful means in such a manner that international peace and security and justice are not endangered and to refrain in

SECRET

SECRET

-2-

their international relations from the threat or use of force against the territorial integrity or political independence of any state, or in any other manner inconsistent with the purposes of the United Nations.

ARTICLE II

The Parties will contribute toward the further development of peaceful and friendly international relations by strengthening their free institutions, by bringing about a better understanding of the principles upon which these institutions are founded, and by promoting conditions of stability and well being. They will seek to eliminate conflict in their international economic policies and will encourage economic collaboration between them, including economic cooperation with other friendly and like-minded countries in the Pacific area.

ARTICLE III

In order more effectively to achieve the objectives of this Treaty, the Parties, separately and jointly, by means of continuous and effective self-help and mutual aid will maintain and develop their individual and collective capacity to resist armed attack and to prevent and counter subversive activities directed from without against their territorial integrity and political stability.

SECRET

SECRET

-3-

ARTICLE IV

The Parties will consult together regarding the implementation of this Treaty and whenever in the opinion of either of them the territorial integrity, political independence, or security of either of them is threatened in the Pacific.

ARTICLE V

Each Party recognizes that an armed attack in the Pacific directed against the territories or areas under the administrative control of the other Party would be dangerous to its own peace and safety and declares that it would act to meet the common danger in accordance with its constitutional processes.

Any such armed attack and all measures taken as a result thereof shall be immediately reported to the Security Council of the United Nations. Such measures shall be terminated when the Security Council has taken the measures necessary to restore and maintain international peace and security.

ARTICLE VI

In furtherance of the objectives of this Treaty, the United States has<sup>s</sup> the use of certain bases in Japan. With respect to the use of these bases and the status of United States Forces in Japan, the Administrative Agreement signed at Tokyo on February 28, 1952 as amended, shall continue in force.

SECRET

SECRET

-4-

ARTICLE VII

This Treaty does not affect and shall not be interpreted as affecting in any way the rights and obligations of the Parties under the Charter of the United Nations or the responsibility of the United Nations for the maintenance of international peace and security.

ARTICLE VIII

This Treaty shall be ratified by the United States of America and Japan in accordance with their respective constitutional processes and will enter into force when the instruments of ratification thereof have been exchanged by them in Tokyo.

ARTICLE IX

The Security Treaty between Japan and the United States shall expire upon the entering into force of this Treaty.

ARTICLE X

This Treaty shall remain in force indefinitely. However, after the Treaty has been in force for 10 years either party may terminate it one year after notice has been given to the other party.

SECRET

安全保障調整に関する件

三三一〇六 米保長

一 今回の安全保障調整交渉に対する我方の考へ方は、日米安全保障協定を改めて我方の自主性と日米の双務性に立脚せる条約関係にすると云うことであり、具体的には、(1)在日米軍に対し日本防衛に關係する義務を負はしめ、(2)在日米軍の日本地域外使用に付我方と事前に協議せしめることとし、(3)核兵器持込に關し何等かの了解を取り付けること、等が主たる関心事であつたと思われる。而して自主性と双務性の見地より、總理は、條約上米國の責任を明記すると共に、我方としても自ら責任を負うべきことは違んで舉るもの

なることを明にするのは当然なりとの趣旨にて、我方の基本的考へ方を、米側に対し、「日本憲法に抵触せざる相互援助条約」と云う形で表現された。

二、米側は、「日本憲法に抵触せざる相互援助条約」の範疇に於て日本側の諸事情を充分考慮に入れると共に、極東全般の安全保障の要請にも応じ得るものとして、一案を提示越したが、右草案に於て問題となるのは、(1)第五条に於て援助義務発動の対象たる被攻撃地域（狭義の条約地域）を日本本土、沖縄、小笠原、及び太平洋地域の米領土としている点、及び(2)第六条に於て米軍の日本基地使用を規定すると共に附属取締に於て狭義の条約地域外（広義の条約地域）の戦闘行為の為め之を作戦的に使用する場合の事

前協議を規定していく点、の二点である。

### 三 狹義の条約地域の問題

(1) 米草案に於て「太平洋地域の米領土」が含まれている点は、相互援助の建前よりすれば当然であり、米側は、日本援助の条約上の義務を負うことにして譲り難き点と思われる。此の問題は相互援助の形を整へる問題であつて、援助義務の内容如何に拘らない。

(2) 此の点に關し、米国が實質的に日本に期待するものは基地供与であるから、狭義の条約地域より太平洋地域の米領土を除き、米国の日本援助義務と日本の基地供与で均衡すると考へ方があるが、

1、従来の米領の基本的態度は右のであり、

2、新条約に於ける日本の基地供与の考へ方は、趣くとも作戦的使用に就ては甚だ制限的であつて、均衡し得るや問題であ

り、

3、「基地を貸して米国に守られて貰う」と云うことでは自主性の要請に反し、

此の考へ方では話は成立しないと思われる。

(3) 従つて、日本側に於て憲法上集団的自衛権が認められないと云う理由、又は「新条約によつて日本が新たな義務を負つた結果日本が戦争に捲込まれる可能性が増した」と云う印象は避けなければならぬと云う理由、等々「太平洋地域の米領土」を含ま

しめ得ないとすれば、米国の援助義務を通常の相互援助条約の場合よりも弱いものとせざるを得ないと思われる。

（二）沖縄・小笠原を含めるべき否やが国内で議論されているが、之を含めることは当然であると考へる。

#### 四 広義の条約地域の問題

（1）米草案第六条冒頭の表現は明確を欠くが、十月六日の先方の説明によれば、右は米国が駐留の権利を与へられると云う表現を避けつつ、日本に駐留する米軍は、日本の防衛に寄与するのみならず極東の平和と安全に寄与する為め使用されるものなる意味を含める趣旨であることが明らかになつた。此の点は、日米間の安全保障が極東的一般的安全保障の一環たる事実より米

側は之を必須の要件とし、又我方も実質的に之を拒む理由がないことよりして、何等かの形で条約上明らかにして置くべきである。

(三) 条約上に於て直接日本防衛のため以外の米軍駐留を認めるることは、相互援助の建前で既に権利義務關係の均衡があるのであるから、其の上斯る駐留を認めることは均衡を失することとなるとの考え方もあるが、駐留を認めることに依り我方の得べき利益は、我国自衛力の現状に鑑み直接日本防衛に寄与する点は別とし、極東の集團安全保障の一環としての駐留米軍の抑制力にあると解すべきであり、尚我國に直接戦禍を及ぼす危険のある作戦的基地使用の場合の事前協調を米国に承諾せしめ得るな

らば、双方の間に均衡が存すると謂へるであらう。

(4) 前記三四に述べた通り、米國の日本防衛義務と日本の基地供与では話は成立たないと思われるが、何れにせよ、現行条約を改めて、一方に於て在日米軍の域外使用に事前協議の条件を課し、他方米国に日本防衛の義務を負わせようとするだけでは、所謂自主性のみに走つて双務性を欠き、實際問題として交渉の成立は困難であるう。

(5) 以上の諸点に鑑み、先づ前記三の(4)及び(5)に付米側の態度を実を止めると共に、三の(4)及び(5)に關し我方の限界を決める必要がある。

六 右の結果、三の(4)及び(5)が何れも動かし難いとすれば、此の間

に何等かの歩み寄りを考へなければならぬが、其の場合我方の対案として別紙案第五条の如きものは如何かと考へられる。又第六条は別紙案第六条の如き表現としては如何かと考へられる。

「日本憲法に抵触せざる相互援助条約」との考へ方より、第五条に關しては米側提案の如く米國領土を独裁の条約地域に含め（其の場合太平洋を西太平洋に改めることを考慮する）、以て今後の交渉の趣勢とすることが適當であると思われる。他面別紙の対案は決して満足すべきものでなく、又米側が應ずるや否やも分明でないが、現存する諮詢約の下に於て冒頭述べた我方当面の關心事項を一應取入れてゐるものとして、現段階に於ける解決策たり得るものと思われる。

別紙

(第五条) 日本国の領土又は平和条約第三条に規定された地域に對して外部から武力による攻撃が行はれた場合には、両当事国は相互に協力することを約し、かつ効果的に事態に対処するため、各政府は憲法の範囲内に於て必要と認める措置を執るものとする。(第二項略)

西太洋年

(第六条) 前条の目的を達成するため、並びに極東の平和と安全に寄与するため、合衆国は、両政府間の合意により定めることによりて、合衆国の陸軍、空軍及び海軍の軍隊を日本国内及びその附近に配備することがであるものとする。

前項の合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を

規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。

(註) 日本区域外の職闘行為の為めの日本基地の作戦的使用  
及び核兵器撃沈に関する米側フォーミュラを伴うものと  
する。

極  
秘

まで

安保条約改正試案の問題点 (昭和三三一〇・七・米參)

本件検討のための資料として当面の所見左のとおり。

一 新条約の名称及び前文

新条約を單なる安全保障の關係のみに限定せず、日米両国の政治、經濟關係をも包含せる広汎な面における結合を明らかにするか否かは根本方針の問題であるが、新条約はいかなる形式をとる場合においても今後における両国の基本關係を象徴することとなるので、試案のことき考え方は妥当であると思われる。

前文第一項冒頭は、日米間友好通商航海條約前文冒頭と同趣旨。後段民主主義の原則以下の点については、北大西洋條約前文第二項と同文であるが、西歐的觀念が強く出でているとの印象をう

ける。

第四項集団的自衛の権利を認めの点は、憲法上の問題があるが、この際憲法解釈を明確化する必要がある。

## 二 第一条

この種条約に共通のものであり、問題はない。

## 三 第二条

第一項は、北大西洋条約第二条第一項と同文であるが、前文と同様の理由により一考を要する。第二項は、末尾を除き、北大西洋条約第二条第二項と同文であり、内容的には差支えなしと認められる。

## 四 第三条

前段は、北大西洋条約第三条と同文、その他条約にも同趣旨あり、後段を含め全体として東南アジア集団防衛条約第二条と同文。但し後段は、共産主義の浸透工作への対抗措置に関する協力を約することとなる点において、現行条約の内乱条項以上の広汎な意味をもつこととなり、議論のあるところと考えられる。

#### 五 第四条

前段は、条約実施に関する協議であり、この種規定は必要である。

後段は、この種条約に共通のものである。

米軍の日本基地の使用の問題あり、「いずれかの締約国の・・・安全が脅かされていると認めるとときはいつでも・・・」の点は、米

国が敵対行為にまきこまれることある一切の場合に適用あるよう了解さるべきであり、表現も一考を要するものと認められる。

#### 六 第五条

本条第一項、第六条及び付属文書は、新条約の核心をなすものである。

第一項については、(イ)前文について述べた日本が憲法上集団的自衛権を有するかの問題あり、(ロ)「自國の憲法上の手続に従い」の点は、この種条約に通例用いられている字句であるが、日本憲法の制約を留保するものとしては不十分であると認められ、(ハ)「共通の危険に対処するため行動する」とは、日本憲法の制約下において日本領域外の軍事援助が不可能とすれば、それ以外の方針

に上る援助を予想するかなどの問題を生ずる。

さらに以上の諸点のほか、本質的に本草案は、(1)条約地域のほかに第六条基地使用が東亜全域を対象としている点において、条約の適用上二つの地域の概念を生ずる。(2)条約地域における日本の義務は、基地使用以外限りにあるとしても実質的には皆無にひとしいにも拘らず、本条約のオペラティヴパートとして「共通の危険に対処するため行動」すると表現を含むかかる条項を設けることはフィクションであるが、草案はこれを補うものが第六条契約との考え方立つものと思われ。また将来憲法改正の可能性も予想しているかも解される。(3)沖縄が攻撃された場合、日本の援助義務（基地使用）が発動するとすれば、東亜において米国

を相手とする敵対行為が直接的に沖縄基地につながる關係上、日本は自動的に戦争に巻きこまれるとの批判を生ずる（但しこの点は他の方針をとる場合も多かれ少なかれ同様である。）。などの問題があると思われる。

本試案と異なる方式の一例は左のこときものと考えられる。

米側の考え方によれば、日本に駐屯する米軍は単に日本防衛のためのみならず、「極東の安全」のためなることは明らかである。従つて日本領域と在日米軍との相互防衛を規定し、在日米軍に一定の条件の下に日本領域外の行動（基地使用）を認める。この場合相互援助の概念は著しく歪曲となるが、憲法上の制約下において日本のなしうることは、領域内における自衛行為

のほかは米軍に基地使用を許すことであり、本試案第五条前段における日本の寄与が基地使用以外実質的意味なしとすれば、むしろ米軍の日本防衛義務に見合ひのとして基地使用を一括して規定することが考えられる。但しかかる考え方を米側が容認するか否かは目下のことろ明らかでない。

この考え方をとる場合、沖繩及び小笠原をいかにするかの問題を生ずる。単に安全保障の見地のみよりいえは、この地域を切り離すことが事態を单纯化する。しかしながら沖繩を切り離すことについては、別の角度からの批判を生ずるであろう。従つて一応考えられる方式としては、沖繩が攻撃を受けた場合、日本はその自由意志に上り、かつ、憲法の範囲内においてこれが防衛に必要

な援助をなすことがあるとの趣旨のなんらかの形式の一項を設けることが考えられる。

試案第五条後段は上述の点がいかなる形式となるかに拘らず、本条約中に残されることが適当である。

#### 七 第六条

冒頭「本条約の目的を助長するため」は、第五条の前段条約地域における相互援助を意味するとすれば、基地使用は明らかに制限されることとなる。とも解されると、このように限局するにはあまりにも抽象的表現であり、またこの点についての基地使用に関する口頭説明は、かかる制限を意図するものと解されなかつた。いすれにせよこの点は付属文書と関連する。付属文書によれば、

基地使用は緊急事態における作戦使用の場合のみ協議するとなつており、さらに末尾の字句をいかに解すべきかの問題がある。また「基地」の呼称は行政協定において特にこれを避け、「施設」としたこと及び本文中に駐兵の規定なきことはさらに研究を要する。(施設の性格は行政協定改正の際最も重要な問題となる。)

右に関連し、吉田・アチソン交換公文は、その内容及び効力をこの際確認する方法をとることが望ましい。

さらに米軍の配備に関しては、明らかに日本より国外への援助を除外しているが、これは従来の経緯よりみて米側としては譲りえないところであろう。

装備に関する協議は、核兵器のみに限定すべきかの問題がある。

すなわち核兵器にあらざる戦略兵器の問題がある。また核兵器の定義の問題もある。

八 第七条、第八条、第九条

問題なきものと考えられる。

九 第十条

少くとも十年間は効力を有するものとし)た点が注目される。

日本安全保謙に關する新条約についての  
基本的考へ方

三二一〇 九 安保長

本件新条約に於いては安全保謙に關する日米双方の責任を明確に  
することとし、左の考へ方に據ることとする。

（） 諸連繫章との關係を妥協に斟酌する。

（） 米國の日本援助機関に見合ひ双方の義務は該該の範圍内なること  
とを期にする。

（） 援助義務が施設すべき被攻撃對象地域に關しては、凡そ左の四  
つの方へ方があるが、何れを擇るやは實質問題を要する。

（） 日本領土、沖縄小笠原、西太平洋の米國領土、西太平洋地域

十四九年十二月一日

新条約

大臣・次官・米・英商

長・外事・米・英商

た在る米國の軍隊、艦船、航空機

2、日本領土、沖縄小笠原、西太平洋の米國領土

3、日本領土、沖縄小笠原

4、日本領土

日本は日本と並びに極東の安全保証のため必要な米軍を日本に配備せしめ得ることとする。

日本は日本地域以外の軍事行為のため日本基地を作戦的に使用する場合及び陸兵器持込に際し、日本政府と事前に協議するものとする。

六 一般的協議条項及び協力条項を置くことを考慮する。

七 条約の期限は最高十年とし、以後一年の予告で終了させ得ることとする。

とする。

八、米穀運営のため会員費員金を貯めることを考慮する。尚

一、前記四点認定し、開港を規定する条件は既に現行行政協定規定とする。但し施設等の建設は現行行政協定の範囲を改め自由港建設を米軍に共同使用せしめる趣旨に改めることを考慮する。

二、共同防衛体制運営に関する、防衛庁陸海空三軍と在米軍事当局との連絡方法に関する規定を定めることとする。

前項に付帯する規定は別紙の通りである。

別紙

一、日米間の安全保障取扱は、直轄日本の防衛に關する部分と極東全般の安全保障の部分の両者を含むものとならざるを得ない。以下前者を狭義の条約地域の問題、後者を広義の条約地域の問題とする。

二、狭義の条約地域の問題は、米国が日本防衛の義務を引受けのに対し、我方は之に見合ひ如何なる義務を引き受けるかの問題であり、義務発動の条件と義務内容の問題がある。

(イ) 義務発動の条件

1、相互援助条約では、援助義務が発動する被攻撃対象を相手國の領土とするのが通常であるが、本文三に於て、日本が攻

擧された場合米国の援助義務が発動するに対し、我方の援助義務発動に関する四つの考へ方を挙げた。

A、第一は被攻撃対象を西太平洋の米領土及び軍艦、艦船、航空機に拡げ、共同防衛の考へ方に徹したものであつて、米比、米アンザス条約に見られるものである。

B、第二は沖縄小笠原及び西太平洋に於ける米領土を含めるものであり、米国としては、日本防衛と云う条約上の義務を引受けた場合には、仮想形の上のみでも米領土の一部を含めることを絶対に必要とすると判断される。

C、第三は狭義の条約地域を日本及び沖縄小笠原に限るものであるが、米側は此の基準で日米間の相互援助を受入れる

か疑問なるのみならず、我方の潜在主権の主張を陥進う観  
を免れない。

四、第四は独裁の条約地域を日本に限るもので、これでは相  
互援助は成立たず、又我方の自主性の要請にも反する所で  
ある。

三、以上に鑑み、米国の日本防衛義務を規定せんとすれば第二  
を探るの他なく、之を探り得ざる場合は米国の義務を強制的  
なものとは為し得ざることとなるべし。

四 義務内容

1、我方の義務は憲法的訓約よりして海外派兵は含まずとする  
ことは米側も既に承知しており、從而我方の義務内容は、(1)

本土防衛により間接に米國の立場を有利にすること、(四)哨戒、

沿岸防衛、(五)基地供与、(六)補給協力、等が其の主たるものとなる。

2、右は前記(1)の①(又は②)の場合は問題なきものと認められるも、②(又は③)の場合、憲法上集団自衛権が認められるや否やの問題に因達し、直接我國の自衛の為め以外に此等の措置を取り得るや否やを明らかにし置く要あり。

3、尚右①の基地供与に関しては、前記(1)②を採つて米領土を決議の条約地域に含める場合も、米側は日本基地を米領土防衛の為め作戦的に使用する場合は我方と事前協議する旨を約する用意あるもの如し。

四、広義の条約地域の問題は、米國の極東の全般的安全保障活動の

為め我方が如何に協力するかの問題であつて、米軍の日本に於ける配備使用、我方の基地供与、補給協力等の問題がある。

(1) 現行安保条約によれば、米国は日本及び其の附近に米三軍を配備し、之を極東に於ける國際の平和と安全の維持に寄与する為めに使用し得ることとなつております。又昨年六月の日米共同声明ニニケどより、米国は、米軍の日本に於ける配備及び使用について実行可能なときはいつでも協議することになつてゐる。

四 新衆約に於ては、右を承諾すると共に、

- 1、日本地域以外の戰闘行為の為め、日本基地を作戦的に使用する場合は日本政府と事前に協議し、又
- 2、機兵輸送については日本政府と事前に協議する、ことせんとするものである。

極

秘

まで

安保条約改正試案の問題点 (昭和三三一〇一四 米參)

一 新条約の名称及び前文

新条約を単なる安全保障の関係のみに限定せず、日米両国の政治、経済関係をも包含せる広汎な面における結合を明らかにするか否かは根本方針の問題であるが、新条約はいかなる形式をとる場合においても今後における両国的基本関係を象徴することとなるので、試案のとき考え方は妥当であると思われる。

前文第一項冒頭は、日米間友好通商航海条約前文冒頭と同趣旨。後段民主主義の原則以下の点については、北大西洋条約前文第二項と同文であるが、西欧的觀念が強く出でてゐるとの印象をうける部分あり、表現には研究を要する。

## 二 第一条

この種条約に共通のものであり、問題はない。

## 三 第二条

第一項は、北大西洋条約第二条第一項と同文であるが、前文と同様の理由により一考を要する。第二項は、末尾を除き、北大西洋条約第二条第二項と同文であり、内容的には差支えなしと認められる。

## 四 第三条

前段は、北大西洋条約第三条と同文（その他条約にも同趣旨あり）、後段を含め全体として東南アジア集団防衛条約第二条と同文。但し後段は、共産主義の浸透工作への対抗措置に関するものであ

力を約することとなる点において、現好条約の内乱条項のことく直接的ではないが、それ以上の広汎な意味をもつこととなり、議論のあるところと考えられる。

#### 五 第四条

前段は、条約実施に関する協議であり、この種規定は必要である。

後段は、この種条約に共通のものである。

米軍の日本基地の使用の問題あり、「いすれかの締約国の……安全が脅かされていると認めるとまはいつでも……」の点は、米国が敵対行為にまきこまれるおそれある一切の場合に適用ある上う了解するべきであり、表現も一考を要するものと認められる。

## 六 第五条

本条第一項、第六条及び付属文書は、新条約の核心をなすものであり、特に重要な政治決定の対象となる部分である。

第一項については、

(1) 現在の憲法解釈によれば、日本は集団的自衛権を有しないこととなつてゐる。

(2) 「自國の憲法上の手続に従ふ」の点は、この種条約に通例用いられてゐる字句であるが、日本憲法の制約を留保するものとしては不十分であると認められる。但し米側は、この表現にて不十分な場合公式議事録などにて補足すべきであるとの考え方を示している。

「共通の危険に対処するため行動する」との点に國しては、試案は、米側としては日本の憲法上の制約より実質的援助は期待しないながら、新条約を相互援助型とするためには、この種条項を必要とし、かつ、日米両国が少くとも精神的に同盟関係にあることを象徴するものとして重要視していることを示している。さらにまた米側は、日本の憲法改正の可能性及び沖縄、小笠原返還が行わるべきことを考慮し、新条約が今後改正を要せずして長期にわたり日米關係の軸となるべきことを希望しているものと解される。

他方、日本側よりみれば試案は、基地使用の点において東西全域を対象としているので、広義と狭義の条約地域の概念を生ずる

こととなり、かつ、「共通の危険に対処するため行動する」との表現は、通常交戦状態に入るものと解され、(かりに表現は修正が可能としても)憲法上の制約により日本の対米援助は極めて限られたものとなる。その説明をなすとして、条約義務の発動が米領及び沖縄と直接的に結びつく点において自動的に戦争にまでこまれる危険ありとして国内に強い批判を生ずることが予想される。

この点に関連して、安全保障に関する日米関係を実質的にみれば、日本は米国に駐兵及び基地使用を許し、米国は日本を防衛するとの関係にあるので、第五条及び第六条に関する他の方式は別添のこと言ものとなる。

この方式をとる場合、狭義の条約地域を削除することにより日本が自動的に戦争にまきこまれるとの危ぐは緩和されるであろうが、相互援助の概念より離れ基地協定的性格が強くなる。またこの種条約中最も重要な部分に關しては、米議会は先例と異なる文言に対しては難色を示すことがあると伝えられるほか、根本的問題としてかかる考え方に基く条約改正を提案する場合、米側は勿論真剣に考慮するであろう。<sup>か</sup>最終的にこれに応するかは確定的でない。

なお、この場合沖繩、小笠原に關しては、同地域の特殊性及び国民感情上りみてこれを切り離すことには別の角度より問題を生ずるが、米国領土を除き、沖繩、小笠原のみを含めること

とする場合においても、戦争にまきこまれる危険性という点においては実質的に差異なきものと認められ、別添の方式は、沖繩、小笠原に関しては日本の自由裁量により援助をなしうるとの立場をとるものである。

しかしこれの場合における場合においても、沖繩、小笠原返還の際は条約の部分的改正を要することとなる。

(二) 第五条後段は、上述の点がいかなる形式となるかに拘らず、本条約中残されることを適當とする。

## 七 第六条

(1) 試案は、意識的に日本が米国に駐兵の「権利」を与えるとの表現を避けているが、この考え方は妥当と思われる。但し上述

した条約地域の問題に関連して新条約が相互援助的性格が薄れ、別添案のこととなる場合、駐兵及び基地使用の点はより明確に規定する必要を生ずる。

(2) 「基地」の呼称は、行政協定において特にこれを避け、「施設」として経緯あり、一考を要する。いずれにしても本条は付属文書と関連する。

#### 八 付属文書

(1) 基地使用に関する協議を作戦使用と補給に区別しており、考え方としてはやむをえないものと思われるが、対内的説明については十分の研究をする。

なお、末尾の字句は、例外のあることを意味するものでない。

との口頭説明があつた。

(四) 配備に関して「日本の基地への配備」の表現は、昨年の日米共同声明の表現に比し狭義に解される点において問題がある。但し米軍部隊の日本より国外への移動は協議の対象とならぬとの点においては、米側は譲りえないとの態度をとつてゐる。

(五) 装備に関する協議は、核兵器のみとすべきかの問題がある。すなわち、IRBMなど戦略兵器の問題である。またこの際核兵器の定義を明らかにする必要がある。

九第七条、第八条、第九条  
問題なきものと考えられる。

試案は、新条約が永続的であることを希望し、少くとも十年間  
は効力を有するものとしているが、上述した諸点、特に条約地域、  
駐兵などを中心とする条約の性格いかんにより影響をうけること  
となる。

極  
秘  
まで

安保条約改正に際して政治決定を要する諸問題  
(昭和三三一〇一四 米参)

安保条約改正に際して基本方針確立を要する重要な問題は左のとおりと思考される。

一 条約の名称及び性格

新条約を単に安全保障の関係のみに限定せず、政治、経済条項をも含み、名称もたとえば「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障に関する条約」とすべきかの問題及び締約国に対する外部からの破壊行為を防止するための「個別的及び集団的能力を单独で及び共同して維持し、かつ、发展させなければならぬ」とのことき条項（東南アジア集団防衛条約及び米華条約）

前者に國しては、事務當局としては妥当と認める。

後者に関しては、特に内政的考慮を要する点であると思考される。

## 二 条約地域

条約地域として次の三の場合が考えられる。

(1) 日本及び西太平洋の米国領土及びその管轄下にある地域（相  
互援助型条約の場合の標準的形式）

(2) 日本及び沖縄、小笠原

(3) 日本

以上の各場合に対する問題点は、「安保条約改正試案の問題点」に述べたとおりであるが、いずれの方式を選ぶべきかについての

事務当局の考え方は分かれている。多數説は共同防衛の範囲を日本に限定し、沖繩及び小笠原に関しては日本の自由裁量により援助をなしうるものとするとの方式に傾いており、少數説は上述三方式のうち何または何を採用し、相互援助の建前を明らかにすべきであるとの考え方である。

この点は新条約の構想中最も重要な部分であり、最高方針決定を仰ぐ要あるところである。

なお、事務当局多數説に関しては、日本側より提案あれば米側は勿論真剣にこれを考慮するであろうが、最終的にこの方式を受諾するかは現在のところ確定的でない。

なお、条約の期間はこの問題との関連において決定さるべきも

のと思考する。

### 三、米軍の配備及び使用に関する協議<sup>装備</sup>

米軍の日本駐屯は日本防衛のみならず、極東の安全を維持することを目的とするものであるが、配備、装備及び使用に関する協議範囲に関して米側の意向は次のときたものであるが、右にて差支えなきや。

(1) 緊急事態における日本基地の作戦使用は協議事項とする。(補給関係については制限なし。)

(2) 日本基地への米軍の配備及びその装備を協議事項とする。  
事務当局としては、(1)に関して作戦使用と補給関係をいかに区別すべきか、何に因しては配備に関する日米共同声明の表現との

國係、米軍の通過をいかにするか、また装備に國する協議には核兵器のみならず、戦略兵器をも含ましめる必要があるかなどの問題があるが、原則的にはこれ以上に協議の範囲を拡げることは困難であると思考する。

|   |   |
|---|---|
| 極 | 5 |
| 秘 | 8 |

SECRET

DRAFT TREATY OF MUTUAL COOPERATION FOR SECURITY  
BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA

PREAMBLE

Japan and the United States of America

2. Desiring to strengthen the bonds of peace and friendship traditionally existing between them, and to uphold the principles of democracy, individual liberty, and the rule of law,
3. Reaffirming their faith in the purposes and principles of the Charter of the United Nations, and their desire to live in peace with all peoples and all governments,
4. Recognizing their inherent right of individual or collective self defense as affirmed in the Charter of the United Nations,
5. Recognizing that they have common interest in the maintenance of peace and security in the Far East,
6. Having resolved to conclude a treaty of mutual cooperation for security,
7. Therefore agreed as follows:

ARTICLE I

- 2 -

#### ARTICLE I

The Parties undertake, as set forth in the Charter of the United Nations, to settle any international disputes in which they may be involved by peaceful means in such a manner that international peace and security and justice are not endangered and to refrain in their international relations from the threat or use of force against the territorial integrity or political independence of any state, or in any other manner inconsistent with the purposes of the United Nations.

#### ARTICLE II

The Parties will consult together whenever in the opinion of either of them international peace and security in the Far East is threatened.

#### ARTICLE III

Japan grants to the United States of America, subject to such conditions as may be agreed upon, the use of certain facilities and areas in Japan by the United States land, air and sea forces.

#### ARTICLE IV

1. If an armed attack occurs against Japan, the United States of America shall take such joint measures with Japan as are necessary for the defense of the latter.

- 3 -

2. If an armed attack occurs against those islands specified in Article 3 of the Treaty of Peace with Japan signed at the city of San Francisco on September 8, 1951 which have not been restored to Japan, Japan may, upon consultation with the United States of America, take such measures for the defense of these islands as Japan deems practicable.

3. Any such armed attack and all measures taken as a result thereof shall be immediately reported to the Security Council of the United Nations. Such measures shall be terminated when the Security Council has taken the measures necessary to restore and maintain international peace and security.

#### ARTICLE V

This Treaty does not affect and shall not be interpreted as affecting in any <sup>way</sup> the rights and obligations of the Parties under the Charter of the United Nations or the responsibility of the United Nations for the maintenance of international peace and security.

#### ARTICLE VI

The Parties will consult together from time to time regarding the implementation of this Treaty.

#### ARTICLE VII

- 4 -

#### ARTICLE VII

This Treaty shall be ratified by the Japan and the United States of America in accordance with their respective constitutional procedures and will enter into force on the date on which the instruments of ratification thereof have been exchanged by them in Washington.

#### ARTICLE VIII

The Security Treaty between Japan and the United States of America signed at the city of San Francisco on September 8, 1951 shall expire upon the entering into force of this Treaty.

#### ARTICLE IX

1. This Treaty shall remain in force for a period of five years, and shall continue in force thereafter until terminated as provided in paragraph 2 below.
2. Either Party may, by giving one year's written notice to the other Party, terminate this Treaty at the end of the period mentioned in paragraph 1 above or at any time thereafter.
3. Notwithstanding the provisions of the two preceding paragraphs, this Treaty shall expire whenever in the opinion of the Government of Japan and the United States of America

there

- 5 -

there shall have come into force such United Nations arrangements as will satisfactorily provide for the maintenance of international peace and security in the Japan Area.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned Plenipotentiaires have signed this Treaty.

DONE in duplicate at Tokyo in the Japanese and English languages, both equally authentic, this \_\_\_\_\_ day of

FOR JAPAN:

FOR THE UNITED STATES OF AMERICA:

-6-

PROTOCOL

At the time of signing the Treaty of Mutual Cooperation for Security between Japan and the United States of America, the undersigned Plenipotentiaries, duly authorized by their respective Governments, have further agreed on the following provisions concerning the implementation of Article III, which shall be considered integral parts of the aforesaid Treaty:

The deployment of United States forces and their equipment into Japan and the use of facilities and areas within Japan as the bases of military operations for purposes other than the defense of Japan shall be effected upon consultation with the Government of Japan.

IN WITNESS WHEREOF the respective Plenipotentiaries have signed this Protocol.

DONE in duplicate at Tokyo in the Japanese and English languages, both equally authentic, this \_\_\_\_\_ day of

FOR JAPAN:

FOR THE UNITED STATES OF AMERICA:

安全保障に関する日米新条約案(三月一・四)に  
関する説明

三月一・四　米保長

一　名称及前文

(イ) 新条約案は内容を安全保障に限局する以前から、名称を米案  
の「相互協力及び安全保障」を「安全保障のための相互協力」  
に改めた。(後述三参照)

(ロ) 経済協力に関する米案前文第二項を削り、又「極東の平和と  
安全を相通の利益と認める」趣旨の前文第五項を加へた。

(後述三、六及び七参照)

十一月一日米長官書記長  
十二月一日米長官書記長  
十三日米長官書記長  
十四日米長官書記長  
十五日米長官書記長  
十六日米長官書記長  
十七日米長官書記長  
十八日米長官書記長  
十九日米長官書記長  
二十日米長官書記長

米保長官書記長  
二月一日米長官書記長  
三月一日米長官書記長  
四月一日米長官書記長  
五月一日米長官書記長  
六月一日米長官書記長  
七月一日米長官書記長  
八月一日米長官書記長  
九月一日米長官書記長  
十月一日米長官書記長  
十一月一日米長官書記長  
十二月一日米長官書記長  
十三日米長官書記長  
十四日米長官書記長  
十五日米長官書記長  
十六日米長官書記長  
十七日米長官書記長  
十八日米長官書記長  
十九日米長官書記長  
二十日米長官書記長

国連憲章第二条の趣旨を譲つたもので、米案通り。

三、米案第二条（経済協力条項）

(イ)

安全保障関係は政治経済を含む広い日米関係の一環であり、米側も其の趣旨から入れて来たのであるから存置することが適當であるとも考へられるが、

(ロ) 他方

1. 斯る規定を置いても具体的な内容がなく（他に通商航海条約及相互防衛援助協定も存する）、「見せかけの規定」であるとの非難が起り得べく、

2. 恒久的に広く協力関係を規定する条約でなければそぐわない（条約地域の決め方と関連する。尚 N A T O 及び S E A T

。には斯る規定があるが、米韓、米台、米比条約には存しない。  
。

と考へられるので本案では削つてある。

#### 四 本案第三条（相互協力条項）

(1) 本案は「自助及び相互援助に基盤を置く集団的取極」に言及した相互援助に関するヴァンデンベーグ決議の精神を謳つたもので、米側は極めて重視する所と認められ、特に日米間の場合には我方に於て海外派兵を行はず等の制約がある為め米政府の国内説得の見地よりは其の比重が一段と大であることも察せられる。

(2) 他方我が國の憲法解釈上日本自身の直接防衛<sup>以外</sup>の目的の為め

の防衛力は認められないとすれば本条により我方が日本の自衛のためのみならず「米国の防衛のために防衛力を維持育成する」義務を負うと云う風に解されるとときは憲法違反となる。同様の問題は相互防衛援助協定の国会審議の際非常な問題となつた経緯あり、依て国内的には本条を削除することを条約全体のために適当とする。

斯くて本条は本案では削つてあるが、(1)国内的には之を削除する方がよることは明らかであるとしても、(2)米側に之を撤回させしめることは、米側特に国防省方面及び米議会の関係で趣らざる困難あるべきのみならず、日本は相互援助の精神を容れざるや、又日米共同防衛の気持がありや否やを疑はしめるに至る極

慎なしとせず(3)尚本条は安保条約前文に代つて MSA 協定の基礎となるべきものであり、我方防衛庁方面に於て斯の種規定の削除が MSA に響くこと~~を~~想れることあるべきは留意の要あり、何れにせよ本条の取扱は慎重に考へる必要がある。

(二) 尚本条を存置する場合も、破壊活動に関する後段は、(1)国内に無用の刺戟を与へる惧あり、(2)武力<sup>攻撃</sup>は間接侵略を含むと解し得べく、更に(3)米側の解釈では本段は安保条約第一条の如く間接侵略に対する対抗措置を意味するものでないとのことであるので、之を削ることが適当と思はれる。

## 五 第二条

前文新第五項を承け、米案第四条の後段即ち極東の事態に關す

る実質的協議を別掲せるものである。

#### 六 第三条

(1) 前文第四項（日本防衛）及第五項（極東の平和と安全）を承

け、米軍の駐留、基地使用を規定するものである。

(2) 「別に合意する条件」とは、行政協定及び認定書（後述、米案フォームーラ）を指す。

#### 七 第四条

(1) 本条は条約地域（援助義務の発動する被攻撃対象）に関する

最も重要な条項である。

1. 米案第五条に依れば、相互援助の建前を賀き、条約地域  
は日本、冲繩小笠原、及太平洋の米属領諸島とし、援助内

容は憲法の制約に従うこととしているが、

2 次の場合に於て米側は条約地域を日本及沖繩小笠原と  
することも考慮し得べしとの態度を示している。

(二) 本案は憲法上及び現実の事情に鑑み最も事実に則して表現  
せるものであつて、即ち

1 第一項に於て米国の日本援助義務を規定し、(但し表現  
は行政協定第二十四条を探つてあるが、米側は本案の如き  
通常の表現を好むであろう。)

2 第二項は沖繩小笠原に關し、防衛責任は専ら米国にある  
も、場合に応じ我方も米国と協議の結果に基き直接防衛す  
ることあるべき旨を認めてゐる。

2

本条の取扱は極めて慎重なるを要する処、

1. 条約地域に太平洋（或は西太平洋）の米属領を含めること  
は米側も形式上相互援助を貢く為めであつて我方にとり実質  
的の問題は生ぜず、又条約の存続を沖繩小笠原の地位如何と  
無関係ならしめ得べく、安定性ある相互援助型の条約として  
米側が依然として最も希望する所である。

2. 現在迄米側が明らかにした所では、条約地域から米属領は  
外すとしても沖繩小笠原迄を含めることは強い要件としてお  
り、表現た成ては「共通の危険に対処する為め憲法の手続に  
従ふアクトする」を強く趣してゐるが、沖繩小笠原に就ては  
現在の地位を前提としてゐるから、日本の与へる援助内容は

憲法の範囲内なることを明にする為め、「憲法の規定と手続に従ふ」とすることには同意してゐる。条約地域を日本及び沖繩小笠原とするときは、

▲、米属領を含める心理的困難を回避しつつ米領と妥結に達する見込あるも、

B、援助内容に関する憲法上の制約の点を除き、日本本土と沖繩小笠原は全く同列に置かることとなり、（此の意味では米領土を含める場合と全く同様である。）

○、建前上沖繩小笠原は米領土として入る観であるから、沖繩小笠原の地位が變る場合~~は其の基礎を失ふこととなる~~改める際~~は其の基礎を失ふこととなる~~べき、此の点は期限の問題と結び付いて来る。

3. 本案に依るときは、

A、事実を最も正確に写したものなるが故に国内に対する説明は最も容易であるが、

B、本案では相互援助の形は極めて稀薄であつて之を基礎として米側と妥結に達する見込乏しく、（既に十月二十八日

の山田次官米大使会談の際先方は条約地域を日本のみに限定することの不可なる所以を明にしてるので、改めて大臣から再び提案すること自体慎重を要すべし。）

○、沖縄小笠原の地位が変る場合は条約は名実共に米国との日本防衛義務対日本の基地供与の均衡にて其の基礎を失

ことなり、半側から見れば以上は

場合と同様ある。

Ⅱ 第三項は国連安保理事会との関係である。

八 第五条

米案第七条の通り。

九 第六条

米案第四条前段の条約実施に関する協議を第二条と分けて規定せるものである。

一〇 第七条、第八条

夫々米案第八条、第九条の通り。但し批准書交換は通例に拠りワシントンとした。

一一 第九条

(1) 本案に依れば第四条が沖繩小笠原の現在の地位を前提とせる表現である為め、期限を長くしては其の間返還が実現しないとの

印象及議論を招く傾あるに因り、期限を五年とし、爾後一年の予告で失効せしめ得る形とした。但し米側は原案の如く十年を強く要望するものと判断される。

(b) 第三項は安保条約の失効条項の字句の一部を活かしたものである。但し此の点は本条約が国連の措置に代るものなりや補充するものなりやの問題を包藏する。

### 一二 議定書

米案フォーミュラを議定書の形とせるものである。尚米案では「共同協議事項とする」とあるのを「協議の上実施する」と改めてより明確を表現を試みている。

### 一三 行政協定

(イ) 現行行政協定は安保条約と共に失効するが、新条約下に於ても同様な協定が必要であり、此の問題に付、米側は新条約になつたが為めに必然的に修正を要する点を修正~~を~~した上、現行協定を其の靈活化することを期待している。

④ 新行政協定は、従来の経緯に鑑み、国会の承認を求める必要ありと考へられる。而して其の方法としては、

1、此の際改めるべき点は改めて本統的な新協定として国会に提出する。

2、必然的な修正（前文、第二十四条削除等）及び最少限の修正（分担金廃止、施設の共同使用等を検討する）を行つて当分之によるとして国会に提出する。

3、現行協定に必然的な修正のみを加へたものを暫定的に準用し、追て所要の改訂を加へると云ふことで国会に提出する。等の方法が考へられるが、1は時間的に不可能なるのみならず新協定と云つても実質的には2と相似たものなるべく、3は近く全面的改訂が行はれるとの行き過ぎた期待を生ぜしめて後になつて政府を窮地に陥れる惧あり、出来るならば2が適当であると思はれる。

様  
紙

大臣  
事

米弓長

參事五

十月七日 殿主在在京事大臣會議錄

東卿

白時 土廿四午後四時一至五時半 於亭亭主元二三号室

出席者 藤山士臣 山内清正 米保良

アラサヒヤシ ニシ毒代

大使 村井は本件は本件は同略回に二三回のうちに了成せしめられ

到着にて三回を過ぐるに參上。本件は同略回日本向のハノハノ

リアルシト付ウントは心配し始めてる。本件を採上。ナニモア

は、米國とは日本安全保障關係、又は日本同保全般互

強化にあたることにはあらずあり、其のまゝは原則同一様であると  
思ふ。生船免役は最高が半圓とは現に方す事約上二機半程度  
制限し半圓をも義務を負ふる事無く、半圓が見れば不満な二機半  
などと云ふが、半圓は西子元の被沖縄の命令を従ゆ得てたら云ふ  
は拂ふべき儀既に半圓へと正へて立を御して居て可と爲す。此半機  
道のフレンの面倒は情けたれぬの半圓は半圓にすがりあつて調  
子半圓も左はアシテムシリ又自らにとり又董志庄、施況

と云甚だ詫す。此事終ひて是處。自らの處へは天下向

是處終了。華職務内閣事務件に付けられ。著る事件は同

す。萬葉の御教訓に於ける所の如く。華職務は日本問題で

其の兩者を別個の問題であるが。若し國君が持てば子て萬葉

(御用一言)

少く御事無く事なき。其件事務は或勢勢又は一之もの。之は

其の事務。是の白是事務事務惟は居事方。かくして未だ行かれ

其の事務。是の事務事務惟は居事方。かくして未だ行かれ

在の機密の達の件美術品を運送する事は向來國外へ送致する  
事は二三の事、特に其職務内題に片付、専門於此の件事に  
向ふる事は、其職務内題に片付、専門於此の件事に  
あらず。又、在の件は向來國外の改進強化に着手の  
事は少く、在の件は向來國内乃至、専門に扱ひ  
起一回り改進の石上、オレノリノリノリノリノリノリノリノリ  
今アレスますまきはな」と云はつき御了解願ひ。

在米経営の問題

を尋ねて國の問題を。米國の方では沖縄十五

年でござり、おほに差し込みは、米國は日本と

沖縄十五年で辟開地とすまをめぐり、米國は右之國の日本と

潛在主義を持続し、同之國を永遠に支配せんとするものであ

ることの運営の本義は實を擱て思ふからである。此の点を爲め

る二事が、日本は政治的的影響を抱えし日本をアントニーにし、日本

は連絡をなすと云ふ事があつたが、之は利害を離れて申す

の立場が、何等かは立を含めば二三とす様な國政院員  
申まで立考へる氣持であります。即ち立を含めな二三と考へる

件

現在は日本主要に沿ある者があり、豈向及日本内に於議種を

論議する事であります。更に沖縄立を含め二三が施政機関

議論する事であります。但し立を含め二三の事で行取ります。

但し立を含め二三の事であります。且し施政機関はまだ

立考へる事であります。但し得の事跡はまだ立考へる事

何處を日本側の参考までおきなつておられ何と申上げ  
おひい又お聞こえ申され早速アコスチアはな。音  
波の想ひがござるとお尋ねNHKの連絡放送に於ける放送  
名は甚だいため云ふと申しますが、音波の御子を  
假令中止改措補て申す事あら是が原因かござる。半  
例のアコスチアはなが御子を承り又第1  
基を御子を承ります。

金屋の事の方で本局の 総合の会合が 7月2日午後より開催の  
焼却せし空き地を生じ、今少し高齢者に進むには会合は  
種々の立派なとて思ふ。萬葉のアスは日本廟の 13 號院次の所に捨擲  
である。何事か建設的結果を得て、到達した。総合の会合が 7  
月2日午後より開催の事である。總て、生駒半樹からおもむくは早  
速に研究して、志云子大尉の報告書を用ひ、意見の訂正は

とあす

通すよりやうで、多量の金を、追ひよるが、おまかせ

瓦子が日をハタクタクはんばくに取扱ふと云ふ事  
が向ひて、瓦子が人死を始ゆると白うきゆき甚だかく  
云ひ事。瓦子が人死を始ゆると白うきゆき甚だかく

生じて、了と云ふにはないが、左盤山田室が申されぬく

右に米軍西側の内訳は次のとおり解説  
付為念上記。不満な方を半側が協議を終すは日本  
基盤を日本側の行動の使用のたゞ協議としまひ。日本  
在日米軍は西側に移動させ三(日本側)の拒否権を認す  
事例一運営では、移動させよとは日本側の使用とは別の内  
容で、此の点は米軍の既存としてやうやく他の子の取扱い  
方針米軍は必ず然傍てよ。移動させよに一意陳内

は協議はす。が、拒否権は誰の事か。此を左は

法が國主大統領

日本側で了解はせと思ふ。ゆえに左の理由にて同

點を以て承認し合意上付を終りたる。

左は以上よく考へたるに其應用いたせんが如次である。

日本は米國とは日本側に上づるを許す権利は有り、又左件

事務は日本側を猶豫せよとは考へて居る。

大臣 善く御了承する。左は日本側の管轄の事務である。

かほりと全く同じである。景徳院の令は、監視官の保護をうながすが、御子降の日も御内侍御は之を施せしむる所であつて、現在は、御内侍御の御間事の要を了したては事畢である。斯る變化は、安政修政ノ内閣に因るに起きた事と云ふ點、即ち華族法の内閣的である。又アラバマ記者を修理する不幸な出来事は、一七二〇年夏事である。此事は、一般紛糾事件を達成するが如きの事例である。

華職院議院乃至に於ます所は、状況体験の如く申ゆる所を除く  
大内閣とせつて來て、若し今古兩堂會議が出來ば、と玉金筆  
當上向ひとひそひとす。斯事博が先日三千四百の事  
要す。また長官 指揮並にかきで、幹部と十相徳を盡す  
機動稿、居たる事、その在所を事博が現に其件、事博は  
或ひ不平を申してゐる。当初の是迄は、絶然其やうとする向  
望は古即ち久ありて、一般存じ、其の後は、遂に行

政府の考査意見は、主に董内を一概にするとする考え方と、今治の本港では  
寧直に言ふる如き、税關の報稅の問題は董内に種々混亂が起り、速くは  
七件以上で未だ叶はぬ様な事態と考へる事なり。

此の結果世間で予想する通商引二千は既に是れに於ける  
或は一二日手の勘合には  
行詣に行かねば博覧ひ可らず。此て半九月(半九月)七件の張を上  
めて、と云ふ風に仕合ひ。二千四百二十支前後研究は勿論進  
出し、又アラバイトの会見は行ひ、事を作るに備へと之意見の

お詫びを行ふことはござる。今御活のあつた季節は國の問題ばかり  
政治とし 市政の問題と仕事もござりが、心地よい立場の問題

西太平洋島嶼の問題に含めて研究を終らひ。

NHK、海上保安廳大臣の訪テテラモ取扱を観や。NH

トはおどりおどり政府が一々事前に立ち会はばく共産圏諸  
國の放送とは何でな。太極の政治不滿を抱かれて言ふの

どうも私は事実にはい、米側とのNRAと政府との關係は正し、

理解を擇る事無。

大便 ノルハ前回付では立派上手な秀はなか。半官道送が改め

立場とも放送したる、跡にノ直向放送)で可の案、ご自らノ言序

お承り事。ノルハはや寧波常は重要であり、様の「連はノルハ」が原

言(ノルハ)之を取用し来る。あらう。

大臣 先付大喜。竟、内閣、私語者の三者ヲ相手の提案、其後如何

付書

(又は竟)

豊川同人、豊川、子爵、重慶家、共同、長崎川氏等、其の後と關係

は、國体を設立 PRを行はる事とし、之と並行的内閣に  
停頓する。

定められたの承認で左件の國体開催が事実上行つてゐる事考慮  
にて、先づ申す様に前半迄はおとぎと見ていいなれば

切る。

古事記は必ず問題で否といふことは必ずお事実はよく

ある。米国としては、これまで直接はなく、もろか東洋は無理に

連絡はござりません。又左件の範囲法に接致しまして其の影響を及ぼすと云ふう説明法、一段落迄待つべきである。大臣は平昌と言ふが平昌より上し又其の後は上京まで又これをもとに今後のあいだはアラブサウジアラビアの会談をやります。又アラブサウジアラビアの会談は全部中止とし本多によると日本側から更にい直向望る意見があることは本多によると此の陳述理由が既す考はなし。

御はりにて上院議院にて來たが、アラモト議員の一人で  
あたし、同議員が前に事件御先づり。且つ之は米側の「ナ  
シロ」と在アリテイの極まで詰めますと、英職務事務内閣を  
は別個の問題として一段落とすと、此の二と事並びに  
乙哉タリ。其は又が意子。然ば甚め立派な人なり御座  
有様な事など思ひ、今更作業を全く原車の運営の事  
長として初歩の御指導か、特に出来實質及車両の運用

協力の重要性を促進せんとする所存であります。是れの事実

お手に届けられましたので、御参考の上、御研究されたいと存じます。

否や問題で、日本が日本の立場問題にて、主張をお法を本らかば

勿論日本は判明の問題です。何故に在り立派に問題

一を含めても、何事かと思ふ。

大臣 今後、サムライの意見がござります。

(五時十九分)

(以下筆跡複数箇所の見落し付方) さて、大蔵の眞向口に

十九年九月廿二日  
金善之修云。

田米安全保障新条約に關する件

三二一、一、一　米保長

一、新条約締結の目的

我が國の防衛は米国との安全保障体制を基調とする「国防の基本方針」に則り、現行安保条約体制を改善強化するとともに、安全保障に関する日米関係、延いては日米關係全般を持続性と信頼性ある基礎に置くことを目的とする。(別紙の一)

二、新条約の内容

- (1) 国連尊重の趣旨を明らかにし、国連憲章との關係を明記する。
- (2) 日米両国が極東の平和と安全の維持を共通の利益とすること

を確認する。

（前項の見地に立脚し）極東の一般軍事情勢並びに我國自衛力の現況に鑑み、米軍が日本内の所要の施設区域を使用することを認めることとする。

尚米軍が日本地域外の戦闘行為のため日本基地を作戦的に使用する場合及び核兵器持込に關し、米国は日本政府と事前に協議することとする。

（二）米国は日本防衛義務を規定することとし、同時に之と見合う日本の義務は次法の範囲内なることを明にする。

日本の領土が如何なる場合に発動するやに關し、条約地域を西太平洋の米領土、沖縄小笠原、日本領土、回沖縄小笠原、

日本領土、~~(2)~~日本領土、の何れとするやの問題ある處、(山)は相互援助の理に則し且沖縄小笠原の地位に關係なく最も安定したものであるが、米側は~~(2)~~以てするも相互援助の基礎と為し得べしとの見解を洩らして居り、~~(他)~~双方~~(2)~~を探る場合は基本的の考え方を改める必要ありと認められる。(別紙の二)

恒東の事態に関する協議条項を置くこととする。

自衛及相互援助に依り防衛力を維持育成する趣旨の協力条項を置くこと並びに破壊活動阻止に関する規定の扱に付検討する。前者は我方於て憲法上の問題あるも、米側は所謂ヴァンデンペーベル决策の精神を取ることとして必要と認めて居る。(別紙

(1) 経済協力条項を置くこととの得失を検討する。（別紙の四）

(2) 条約の期限は最高十年とし、爾後一年の予告で失效せしめ得る形とする。此の点は沖縄小笠原の扱方と関連して検討の要ある。

(3) 米軍の在日施設区域使用に伴い現行行政協定は最少限必要な修正を施した上で妥結する要ある処、其の国内的扱方を速かに決定する要あり。

別紙

本文一（新条約の目的）について

現行安保条約は今日迄我國の安全保障に貢献して來たが、元々暫定的な条約であり、其の締結當時と現在の事態を比すれば、我國の国際的地位の向上、経済力の恢復、自衛力の育成等の諸点に於て大きな変化があつた。依つて現存する安保条約關係を再検討し、所調不平等とか一方的とかの非難を招く根柢を除去すると共に、日米安全保障關係を改善強化することが適当と認められるが、具体的には、①米国の日本防衛義務を条約上に明らかにし、②我方も之に見合つて憲法の許容する限度で義務を負うものなることを明にし、以て、米軍と自衛隊との協力の基礎を確立し、③併せ

て米軍の在日施設区域の作戦的使用や核兵器開発に付極力国民の疑念を除去し、斯くして日本憲法と抵触しない相互援助の条約を目的とするものとする。

二 本文二の二（条約地域）については、「日米安全保障新条約に於ける沖縄小笠原の取扱について」（三月一「一〇）参照。

三 本文二の二（相互協力条項）について

(1) 此の余項は「自衛及び相互援助に基礎を置く集団的取扱」に言及した相互援助に関するヴァンデンベーグ決議の精神を體るものとして米側は極めて重視する所と認められ、特に日米間の場合には我方に於て条約地域の決め方や海外派兵を行はず等の問題がある為め米政府の国内説得の見地よりは其の比重が一段

と大であることも察せられる。

四 地方我國の憲法解釈上日本自身の直接防衛以外の目的の為めの防衛力は認められないとなれば、斯る条項は我が日本の自衛の為のみならず「米國の防衛の為めに防衛力を維持育成する」義務を負うと云々風に解されるとさは憲法違反となる。同様の問題は相互防衛援助協定の国会審議の際非常な問題となつた趣據あり、依て國內的には斯る条項がない方が条約全体の為めに適当である。

二 新くて本条項は、已國內的には之を置かない方がよいことは明らかであるとして、其外側に之を撤回せしめることは、米獨特に国防省方面及び米議会の關係で想ひがる困難あるゝもの

みならず、日本は相互援助の精神を容れざるや、又日米共同防衛の気持がありや否やを疑はしめるに至る構なしとせず(8)尚本条項は安保条約前文に代つて MSA 協定の基礎となるべきものであり、我方防衛府方面に於て斯の種規定の削除が MSA に響くことを恐れることあるべくは留意の要あり、併れにせよ本条項の取扱は慎重に考へる必要がある。

Ⅱ 尚本条項を存置する場合も、米側原案にある如く破壊活動に関する規定を置くや否やの問題あり、此の点は現行安保条約の間接侵略に関する規定の問題と若干の関係があるが、斯る規定は国内に無用の刺戟を与へる惧あり(米側の解釈では本段は安保条約第一条の如く間接侵略に対する対抗措置を意味するもので

ないことである）、之を削ることが適當と思はれる。

#### 四 本文二の(4)（經濟協力条項）について

(4) 安全保障関係は政治経済を含む広い日米関係の一環であり、米側も其の超當から入れることを提案しているのであるから存置することが適當であるとも考へられるが、

##### (4) 他方

1 斯る規定を置いても具体的な内容がなく（他に通商航海条約及相互防衛援助協定も存する）、「見せかけの規定」であるとの非難が起り得べく、

2 横目的に底く協力関係を規定する条約でなければそぐわない（条約地域の決め方と連する。尚且ATP及びSEA）

。には斯る規定があるが、米韓、米台、米比条約には存しない。）と云う問題もある。

日米安全保障新条約に関する件

四四一ノ一三　米・条

一 新条約締結の目的

一  
大民  
辻直  
牛馬也  
本多正  
三田四  
岸井五  
アメル  
六七  
岸谷  
十九  
十四十九年五月廿四日  
於るまには大臣官房総務課  
承認せし  
方針」に則り、現行安保条約体制を改善強化するとともに、安全保障に関する日米関係、延いては日米関係全般を持続性と信頼性ある基礎に置くことを目的とする。

二 新条約の内容

新条約は日米両国が極東の平和と安全の維持を共通の利益とするとの立場に立ち、概ね左の如き内容のものとする。

(1) 国連尊重の趣旨を明らかにし、国連憲章との関係を明記する。

十部内五号

(2)

日本東の一般軍事情勢並びに我国自衛力の現況に鑑み、米軍が日本内の所要の施設区域を使用することを認めることとする。

尚米軍が日本地域外の戦闘行為のため日本基地を作戦的に使用する場合及び核兵器持込に関し、米国は日本政府と事前に協議することとする。

(3)

米國の日本防衛義務を規定することとする。

(4) 日本が負う義務は憲法の範囲内のものとすることは勿論なるも、日本が如何なる義務を負うか、又日本の義務が如何なる場合に発動するやに關し、条約地域を(1)西太平洋の米領土、沖繩小笠原、日本領土、(2)沖繩小笠原、日本領土、(3)日本領土、の側れとするやの問題ある處、(1)は相互援助の型に則したもので

あるが、米側は(2)を以てするも相互援助の基礎と為し得べしとの見解を洩らして居り、他方(3)を探る場合は日本の機務は施設区域提供のみとなるが、従来の経緯に鑑み、米側が此の考へ方に同調するか否かは断定出来ない。

(4) 極東の事態に關する協議条項を置くこととする。

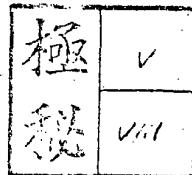
(2) 自助及相互援助に依り日米両国が其の防衛力を維持育成する趣旨の協力条項の扱いに付検討する。右の条項は我方に於て其の文言如何により憲法上の議論を生ずる誤あるも、米側は所謂ヴァンデンバーグ決議の精神を護るものとして必要と認めて居る。

(3) 現行安保条約の間接侵略に関する規定は置かないととする。

(4) 經済協力条項を置くことの得失を検討する。

- (4) 条約の期限は沖縄小笠原の双方とも関連して検討の要あり。
- (5) 行政協定の取扱に就ては、適当りは必要最少限の調整を為すに止めるものとする。

SECRET



DRAFT TREATY OF MUTUAL COOPERATION AND SECURITY  
BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA

PREAMBLE

Japan and the United States of America

Desiring to strengthen the bonds of peace and friendship traditionally existing between them, and to uphold the principles of democracy, individual liberty, and the rule of law,

ARTICLE I

Desiring further to encourage closer economic cooperation between them and to promote conditions of stability and economic well being in their countries,

Reaffirming their faith in the purposes and principles of the Charter of the United Nations, and their desire to live in peace with all peoples and all governments,

Recognizing their inherent right of individual or collective self defense as affirmed in the Charter of the United Nations,

Recognizing that they have common interest in the maintenance of international peace and security in the Far East,

Having resolved to conclude a treaty of mutual cooperation and common defense for the maintenance of international peace and security,

Therefore agree as follows:

ARTICLE I

- 2 -

#### ARTICLE I

The Parties undertake, as set forth in the Charter of the United Nations, to settle any international disputes in which they may be involved by peaceful means in such a manner that international peace and security and justice are not endangered and to refrain in their international relations from the threat or use of force against the territorial integrity or political independence of any state, or in any other manner inconsistent with the purposes of the United Nations.

#### ARTICLE II

The Parties will contribute toward the further development of peaceful and friendly international relations by strengthening their free institutions, by bringing about a better understanding of the principles upon which these institutions are founded, and by promoting conditions of stability and well being. They will seek to eliminate conflict in their international economic policies and will encourage economic collaboration between them.

#### ARTICLE III

The Parties will consult together whenever in the opinion of either of them international peace and security in the Far East is threatened.

#### ARTICLE IV

- 3 -

#### Article IV

Japan grants to the United States of America, subject to such conditions as may be agreed upon, the use of certain facilities and areas in Japan by the United States land, air and sea forces.

#### ARTICLE V

1. If an armed attack occurs against Japan, the United States of America shall take such joint measures with Japan as are necessary for the defense of the latter.
2. Any such armed attack and all measures taken as a result thereof shall be immediately reported to the Security Council of the United Nations in accordance with the provisions of Article 51 of the Charter. Such measures shall be terminated when the Security Council has taken the measures necessary to restore and maintain international peace and security.

#### ARTICLE VI

In order that the joint measures mentioned in paragraph 1 of the preceding Article be taken effectively, the Parties, separately and jointly, by means of continuous and effective self-help and mutual aid will maintain and develop their individual and collective capacity to resist armed attack.

#### ARTICLE VII

- 4 -

#### ARTICLE VII

1. This Treaty does not affect and shall not be interpreted as affecting in any way the rights and obligations of the Parties under the Charter of the United Nations or the responsibility of the United Nations for the maintenance of international peace and security.
2. This Treaty will be implemented by each Party in accordance with the constitutional provisions of the respective countries.

#### ARTICLE VIII

The Parties will consult together from time to time regarding the implementation of this Treaty.

#### ARTICLE IX

This Treaty shall be ratified by Japan and the United States of America in accordance with their respective constitutional procedures and will enter into force on the date on which the instruments of ratification thereof have been exchanged by them in Washington.

#### ARTICLE X

The Security Treaty between Japan and the United States of America signed at the city of San Francisco on September 8, 1951 and the Administrative Agreement, as amended, under

Article III

- 5 -

Article III thereof shall expire upon the entering into force of this Treaty.

#### ARTICLE XI

1. This Treaty shall remain in force for a period of ( ) years, and shall continue in force thereafter until terminated as provided in paragraph 2 below.
2. Either Party may, by giving one year's written notice to the other Party, terminate this Treaty at the end of the period mentioned in paragraph 1 above or at any time thereafter.
3. Notwithstanding the provisions of the two preceding paragraphs, this Treaty shall expire whenever in the opinion of the Governments of Japan and the United States of America there shall have come into force such United Nations arrangements as will satisfactorily provide for the maintenance of international peace and security in the Japan Area.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned Plenipotentiaries have signed this Treaty.

DONE in duplicate at Tokyo in the Japanese and English languages, both equally authentic, this day of

FOR JAPAN:

FOR THE UNITED STATES OF AMERICA:

- 6 -

PROTOCOL

At the time of signing the Treaty of Mutual Cooperation  
and  
for Security between Japan and the United States of America,  
the undersigned Plenipotentiaries, duly authorized by their  
respective Governments, have further agreed on the following  
provisions concerning the implementation of Article III,  
which shall be considered integral parts of the aforesaid  
Treaty:

The deployment of United States forces and their  
equipment into Japan and the use of facilities and areas  
within Japan as the bases of military operations for purposes  
other than the defense of Japan shall be effected upon  
consultation with the Government of Japan.

IN WITNESS WHEREOF the respective Plenipotentiaries  
have signed this Protocol.

DONE in duplicate at Tokyo in the Japanese and English  
languages, both equally authentic, this      day of

FOR JAPAN:

FOR THE UNITED STATES OF AMERICA:

33-11-19

極 6  
級 10

### Article III

1. The Parties undertake to take joint and separate action in cooperation with the United Nations for the achievement of the purposes set forth in Article 55 of the Charter.
2. The Parties will cooperate with each other in the economic field and encourage economic cooperation between their respective peoples, and will seek to eliminate conflicts in their economic relations.

極  
秘  
6  
10

極  
秘

(Article 2)

32-11-19

The Parties, with a view to strengthening their ties of friendship and cooperation, will take every possible measure to develop closer cultural relations, to deeper<sup>n</sup> mutual understanding of their peoples, to facilitate free trade and to encourage economic cooperations between their peoples.

(Article 3)

The Parties will, in order to safeguard and uphold the principles of democracy, strengthen their free institutions based on the respect for human rights, promote social progress and better standards of life of their peoples, and maintain and develop, by means of continuous and effective self-help and mutual aid, their defense capabilities.

極

秘

まで

安保条約改正に関する件（大臣・政務次官宛）  
三三一、一一一九 未答

一 現行条約の問題点及び新条約の構想

現行条約に対しても一般的に「自衛性がない」、「対等でない」などの批判が行われているが、現行条約の内容中問題とされている諸点及び右に関する新条約の構想を概述すれば左のとおりとなる。

(1) 現行条約は米軍駐屯の権利を与えていたが、米国の日本防衛は義務づけられていないとの批判がある。

右に対して新条約は、現下の東亜軍事情勢及び自衛隊の現況にかんがみ、米軍の駐屯を認め、かつ、なんらかの形式により米国の日本防衛義務を明らかにするとともに、自衛隊と在日米軍

の協力関係を基礎づけることを目的とする。

(向) 現行条約においては、在日米軍は、極東の安全のため使用しうることとなつておあり、なんらの制限なく対外作戦をなしうる達前となつてゐるので、日本の意向に反して自動的に戦争にまきこまれる危険があるとの批判がある。

新条約はこの点に關し、在日米軍の日本領域外における行動にある程度の制約を付することを目的とする（日本基地作戦行動のため使用することを協議事項とする。但し補給関係にも制約を付すことには米国は同意しない。）。

右のほか東亜に戰争の危険が生ずるふとき場合、日米両国は協議するとの条項を設ける。

(イ) 現行条約では、在日米軍の配備及び装備に關し制限がないので、米国は日本の意向を無視して核兵器をもち込むおそれがあるとの批判がある。

(ロ) 新条約においては、なんらかの形式において在日米軍の配備及び装備を協議事項とし、この種批判を封することとする。

(ハ) 現行条約の内乱条項は、独立国としての体面を傷つけるものであるとの批判がある。

新条約においては、この種条項は設けない。

(メ) 現行条約で、日本は米国の同意なくして第三国に基地供与などをなすことを約しているのは屈辱的であるとの批判がある。

新条約においては、この種条項は設けない。

（イ）現行条約には、国連憲章との関係が規定されていないとの批

判がある。

新条約においては、国連憲章との関係、特に憲章第五十一条  
との関係を明確に規定する。

（ロ）現行条約に期限の定めのないことも批判の対象となつてゐる。  
新条約には期限を付する。

右各種事項中、米軍の日本における配備及び使用の問題及び国  
連憲章との関係は、昨年の日米会談の際の共同声明に言及され、  
後者についてはその後交換公文が行われてゐるが、新条約においてはさらに明確化することとなる。

右のほか政治、経済条項を設けるか否かの問題及び日米両国が

自助及び相互援助により防衛力を維持、発展させるとの趣旨の条項を設けるかの問題があり、憲法上の議論を生じないよう文言に特に注意を要するが、右は対日軍事援助の根拠規定となるものであり、かつ、米側はいわゆる「パンデンベーグ・レ~~バ~~リーシン」の精神を表わすものとして重要視している。

以上のことき構想が実現すれば、現存条約が「自主性を欠く」との批判の論点に應えうこととなるが、新条約を「対等なもの」とし、かつ、米国の日本防衛義務を明確化するためには、条約の形式を相互援助型となすべきやの問題を生ずる。

## 二 相互援助方式の問題及び沖縄、小笠原の取扱い

米国は太平洋地域の諸国との安全保障条約において相互援助形式をとつてゐる。米国はこれらの諸国より実質的には積極的援助をうけることを期待していながら、同盟関係にあるとの精神面を重視し、かつ、この形式をとることにより相手国の体面を重するとの考慮も働いてゐる。すなわち、この方式をとることによりこれら条約は形式的には「対等」なものとなつてゐる。

日米間の新条約においても、米国は相互援助形式をとることを希望しているが、同時に今次交渉において日本としては、新条約において憲法上の問題を生ずるがとき義務は負わないということが前提となつてゐるので、米国が日本に期待してゐるのは、い

わは同盟の精神を明らかにすることである。

この方式をとるとすれば、日米相互の領域をいわゆる条約地域に指定し、これが攻撃をうけた場合、両国は相互に援助し合うこととなる。この条約地域は常識的には西太平洋における日米相互の領土及び管轄下にある地域といふ形となるが、米側はこれが日本の内政上困難であれば、米側領域を沖縄、小笠原のみとすることも可能であるとの意向をもらしている。この場合、沖縄、小笠原に対しても攻撃が加えられれば、日本は憲法の範囲内において米国を援助することとなるが、具体的に日本がいかなる義務を負うこととなるかは、憲法解釈の問題であり、目下研究中である。

しかし、この方式をとる場合、米韓、米華条約の条約地域に沖

題が含まれてゐるので、新条約により事実上のわゆるNATOが形づくられることになるとの批判及び米国の東西における軍事行動が沖縄基地を中心とする関係上米国の東西各地における軍事行動が沖縄をつなぎ目として、日本に連鎖反応を生じ、日本は戦争にまきこまれる危険があるとの批判がすでに生じてゐる。

このような批判を考慮し、相互援助方式を断念すれば、新条約の性格は現行条約同様基地協定的なものとなり、「均等」という概念は稀薄とならざるをえなく。

しかしながら、政治的考慮より相互援助方式を放棄するもやむをえずのことであれば、新条約は、日本は米軍の駐屯を認め、かつ、既述した一定の条件下にその日本領境外の使用を認めることとなるので、これに見合う対日寄与として、米国は日本を防

衛するとの考え方方に立つこととなるが、この方式を米側に提案する場合、米國を失望せしめるほな果していかなる程度まで米国をして日本防衛をコマットせしめうるかの問題があり、これは今後の交渉にかかることである。

なお、この場合沖縄、小笠原をいかに取扱うべきかの問題がある。これら地域に関しては国民感情の問題もあるので、これら地域が攻撃を受けた場合、日本は義務としてでなく、これら地域の防衛のため可能と認める措置を講ずることができるとのことき条項を設けることも考えられるが、沖縄、小笠原は米国の管轄下にある地域としてこれを除外することが問題を単純化し、論議を少くするといふやうである。また米側は、沖縄、小笠原に関して

今次交渉を同地域の施政権返還問題と関連せしめることには極めて警戒的である。

上述の諸事情にかんがみ、相互援助形式の問題及び沖縄・小笠原の取扱い方は、本件交渉中特に政治決定を要するところである。

#### 三 新条約の構想に対する国内の反響

上述した新条約の構想が国内的(一)にいかに評価されるかを現在正確に予測することはもとより容易でない。また現行条約に対する「自主性がない」、「対等でない」などの一般的な国内批判は、各種の不満を抽象的に表現したものであり、すべての人々を満足させしめる方式はありえない。

しかしながら、現行条約が「自主性を欠く」との批判に対して、

日本の対米発言権を確保し、独立国としての体面を回復すると  
点については、新条約の構想は、第一項例示のとおりであり、そ  
の限りにおいて異論はありえない筈である。しかしながら、一部  
の勢力が反対論を展開すること必須であり、特に米軍の日本基地  
使用に關し作戦使用を協議事項とし、補給のための使用には制限  
を付せずとの点に対しても、共産側に報復攻撃の理由を与えた  
本は戦争にまきこまれるとの主張をなすものと考えられる。しか  
しながら、日本防衛の必要上米軍の駐屯を認める以上、その一切  
の行動に制約を課することはできない。すなわち、米軍の他地域  
への移動はもとより、日本領域外の行動も一定の条件の下に認め  
ることとしなければ、在日米軍が日本防衛のためのみ駐屯する

というがごとき条件には米国としても応じえない。

しかしながら、基地の作戦使用と補給使用をいかに区別するかなどに關して議論を生することは覺悟しあくことが必要であろう。

次に相互援助形式をとる場合の問題点は既述したところである。

新条約を「対等」「もの」とし、同盟の精神を明らかにするためには、この形式をとることが必要かと考えられるが、この場合第二項に述べた反対論のほか、少くとも形式的には現行条約にない新らたな義務を負うとの感じを与える点において国内の政治的抵抗は強まるであろう。

その他主たる批判の対象となるものと考えられるのは、「日米両国が自助及び相互援助により防衛力を維持、發展させる。」と

の趣旨の条項及び場合により条約の期限の問題であると考えられる。以上のことく相互援助形式の問題を一応除外して考えれば、總じて新条約の構想は、現行条約に対する批判の論点を多かれ少なかれ是正するものであり、自守性の確保の点においては單的にいつてベランスシートは大巾に有利になると考えられる。

反対派による戦争にまきこまれる危険性云々の批判は、いすれにしても行われるであろうが、この種批判は、米軍を駆逐せしめる限り必らずなんらかの角度より生ずるものである。

この点に關連して西欧においては、米軍の存在それ自体が最大の戦争阻止力であるとの信念が徹底しているが、アジアにおいては、考え方の差異があることは認めざるをえない。しかしながら、これ

は米国との安全保障体制を維持するか、中立主義をとるかの根本問題につながるものである。

その意味において現行条約も種々の批判にも拘らず、現在まで日本の安全を維持するため重要な役割を演じてきたことは特によく強調されなければならない。

しかしながら、安保条約改正問題は、日本の基本的進路を再確認する意味において条約廢棄論、すなわち中立主義を主張する勢力との決定的政治闘争となるものと判断される。

SECRET

極秘 8  
10

DRAFT TREATY OF MUTUAL COOPERATION FOR SECURITY  
BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA

Japan and the United States of America

Desiring to strengthen the bonds of peace and friendship traditionally existing between them, and to uphold the principles of democracy, individual liberty, and the rule of law,

Reaffirming their faith in the purposes and principles of the Charter of the United Nations, and their desire to live in peace with all peoples and all governments,

Recognizing their inherent right of individual or collective self defense as affirmed in the Charter of the United Nations,

Considering the fact that there still exists a state of unrest in the Far East where they have common interest in the maintenance of international peace and security,

Having resolved to conclude a treaty of mutual cooperation for security,

Therefore agree as follows:

ARTICLE I

The Parties undertake, as set forth in the Charter of the United Nations, to settle any international disputes in which they may be involved by peaceful means in such a manner

that

大日本帝國  
外務省  
（大日本帝國外務省）  
（大日本帝國外務省）  
（大日本帝國外務省）  
（大日本帝國外務省）

極  
秘  
10

SECRET

DRAFT TREATY OF MUTUAL COOPERATION FOR SECURITY  
BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA

Japan and the United States of America

Desiring to strengthen the bonds of peace and friendship traditionally existing between them, and to uphold the principles of democracy, individual liberty, and the rule of law,

Reaffirming their faith in the purposes and principles of the Charter of the United Nations, and their desire to live in peace with all peoples and all governments,

Recognizing their inherent right of individual or collective self defense as affirmed in the Charter of the United Nations,

Recognizing that they have common interest in the maintenance of international peace and security in the Far East,

Having resolved to conclude a treaty of mutual cooperation for and security,

Therefore agree as follows:

ARTICLE I

The Parties undertake, as set forth in the Charter of the United Nations, to settle any international disputes in which they may be involved by peaceful means in such a manner that

- 2 -

that international peace and security and justice are not endangered and to refrain in their international relations from the threat or use of force against the territorial integrity or political independence of any state, or in any other manner inconsistent with the purposes of the United Nations.

#### ARTICLE II

The Parties will consult together whenever in the opinion of either of them international peace and security in the Far East is threatened.

#### ARTICLE III

Japan grants to the United States of America, subject to such conditions as may be agreed upon, the use of certain facilities and areas in Japan by the United States land, air and sea forces.

#### ARTICLE IV

1. If an armed attack occurs against Japan, the United States of America shall take such joint measures with Japan as are necessary for the defense of the latter.
2. Any such armed attack and all measures taken as a result thereof shall be immediately reported to the Security Council of the United Nations in accordance with the provisions

of

- 3 -

of Article 51 of the Charter. Such measures shall be terminated when the Security Council has taken the measures necessary to restore and maintain international peace and security.

#### ARTICLE V

1. This Treaty does not affect and shall not be interpreted as affecting in any way the rights and obligations of the Parties under the Charter of the United Nations or the responsibility of the United Nations for the maintenance of international peace and security.

2. This Treaty will be implemented by each Party in accordance with the constitutional provisions of the respective countries.

#### ARTICLE VI

The Parties will consult together from time to time regarding the implementation of this Treaty.

#### ARTICLE VII

This Treaty shall be ratified by Japan and the United States of America in accordance with their respective constitutional procedures and will enter into force on the date on which the instruments of ratification thereof have been exchanged by them in Washington.

#### ARTICLE VIII

- 4 -

#### ARTICLE VIII

The Security Treaty between Japan and the United States of America signed at the city of San Francisco on September 8, 1951 shall expire upon the entering into force of this Treaty.

#### ARTICLE IX

1. This Treaty shall remain in force for a period of ( ) years, and shall continue in force thereafter until terminated as provided in paragraph 2 below.
2. Either Party may, by giving one year's written notice to the other Party, terminate this Treaty at the end of the period mentioned in paragraph 1 above or at any time thereafter.
3. Notwithstanding the provisions of the two preceding paragraphs, this Treaty shall expire whenever in the opinion of the Governments of Japan and the United States of America there shall have come into force such United Nations arrangements as will satisfactorily provide for the maintenance of international peace and security in the Japan Area.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned Plenipotentiaries have signed this Treaty.

DONE in duplicate at Tokyo in the Japanese and English languages, both equally authentic, this day of .

FOR JAPAN:

FOR THE UNITED STATES OF AMERICA:

- 5 -

PROTOCOL

At the time of signing the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America, the undersigned Plenipotentiaries, duly authorized by their respective Governments, have further agreed on the following provisions concerning the implementation of Article III, which shall be considered integral parts of the aforesaid Treaty:

Major changes in the disposition of the United States forces (including their equipment) maintained in Japan and the use of facilities and areas within Japan as the bases of military operations for purposes other than the defense of Japan shall be effected upon prior consultation with the Government of Japan.

IN WITNESS WHEREOF the respective Plenipotentiaries have signed this Protocol.

DONE in duplicate at Tokyo in the Japanese and English languages, both equally authentic, this        day of

FOR JAPAN:

FOR THE UNITED STATES OF AMERICA:

桔林

大臣子

海元

參議事務司

佐長

大臣

回傳 1933年1月25日午前一時十五分

奉書

藤山大臣、山口次郎、森田政長、井保長

アラヤナガヒロ、ハツトヨシ

一長直

大臣 藤山の令旨、除害安全保障條約問題、法令在又ローブルノ事

情に付かれてしたが、其の旨を含む正事化、事件を終り得たる運行ノ事

2事件。本件は、既に成程、宣傳が立派に行なひ得たる事

並賛揚の意等大體す。明るい事、又党内の種々の議論は、總じて

朱昌義

參議

十一月二十日 藤山大臣在室書及金手錠

印鑑

○

○

行ひはなはな。此の方うそと或程支障を来たすに付一、半圓の

考方主脳を行ひは水は、並内調教牛PRも出来ます。斯様な事

喜び御前が飛ぶ事無事。本日は一つの試験を掛齊、支拂之付

施理とは或程不仕合は有る全くの別事である。日本側の挂重と

吉野松重の事では、三は先般十日もつもの事と同一である。

更　事件は伊外郎は摺重と先玉と相手の間に、或程至の meeting of minds

必要が有ると云ふ全く同意である。先づ申すのは、御久が創立上、

主たる由来又が、う事に就て(主に事務の運営に付するは勿論と云ふ)  
二点である。其の第一は、議院及地方議會が左件議會を通過した後である。議會  
三月九日開會は、議會は議會と主なるの如きに甚しきに亘り、即ちは其常規  
議會開會式等、先づ其の議會は meeting of minds を與え置て、其の上にアガリ  
期を定めたり。但しの如き事例には、芦田民友及時、三木、地田民友等  
斯高早川村民会計の三氏が、あわいあり、又、谷口寛は有の零用  
費を主張して明白である。大半は、即ちその議會が審議して支拂ふ範囲

カナダは本日の施設及外務省が立候に立たれ、「まことほり」と云ふ。

他面本日の同 meeting of mindes がなけれ、意内を固めることと云ふ事に

其の通りあり。其の意味は大臣御下は全く同意である。

大臣 条件を付せねば施設より許さず。施設も進んで、意内を取扱ひ行へ

る事。八日木の施設を支へて之を許す。施設も進んで通り、条件は以

施設也。

留石米國博は施設を打つと之を以て拝上せん。以て西ノ其の仕へび

進むる。其の上に又また西ノ米國博を打撃する事等の如き

はなす。其のうち一博勢はよこそつてある。但し今度十三

以は右の種子内閣の立場を並置して申上げる所。

(大臣うち別添一才四頃以下 著者註付小丸。其の内才九頃也)

画う説明文

経文等を別添二草書と平文書れた。

大便 三令が詔は甚だ忙に相手を要するので、御用を得て当座9

個のコメドを取らる。

大便詔及予稿書下は、其のコセドトに於て半周か何の回望もと

始ひた安全保障條約と併せ得たものと云ふ限る。其の内情を自  
身に許さる事。蓋し其の立派に於て全く無む事なる出来事では他  
同盟から立場が立たる者は避け難く、斯様な事には米議会は決して異  
議出で候ぬ。條約は日本領土に限る事体。自分は個人的には日本を好む  
方であるが得て思はれ。米國側は之を主張する事はあらざる。これを  
うはして日本する事は考へず。且つ之を考へず持て來る。條約は日本領土に限  
る事の諾書 minor modification を施すもどう限るかは自分は之をワシントンにてコ

メモにてお持ひ事。是に今日の上草葉は勿論未だ見しむてゐる  
米園にて吉澤謹修様と根元の御連絡の様子。若しこそ  
草葉を日本御の事と之に准じて貰ふ。今朝の事は先づ終了  
である。時計金が終了と同一である。之を以て上草葉の預金  
との關係なく、さか太平洋を抜て電流が通じて開通する様  
である。米園側と申して一々連絡し得ない甚だ拙がある。何故  
かは、米園側と申して一々連絡し得ない甚だ拙がある。何故  
かは、米園側と申して一々連絡し得ない甚だ拙がある。何故

失<sup>ト</sup>に甚<sup>め</sup>なるコンセントの問題である。米國は軍事の軍事同盟は特権性  
信賴性をもたらすには採用すべきである。機械障害等を換り取扱は、軍事  
軍事同盟ではなく、其文に普通の利益、目的の相互通<sup>community of interest</sup>と云ふま  
かは仕合にならざる。若し其種の關係を手取現金が付いた人は上院  
アーリエヒ等の如きに當り出でると必ず眞向に遭<sup>あつ</sup>す。専門家間の仕  
事<sup>ト</sup>は限<sup>リ</sup>り西洋の型に沿<sup>ひ</sup>て行<sup>は</sup>な<sup>い</sup>。此<sup>ト</sup>は専門家間の仕  
事<sup>ト</sup>はな<sup>い</sup>が、失<sup>ト</sup>があ<sup>る</sup>、御研究やうござ<sup>い</sup>一あり、専門家研究<sup>ト</sup>

致ります。

前二半章第三条即ち種種の効果的自取及相互援助の段落にて

か、此等項及びは上院は通じた。自取の努力を以て若し米國が今

何のやうもまとまつて國に對しては米國に何より重きは、うそ、勿論、空

からず、併し國事問題を考へる。日本側の問題が「集團的」と云ふ点に

あつたのは其の事態は理解し得たが、はなべど思はれ、以て是ならず

何とか主として得たと思ふ。是以て左條金吾朝之氏君は内閣に於て

往々同様を想ひ計ります。

商之はタリナシニシナム。承りまつ。協議候事を二つ一ヶ月

程也。タリナシニシナム。此處の形は形と云ふ。あくと爲す。

次に 其の事は専ら技術的問題ひす。

事務長 並に種事半端既持か當直利害にてとほり了させ

相手の手筋付了看成に付章記協議する事を先づ協議する事

である。右の事は條約実施事項の範囲をす限儀である。

士官 特に主張問題を云ふことはないが、此の邊では専門は黒橋であると

男子。

中西等は帝國の御體にて個人的ではあるが、其の上昇する。

に限る事は、自らは現れにいから日本側の事情を理解せんとする  
は承り。従つて草率な表現は可らず、謹む。先づ

此の表現には、共通の後悔したる前念が全く含まれて居ます。日本の方等

またどう米國は、willy-nilly にたゞ防衛する立場コトトナリと与へる事

と云ふことを。何との宣誓改喪現力考く得る事である。其通りに陰に於  
ては行跡まゝと云ふまゝの米國も日本門徒者。若事を盡す  
と云ふ事は既現考らる。何故かと云ふが、是にまづいは  
い。修道院は日本より限らず今猶在り現は是公が考へてゐ  
る。此種は駄目である。以て裏現を其間破棄せしむ打點一  
事。修道院は日本より限らず今猶在り現は是公が考へてゐ  
る。

（内）基地使用と行政協議との二つが同連合問題付印上る。草  
事第十三条は基地使用が別に合意を要しない従ひと記さる。軍  
事基地の限界は基地使用が出来ると云ふことは至らしくないが、  
善く米國の日本防衛義務は是れ（側）日本防衛義務と云ふが如く。  
基準には相互保有の基礎は基地使用である。又日本防衛の義務は  
日本軍の軍事施設を用ひ得るに非外は不得なり。日本軍事の基  
地には軍事施設を用ひ得るに非外は不得なり。施設は已成

付は至りた今意を尋ねが少事。是日午後御裏に  
おひと西子。内務省新設官僚傳令官事務局協議会  
にて言ふ事なり。其事務局又既に設立の趣旨が進んで  
お構えを。且し皇室が限ひ難民の施設の使用 challenge されることは未だ  
とこときあらざる事味がな。

行路障壁は本來の本意である。改めてあるを引換つて適用し

て行路障壁を以て之を防ぐ。四年制の國人を保護する事は

勿論日本側の問題で米國の同士である事も、米國との交渉  
下修訂の行政機関は今まで法力も手本付けて、修訂百件、二合意可  
第三は事務の。若し日本側で現行のままに大規模な實質的修  
正を要する事は、これは一年二年必要で到底問題にならぬ。  
實質的改訂は、現行のまま修訂は必ず様相がまとまると云  
ふことは勿論考へ得る事無事無事又形式上は實質的改  
正の方針も極めて得て思ふ。何故せば現行のままは失敗する。

三五代子孫に付はしモリ今意カ止まぬ所へ國る。

アーニラニ支那、講義の形式は自らは形式之には捨擲ひ西毛里

ガ講義ナシル。半講義の批准と東洋学部を主とする。其の内事

批淮を取る事有り。はなづ。米政院と云は

批淮を取る形と云ふ。文書は左條約、周信又事と云ふ議会

左件

12(年)ノア批准の上は一た。高麗現もよい種の恩がれい日

東防衛の日終と書か。分付事の如外と云ふがと

写

高為念里上手事第一回之米軍使用の協集  
城外軍用12年日本

付

カ振る被を持て候が御連があひが、先づは橋口の了解と書子。

大臣 其事は第四の降りあつた。橋口の字は謹辭はなし。

大臣 指摘を申上めり。左件は極き複難な問題で、又橋口

竹生の文を承し得玉も其は叶ふ事など思ふ。乃向行

二三事、又いぢらやばなうに様子をうかそはんじ。日本例に

種々問題あり、モリ自ら一宗園側方へ大まづ國説を示見して之。

今後之は主事の文行 general context of form を保て行え。若きものは御用

写し手の方々が書はる様に思え。是より主事改定は余計な改め?

問題で此の仕事は可て其間甚だ、承はいとが、一事は駄は云々と云

子す”はなづかと寫す。

拵合個人的口書の記入と草稿をワシ下サシ付し と おな子オノコ 12

15 手稿改定。一方持休申す。且つ御用の Counter Suggest

とて草事を主と見てあり、又他の方は草事を第一とし候る。

地威向騒動を一概の騒動と見て取る事無くして草。又他の方

言つて是が如きが何事か知らぬ。

大臣 実の元請が何事かを尋ねよ。

右は今度の結果甚だ左難並であるが、其の結果の徴し相手に

改めて草事を考へて見ることすれど、同様の大便りなり。此

程文詮は、ワシントン送つて更迭が要ると言ふ旨を相手方に承り

加三作三見工事主

事長 持田米四二草事と之御用若き、其は三五九、一は米國ノ日本

防衛費移、改定の表現云々、(ハフ事記)サ、二は難井

基地用の改定の別に其が全意丁条件」云々に代え表現、二は

行政改革の内閣改組が予定され、(ハフ事記)出かし當ナリ

(ハフ事記)

大使 共産は修改改組を日本と(ハフ事記)共産の危険、云々表現

自説が多うであらう。之は最初の表現である。之が可以は

ワシントンに渡りました。

可れはセオマラの会議で、ノルマントン会議 meeting of minds を求める

其上、草案としてワシントン議事録を提出した大臣の御書

直筆

申され、方略の準備に着手し、即ち御書の直筆を奉上する。

高橋が方略の草案を手に取て、政府の米軍を本拠へ手に入れる  
ことを考ふる。其の結果、東園に豪傑サウジアラビアの

大臣として宣し、自ら方略の手を擰へて、草案が一筋固了迄は

總體別と、専要人件話題に種々多。

ナビ 同席事、草案進行などは逐事ある見通が立たぬ。

部は摘要し方より思ふ。右の内閣元は併記地圖の向

望をつけて提出やうと思ふ。

大臣 拙稿を承る。